

第22回委員会年次会合報告書

2015年10月12-15日 韓国、麗水

第 22 回委員会年次会合報告書 2015 年 10 月 12-15 日 韓国、麗水

議題項目1. 開会

1.1 開会の辞

- 1. 第 22 回委員会年次会合 (CCSBT 22) の議長として、クォン・ヒュンヲ ク氏 (韓国) が承認された。
- 2. 議長は、参加者を歓迎するとともに会合を開会した。

1.2 議題の採択

- 3. 議題は、別添1のとおり採択された。
- 4. 会合の参加者リストは別添2のとおりである。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

5. 委員会は、**別添3**の第22回委員会年次会合に付属する拡大委員会による 決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT 23 の議長及び副議長並びに開催地の選定

- 6. CCSBT 23 は、CCSBT 手続き規則の規則 2.2b に従って高雄市で開会されるが、会合の報告書の採択及び閉会については、メンバーが会合から帰国した後、休会期間中の意志決定プロセスを通じて電子的に行われる予定である。
- 7. インドネシアは、第 23 回委員会年次会合(CCSBT 23)の議長を指名する予定である。日本は副議長を指名する予定である。

議題項目 4. その他

8. その他の事項はなかった。

議題項目 5. 会合報告書の採択

9. 報告書が採択された。

議題項目 6. 閉会

10. 会合は、2015年10月15日午後4時25分に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第22回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

議題

第 22 回みなみまぐろ保存委員会年次会合 2015 年 10 月 12-15 日 韓国、麗水

- 1. 開会
 - 1.1 開会の辞
 - 1.2 議題の採択
- 2. 拡大委員会による決定事項の承認
- 3. CCSBT 23 の議長及び副議長並びに開催地の選定
- 4. その他
- 5. 会合報告書の採択
- 6. 閉会

参加者リスト 第22回みなみまぐろ保存委員会年次会合

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMMISSI	ON CHAIR							
Hyun-Wook	KWON	Ms	Director, Quarantine and Inspection Division	National Fishery Products Quality Management Service, Ministry of Oceans and Fisheries	337, Haeyang- ro, Yeongdo- gu, Busan, Korea	82 51 400 5710		6103kwon@naver.com
COMPLIAN	NCE COMMIT	TEE (CHAIR					
Stan	CROTHERS	Mr			NEW ZEALAND			crothers@xtra.co.nz
SCIENTIFI	C COMMITTE	Е СН	AIR					
John	ANNALA	Dr			NEW ZEALAND			annala@snap.net.nz
MEMBERS								
AUSTRALI	A							
Phillip	GLYDE	Mr	Deputy Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 2100		phillip.glyde@agriculture.gov. au
Ilona	STOBUTZKI	Dr	Assistant Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 4277		ilona.stobutzki@agriculture.go v.au
Erin	TOMKINSON	Ms	Assistant Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858, Canberra ACT 2601, Australia	61 2 6272 2438		erin.tomkinson@agriculture.g ov.au
Matthew	DANIEL	Mr	Southern Bluefin Tuna Fishery Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	6225		matthew.daniel@afma.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 416, Fullarton, SA 5063, Australia	61 (0)419 840 299	61 8 8682 3749	austuna@bigpond.com
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia		61 8 9335 5045	terryromaro@aol.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INDONESIA Toni	RUCHIMAT	Dr	Director for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	34530	truchimat@yahoo.com
Saut	TAMPUBOLON	Mr	Deputy Director for Fisheries Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	62 21 34530 08	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com
Yayan	HERNURYADI N	Mr	Assistant Deputy Directrate for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	34530	boyan_nuryadin@yahoo.co.id or sdi.djpt@yahoo.com
Novia Tri	RAHMAWATI	Ms	Senior Officer of Directrate for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	34530	novia_dkp@yahoo.com
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar – Bali, Indonesia	72739	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com
JAPAN Hisashi	ENDO	Mr	Chief Counselor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907 Japan	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	hisashi_endo@nm.maff.go.jp
Ryo	OMORI	Mr	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907 Japan	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	ryou_oomori@nm.maff.go.jp
Takeru	IIDA	Mr	Section Chief	Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907 Japan	81 3 6744 2364	81 3 3591 5824	takeru_iida@nm.maff.go.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Nabi	TANAKA	Ms	Official	Ministry of Foreign Affairs	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8919 Japan	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	nabi.tanaka@mofa.go.jp
Tomoyuki	ІТОН	Dr	Group Leader	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424- 8633 Japan	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr	Special Advisor	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- Chome, Koto- Ku, Tokyo 135- 0034 Japan	5646-		gyojyo@japantuna.or.jp
Hiroaki	KATSUKURA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- Chome, Koto- Ku, Tokyo 135- 0034 Japan	5646-		gyojyo@japantuna.or.jp
Kaoru	HANEDA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- Chome, Koto- Ku, Tokyo 135- 0034 Japan	5646-		gyojyo@japantuna.or.jp
Michio	SHIMIZU	Mr	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	mic-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp
Hirohito	IKEDA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 90 4322 8800	81 3 3294 9607	hirohito@poppy.ocn.ne.jp
Kojiro	GEMBA	Mr	Chief	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- Chome, Koto- Ku, Tokyo 135- 0034 Japan	5646-		gyojyo@japantuna.or.jp
Reiko	OHASHI	Ms	Chief	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- Chome, Koto- Ku, Tokyo 135- 0034 Japan	5646-		gyojyo@japantuna.or.jp
Yuki	SASAKI	Mr	Chief	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- Chome, Koto- Ku, Tokyo 135- 0034 Japan	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp

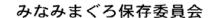
First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
NEW ZEAL	LAND							
Arthur	HORE	Mr	Manager Highly Migratory Species	Ministry for Primary Industries	PO Box 19/747, Avondale, Auckland, 1746, New Zealand	64 9 820 7686	N/A	Arthur.Hore@mpi.govt.nz
Kevin	SULLIVAN	Dr	Team Manager Fisheries Stock Assessment	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4264	N/A	Kevin.Sullivan@mpi.govt.nz
Alex	JEBSON	Mr	Legal Adviser	Ministry of Foreign Affairs and Trade	Private Bag 18- 901 Wellington 6160 New Zealand	64 4 439 8547	N/A	alex.jebson@mfat.govt.nz
REPUBLIC	C OF KOREA							
Hyunho	CHOI	Mr	Director	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5360	82 44 200 5349	redapple@korea.kr
Hongwon	KIM	Mr	Deputy Director	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5342	82 44 200 5349	hiro9900@korea.kr
Dojin	KWAK	Mr	Assistant Director	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5397	82 44 200 5349	aqua_flash@korea,kr
Jung-re	KIM	Ms	Advisor	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5398	82 44 200 5379	drew1126@naver.com rileykim1126@korea.kr
Doonam	KIM	Mr	Senior researcher	National Fisheries Research and Development Institute	210 Gijgang- Haeanro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 617-705, Korea	82-51- 720- 2334	82-51- 720- 2337	doonam@korea.kr
SungIl	LEE	Mr	Researcher	National Fisheries Research and Development Institute	210 Gijgang- Haeanro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 617-705, Korea	82-51- 720- 2325	82-51- 720- 2337	k.sungillee@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Taehi	RI	Mr	Director	Fisheries Monitoring Center	638, Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan, Korea	82 51 410 4101	82 51 410 1409	doha@korea.kr
Seunghyun	KIM	Mr	Inspector	Fisheries Monitoring Center	638, Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan, Korea	82 51 410 4103	82 51 410 1409	whizksh@korea.kr
Hyeongsik	GONG	Mr	Assistant Director	Natinal Fishery Products Quality Management Service	#337 Haeyang- ro, Yeongdo- gu, Busan		+82 51 400 5788	gokboo@korea.kr
Donggyu	SIN	Mr	Assistant Director	Natinal Fishery Products Quality Management Service	#337 Haeyang- ro, Yeongdo- gu, Busan		+82 51 400 5745	sksoj@korea.kr
Jun-Su	SONG	Mr	Asistant Manager		107-39, Tongil Ro, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	3277	82 2 365 6079	jssong@sajo.co.kr
Jae-Woon	PARK	Mr	Manager	Dongwon Industries Co., Ltd.	68, Mabang-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 3026	82 2 589 4397	jwoon76@dongwon.com
Jung-Hoon	HWANG	Mr	Assistant Manager	Dongwon Fisheries Co., Ltd.	8, Teheran-Ro 8 Gil, Gangnam- Ku, Seoul, Korea	-82 51 290 0182	82 51 206 2715	jhh@dwsusan.com
Hyun-Ai	SHIN	Ms	General Manager	Korea Overseas Fisheries Association	83 Nonhyeon- ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1612	82 2 589 1630	fleur@kosfa.org
Ho-Jeong	JIN	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	83 Nonhyeon- ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1613	82 2 589 1630	jackiejin@kosfa.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
OBSERVE	RS							
EUROPEA	N UNION							
Luis	MOLLEDO	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la loi, 200. B-1049. Belgium			luis.molledo@ec.europa.eu
Antony	Snellen	Mr	Adviser	European Union	Embassy of the Kingdom of the Netherlands 10th Fl. Jeongdong Bldg. 21-15 Jeong- dong-gil, Jung-gu, Seoul 100-784 Republic of Korea	82 2 311 8600 / 8670 / 8615 (direct)		anthony.snellen@minbuza.nl
FISHING E	NTITY OF TA	IWAN						
Shiu-Ling	LIN		Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)		886 2 8998 7395	shiuling@ms1.fa.gov.tw
Nien-Tsu	НИ	Prof Dr	Director	The Centre for Marine Policy Studies, National Sun Yat-sen University	70 Lienhai Rd., Kaohsiung 80424, Taiwan, R.O.C.	886 7 52557 99	886 7 52561 26	omps@mail.nsysu.edu.tw
Hao-Chin	HUANG	Mr.	General Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 831 2151	886 7 841 7519	edward@tuna.org.tw
I-Lu	LAI	Ms.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)		886 2 8998 7395	ilu@ms1.fa.gov.tw
Kuan-Ting	LEE	Mr.	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 841 9606	886 7 831 3304	simon@tuna.org.tw
Tsung-han	WU	Mr.	Officer	Department of International Organizations, Ministry of Foreign Affairs	Blvd.,	23482		thwu01@mofa.gov.tw
Yu-Ling	LIN	Ms	Executive Secretary	The Centre for Marine Policy Studies, National Sun Yat-sen University	70 Lienhai Rd., Kaohsiung 80424, Taiwan, R.O.C.	52557		lemma@mail.nsysu.edu.tw

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
SOUTH AF	RICA							
Mqondisi	NGADLELA	Mr	Director: Intergovern mental and International Relations	Agriculture, Forestry &	Private Bag X2, Roggebaai, 8012	021 402 3654	021 425 3626	MqondisiN@daff.gov.za
Saasa	РНЕЕНА	Mr	Director: Off shore and High Seas Fisheries Management	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2, Roggebaai, 8012	021 402 3574		SaasaP@daff.gov.za
Nkosinathi	DANA	Adv	Director: Monitoring & Surveilance	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2, Roggebaai, 8012	021 402 3504		NkosinathiD@daff.gov.za
THE UNIT	ED STATES OF	AME	CRICA					
Melanie	KING	Ms.	International Policy Advisor	NOAA Fisheries	1315 East West Highway (F/IA), Silver Spring, MD 20910 USA	001 301 427 8366		melanie.king@noaa.gov
	ENT ON THE C				ROSSES AND		ELS	
Warren	PAPWORTH	Mr	Executive Secretary	Secretariat to the Agreement on the Conservation of Albatrosses and Petrels	27 Salamanca Square, Battery Point 7004, Tasmania, Australia	61 439 323 505		warren.papworth@acap.aq
HUMANE S	SOCIETY INTE	ERNA	ΓΙΟΝΑL					
Nigel	BROTHERS	Mr	Seabird consultant	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	brothersbone@yahoo.com.au
TRAFFIC			_					
Hiromi	SHIRAISHI	Ms	Programme Officer	TRAFFIC	6th Fl. Nihonseimei Akabanebashi Bldg., 3-1-14, Shiba, Minato- ku, 105-0014 Tokyo, Japan	81 3 3769 1716	81 3 3769 1717	Hiromi.Shiraishi@traffic.org
COMPLIAN	NCE COMMIT	TEE (CHAIR ELE	CT				
Frank	MEERE	Mr			AUSTRALIA			fmeere@aapt.net.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INTERPRE	ETERS							
Saemi	BABA	Ms						
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Sangwon	LEE	Mr						
Jiyon	JUNG	Ms						
CCSBT SE	CRETARIAT							
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37,	61 2	61 2	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager		Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	6282 8396	6282 8407	CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager		AUSTRALIA			siball@ccsbt.org
Glen	HONG	Mr	Assistant					ghong@ccsbt.org





別添3

第22回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2015年10月12-15日 韓国、麗水

第 22 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書 2015 年 10 月 12-15 日

韓国、麗水

議題項目1. 開会

1.1. 第22 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

- 1. クウォン・ヒュンヲク氏 (韓国) が CCSBT 22 に付属する拡大委員会 (EC) 議 長として確認された。
- 2. 議長は参加者を歓迎するとともに、会議を開会した。
- 3. メンバー、協力的非加盟国 (CNM) 及びオブザーバーは、それぞれの代表団を紹介した。参加者リストは**別紙1**のとおりである。

1.2. 議題の採択

- 4. 議題は**別紙 2** のとおり採択された。会合は、CCSBT と CCAMLR との協定の更新について議論するため、新たに議題項目 (16.3) を追加することに合意した。議題項目 2 の前に、議題項目 5 及び議題項目 12 を検討するという議長の提案が受け入れられた。この時点では、その他の事項は提起されなかった。
- 5. 会合に提出された文書のリストは**別紙3**のとおりである。

1.3. オープニング・ステートメント

1.3.1. メンバー

6. ECのメンバーによるオープニング・ステートメントは**別紙4**のとおりである。

1.3.2. 協力的非加盟国

7. CNMによるオープニング・ステートメントは**別紙5**のとおりである。

1.3.3. オブザーバー

8. オブザーバーによるオープニング・ステートメントは別紙6のとおりである。

議題項目 2. 事務局からの報告

- 9. 事務局長は、CCSBT 21 以降の事務局の活動を総括した文書 CCSBT-EC/1510/04 を説明した。
- 10. 事務局長は、特に以下の2点について、メンバーに対して注意を喚起した。
 - 文書の別紙 B に示した CCSBT 手続規則(主に規則 6 及び 10)の修正案
 - 現在 CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアから入手可能となっている、オンラインの CCSBT 措置総覧案。総覧は、メンバーに対して過去及び現行の全ての CCSBT 措置に関するリストを提供するとともに、それらの参照を容易化するための分類体系を提案したものである。
- 11. 会合は、手続規則のうち、休会期間中の意志決定に関する規則 6 にかかる事務局からの改正提案に合意した。補助機関の報告書を適時的に公開できるようにするための規則 10 の改正にかかる検討は、議題項目 17 に議論が先送りされた。
- 12. 会合は、ECが、改定戦略計画に関する作業の一貫として、CCSBTの全ての補助機関の議長との契約及びその在任期間に関する共通基準にかかる作業を進めていることを踏まえつつ、SC/ESC議長との契約期間を1年間延長することに合意した。この作業は、CCSBT 23までの休会期間中に進められる予定である。

議題項目 3. 財政及び運営

- 13. 事務局長は、EC が審議する必要がある財政事項(2015 年の改訂予算(CCSBT-EC/1510/05)、2016 年の予算案及び 2017-2018 年の仮予算(CCSBT-EC/1510/06)を含む)の概要を説明した。
- 14. 2015年の支出については、予算の6つの経費部門のうちの5つにおいて節約があり、2015年の承認済み支出額より全体で8.7%低くなる見込みである。最大の節約は、2015年には実施されなかった航空目視調査にかかる費用で、その額は100,000ドルであった。
- 15. 事務局長は、2015年7月の CCSBT 戦略・漁業管理作業部会(SFMWG)及び 2015年9月の拡大科学委員会 (ESC) の両会合からの助言を踏まえて 2016年予 算案及び 2017-2018年仮予算を作成したと述べた。2 つの予算文書にかかる詳細な検討は、財政運営委員会 (FAC) に付託された。
- 16. ケビン・サリバン博士 (ニュージーランド) が FAC 議長として指名された。
- 17. EU は、EU が拡大委員会のフルメンバーとなったことから、EU による財政負担が将来の CCSBT の予算に影響を与える可能性があることを指摘した。このため、EU は、事務局に対し、FAC にアップデートした予算の見込額を示すよう要請した。
- 18. 以下の事項について検討するため、FAC が招集された。
 - 2015年改訂予算

- 2016年予算案
- 2017-2018年仮予算

3.1. 財政運営委員会からの報告

- 19. 財政運営委員会 (FAC) 議長は、別紙7のFAC報告書を説明した。同報告書には、2015年の改訂予算及び2016年の勧告予算が含まれている。
- 20. 科学調査計画 (SRP) の様々な要素の価値及び費用に関する議論の後、FACが行った仮定が実行されることを条件に、ESCから提案されたオプション A (CCSBT-EC/1510/Rep02を参照) により予算を措置することが合意された。このオプションには、2017年の航空目視調査、長期的な遺伝子標識放流計画の実施及び2016年以降の近縁遺伝子サンプルの処理(サンプルの在庫が増加するのを避けるため)が含まれる。

2015 年

21. 会合は、FAC報告書の別添 A のとおり、2015年の改訂予算を採択した。

2016 年

- 22. FAC は、2016年予算における 8 項目での支出削減を勧告した。2016年予算案では、全てのメンバーにおける予算の増加幅が前年比 10%を超えないようにすることが考慮された。
- 23. 会合は、FAC報告書の別添Bのとおり、2016年予算を採択した。

2017年から2018年

- 24. FAC は、2017年から2018年にかかる仮予算においても、メンバーの分担金の増加幅を前年比10%よりも低く抑えたことを指摘した。これは、南アフリカが2016年上半期にECに加盟することを前提としており、またオーストラリア及びインドネシアから申し出があった自主的な貢献、及びEUによる自主的な貢献の可能性も含めたものである。
- 25. 2015 年及び 2016 年の予算の採択の受けて、オーストラリアは、CCSBT の予算が ESC に対して調査の優先順位に関する指針を示していると述べた。
- 26. 会合は、2016年にどのメンバーの QAR を実施すべきかについて検討した。 2016年は、韓国とニュージーランドの両国において QAR が実施されることが 合意された。このことが 2016年及び 2017年の予算全体に影響を及ぼすことの ないよう、事務局長に対して、2016年及び 2017年における事務局の預金からの 引出し額の割合を調整する権限が与えられた。これにより、2017年は QAR が 実施されないこととなり、QAR プログラムの継続性に影響があることが留意された。しかしながら、2018年に実施予定の台湾の QAR を 2017年に持ってくる ことができるような節約を 2017年に確認することができる可能性があることが さらに留意された。EUの QAR については、その後の実施が想定される。

議題項目 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

- 27. 国別報告書に関する質問に対して、以下の回答があった。
 - オーストラリアは、遊漁により漁獲された SBT の売買は禁止されていることを確認した。
 - 日本は、2014年の日本の海鳥混獲が2013年より増加したことについて、これは最近改善された混獲緩和措置を他のRFMOが導入する前に発生したものであると説明した。また日本は、混獲の水準は船によって大きく異なっていることから、このバラツキの原因について調査を行う予定であり、混獲の水準が高い船に対しては必要に応じて教育及び指導を行う予定であるとした。日本は、混獲として捕獲される海鳥の数は、新たな海鳥混獲緩和措置が導入されたことによって減少していくものと予想している。

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

- 28. オーストラリアは、現在オーストラリアのカーティン大学のユアン・ハーヴィー教授により取り組まれている同国のステレオビデオ調査プロジェクトの状況について口頭で説明した。
- 29. 本プロジェクトの究極の目標は、ステレオビデオ画像を分析するアルゴリズムを用いて、魚の測定及び認識を自動化することである。本プロジェクトは、以下の3つの主要な目的から構成されている。
 - 使用するアルゴリズムを開発すること
 - 半自動的に生成された平均体長及び体重を、手作業で得たそれと比較することにより、アルゴリズムの正確性を確認すること
 - 測定し得る魚の割合を推定すること
- 30. 現在までに、8回の移送において合計 23,000 尾の SBT がモニタリングされており、プロジェクトは 2016 年初頭に完了する見込みで、休会期間中のその時点で報告書はメンバーに対して提供される予定である。
- 31. 日本は、報告書が完成した時点でメンバーはどのような結果を知ることができるのかについて質問した。
- 32. オーストラリアは、生け簀に移送される SBT にかかる信頼性の高い半自動的計量結果を得るまでにどれくらいの時間がかかるのかにかかる推定値を得ることを想定していると述べた。現在は、ビデオから手作業で推定値を得るまでに数日を要する。この調査プロジェクトの意図は、移送をリアルタイムで分析することができるのかどうか、もしできるならば各技術ごとに比較可能な費用の見積りを得ることである。その後に、政府はその費用が業界にとって受け入れ可能なものかどうかを判断する必要がある。
- 33. 日本は、ESC は 2016年に 2018-2020年のクオータブロックの TAC 勧告に関する助言を検討する予定であり、ESC が会合する前に表層漁業に関する 20%の不確実性に対処しておくことが望ましいと述べた。複数のメンバーは、オーストラリアに対し、手作業による手法の正確性を判断することができるよう、2016

年初頭の表層漁業の漁期において、半自動的手法で得た推定値と 100 尾サンプリングによる手作業の推定値とを比較するよう要請した。そこで正確性に関する何らかの問題があれば、そのことはメンバーに対して報告されるべきである。

34. 畜養 SBT の成長率の推定に関するシンプルかつ実施可能な手法として、日本は、オーストラリアに対して、100 尾サンプリングの際に魚に標識付けし、その後の取り上げの際にこれらの魚を測定するよう要請した。

議題項目 5. 遵守委員会からの報告

- 35. 遵守委員会 (CC) 議長のスタン・クローザース氏は、第10回遵守委員会 (CC 10) 報告書及び作業計画 (報告書パラグラフ99) について説明するとともに、 生産的かつ協力的な会合に関して参加者に感謝した。
- 36. CC 議長は、CC 10 報告書パラグラフ 112 の勧告に対する注意を喚起した。
- 37. EC は、本会合の議題項目 13 及び 14 においてさらに検討することが合意された 以下の事項を除き、CC 10 報告書及びパラグラフ 112 の勧告を採択した。
 - 南アフリカ、フィリピン及び場合によっては EU (EC のメンバーとして認められなかった場合) の協力的非加盟国としての地位を継続すること
 - シンガポール及び米国を、将来の遵守委員会会合に参加するよう招待すること
- 38. 会合は、2016年に韓国及びニュージーランドで実施することが提案されている 2 カ国の品質保証レビュー (QAR) について検討した。メンバーは、2016年は (2 カ国ではなく) 1 カ国のみで QAR を実施した場合に費用が節約できるのか どうかについて質問した。事務局長は、1 カ国のみで QAR を実施した場合、約 25,000 ドルの節約が見込まれると述べた。
- 39. メンバーは、2016年に CDS ワークショップを開催することを支持し、オーストラリアは、費用削減を支援するためにキャンベラの会議場を提供することを申し出た。
- 40. 会合は、**別紙8**の第10回遵守委員会会合(CC10)報告書について、その作業計画及び勧告とともにこれを採択した。
- 41. メンバーは、任期を終える遵守委員会議長のスタン・クローザース氏に対して、その卓越したサービスと、議長在任中に CCSBT によってなされた有益な遵守上の進捗に関して感謝の意を表明した。これに続いて、会合は、遵守委員会の次期議長として、フランク・ミーア氏を祝福し、歓迎した。

議題項目 6. 戦略・漁業管理作業部会からの報告

42. 戦略・漁業管理作業部会 (SFMWG) 議長のフィリップ・グライド氏は、2015 年7月 28-30 日にキャンベラ (オーストラリア) で開催された第4回戦略・漁業

管理作業部会会合(SFMWG 4)の報告書について説明した。SFMWG 4 報告書は別紙 9 のとおりである。SFMWG 4 において検討された主な事項は以下のとおりである。

- CCSBT科学調査計画(SRP)、特に科学航空目視調査に関する資金拠出取決め
- 改定 CCSBT 戦略計画の策定
- 漁業管理計画にかかる検討
- 生態学的関連種に関する改正最低履行要件
- CCSBT 遵守委員会の新議長の指名
- 43. 会合は、SFMWG 4 報告書を採択するとともに、SFMWG からの勧告に留意した。

議題項目 7. 生態学的関連種作業部会からの報告

- 44. 事務局長は、2015年3月3-6日に東京(日本)で開催された第11回生態学的関連種作業部会会合(ERSWG11)報告書を総括した文書 CCSBT-EC/1510/10を説明した。本文書には、別添Bとして科学オブザーバー計画規範(SOPS)改正案、別添CとしてERSWG11が合意した修正SMMTG¹勧告が含まれている。
- **45. ERSWG 11** は、拡大委員会に諮るため、CCSBT 科学オブザーバー計画規範 (SOPS) の最終改定案を採択すること、並びに CCSBT と ACAP² の間の了解覚書 (MoU) 案の承認及び強い支持を含む 5 つの勧告を行った。
- 46. 会合は、CCSBT と ACAP との間の MoU については議題項目 16.2 において審議 することに留意しつつ、改定 SOPS 及び修正 SMMTG 勧告を含む ERSWG 11 報告書を採択した。ERSWG 11 報告書は別添 10、SMMTG 報告書は別添 11 のとおりである。
- 47. 一部のメンバーは、海鳥混獲に対処するために緊急的な措置が必要として ERSWG が繰り返した助言に留意した。
- 48. 一部のメンバーは、まぐろ類 RFMO 間の調整が必要とされており、このことは 混獲緩和措置の導入において重要な点であることを強調した。

議題項目 8. 拡大科学委員会からの報告

- 49. ESC 議長は、文書 CCSBT-EC/1510/11 及び CCSBT-EC/1510/21 において総括された ESC 会合報告書について説明した。SC 20 報告書は**別紙 12** のとおりである。
- 50. メンバーは、ESC 議長に対し、将来の加入量モニタリング、遺伝子標識放流プロジェクト、科学調査計画(SRP)のオプション、及び新たな管理方式(MP)

¹SMMTG: CCSBTの「海鳥混獲緩和措置の有効性に関する技術部会」

² ACAP: アホウドリ類及びミズナギドリ類の保存に関する協定

の開発に関する ESC からの助言の性質について多数質問した。これらの質問に対して、ESC 議長及び ESC 出席者は以下のとおり述べた。

- ESC は、科学及び費用対効果の両面で、MP において航空目視調査に替わる 最良の代替手法は遺伝子標識放流であると助言した。
- 遺伝子標識放流による加入量の推定値は、一義的には毎年提示されることが理想だが、一度確立されてしまえば、加入量の推定値を2年ごとに提示することでも可であると考えられる。また、2年ごとの航空目視調査指数で運用できるようにMPを改造することも技術的には可能であるが、このオプションはロジ上の問題、すなわちスポッターの確保の問題のためにおそらく不可能である。
- ESC は、MPのメタルール・プロセスにおける例外的状況の可能性について 広範な議論を行った。ESC は、資源及び MPの再建パフォーマンスに対する 潜在的なリスクについて、個々の問題(UAM、過剰漁獲、加入量モニタリン グの欠如の可能性)が組み合わさった場合は深刻な懸念が生じることに留意 した。ESC は、UAM に関する EC の作業計画の完了にかかる優先順位に対す る以前の助言を繰り返した。
- 2014年のESCにおける未考慮死亡量(UAM)の影響に関する議論において、「added catch シナリオ」は、UAMの起源に関して利用可能な限定的情報から生成した、1000トンの小型魚及び1000トンの大型魚の追加を想定したものであった(2014年のESC報告書パラ28及び別紙8の表2のとおり)。考え得る要因としては、インドネシアの過剰漁獲(大型魚)、遊漁及び投棄(小型魚)が含まれていた。また、このシナリオでは、表層漁業による20%の過剰漁獲の継続も想定していた。
- 遊漁漁獲量は、メンバーの中で当該分のアローワンスが設定された場合に は、未考慮死亡量とは見なされなくなる。
- 非メンバーによる SBT 漁獲量の推定値は、WCPFC 及び IOTC メンバーの漁 獲努力量データから生成されたものであり、それら RFMO のメンバーであっ て CCSBT のメンバーではない国から得られた、SBT が漁獲された可能性が ある海域及び時期のデータが含まれている。
- ESC が望ましいと考えるアプローチは、遺伝子標識放流が確立されるまでは 航空目視調査を継続するという現在の SRP のアプローチであるが、SFMWG からの要請に応え、三つのより安価なオプション (A、B 及び C) が提示され た。
- ESC は、2021-23 年の TAC を設定するための新たな MP を 2019 年までに開発することは可能と考えるとともに、必要となる費用について留意した。
- 51. ECは、ESC 20報告書を採択するとともに、その勧告に留意した。

8.1. SFMWG からの要請に対するESC の助言に関する検討

- 52. SFMWG4は、ESCに対して以下の事項に関する助言を要請した。
 - 調査予算の制約を踏まえた上での、2016年から 2018年の間の ESC の調査に かかる相対的な優先順位

- 現行の MP の継続(2017年から2019年までの航空目視調査の実施を含む)に かかる費用対効果
- 現行の MP アプローチの代替策に関するあらゆる予備的検討(可能な場合は それらの相対的な費用対効果の提示を含む)
- 53. ESC 議長は、上記の各事項(ESC 報告書パラグラフ 181) について説明し、これについて広範な議論がなされた。以下のような多数の問題が提起された。
 - 利用可能な2015年の加入量モニタリング指数がない。
 - ESC が望ましいとしたオプションは、新たな MPへの移行期間(2019年まで)を通して可能な限り航空目視を継続することであった。
 - 遺伝子標識放流から得られる加入量指数は、(航空目視データの替わりとして)直ちに MP に組み込むことはできず、CCSBT が既存の MP から新たな MP に移行するための移行期間が必要と考えられる。
 - インドネシアの耳石の分析は、産卵親魚資源のサイズにかかる重要な指標である。
- 54. ESC の参加者は以下を指摘した。
 - 2017年の航空目視調査の実施は、加入量指数と、2017年に予定されている次回の全面的な資源評価における重要な入力データの一つを提供することとなる。全面的な資源評価は、ECの再建目標の達成状況を判断するために重要なものである。また、2017年の航空目視調査の実施は、もしも遺伝子標識放流アプローチの開発又は新たなMPの開発に遅れが生じ、現行のMPが必要になった場合に、これを引き続き使用することを可能にするものである。
 - 2017年にASが実施されなかった場合、そのロジ上の問題から、(必要になった場合でも)2018年からこれを再開することは非常に困難である。
 - ESCが、2016年より先に航空目視調査が継続されない場合のリスク及び影響に関する助言を行ったことが留意された。このことは、新たな MP が開発される必要があること、ECが、試験され、かつ同意された再建計画を有さないことを意味すると考えられる。ESCは、MP (現行の加入量モニタリングを含む)の継続性は、将来の TAC を修正するための MP へのフィードバックメカニズムにおいて、そのパフォーマンスに寄与する意味でも重要である事に留意した。2016年より先に AS が実施されず、かつ MP がない場合、その状況は毎年のメタルール・プロセスの一環として検討される必要がある。このような状況は、2015年に発生した状況、すなわち 2015年に AS は行われなかったが 2016年の AS の実施及び現行の MP に関するコミットメントがあった状況とは全く異なる。
- 55. メンバーが優先すべきこととして、頑健な科学ベースの MP を維持すること、 及びよりロジ上のリスクが低いと考えられる、より費用対効果の高い MP に移 行していくことに関して全般的なコンセンサスがあった。メンバーは、新たな MP に入力する加入量指数として遺伝子標識放流データを使用することができるよう、遺伝子標識放流に関する作業を加速化することが最良の方策と考えられる事に合意した。これに続く重要な問題は、現行の MP から、航空目視調査データではなく遺伝子標識放流データを加入量指数として用いる新たな MP に移

行していく際の、最も費用対効果が高い方法を特定することであると考えられる。

- 56. ESC 議長は、近縁遺伝子 (CK) 分析は、資源評価へのインプットとしての産卵 親魚資源量の絶対的な推定値を提示するために使用し得る強力な技術であり、 本調査に関して、メンバーがそれぞれの費用対効果を検討すべき以下の3つの 異なる予算上のオプションがあると述べた。
 - 毎年の CK サンプルの収集を継続し、収集されたサンプルの遺伝子型決定を 行うとともに、保管されている未処理サンプルの遺伝子型決定を開始する (最も費用がかかる)
 - 毎年の CK サンプルの収集を継続し、収集されたサンプルの遺伝子型決定を 行うが、保管されている未処理サンプルの遺伝子型決定は行わず現状のまま としておく(費用は中程度)
 - 毎年の CK サンプルの収集を継続するが、収集されたサンプルの遺伝子型決定は行わず、また保管されている未処理サンプルの遺伝子型決定も行わずに現状のままとしておく(費用は最も低い)
- 57. 既存及び将来の MPへの入力データを提供するための様々な調査オプションの 実施にかかる費用について広範な議論がなされ、一部の事項については FAC に さらなる検討が付託された。ニュージーランドは、現状の SBT 資源の状況を踏まえれば、資源評価に対する貴重な貢献として近縁遺伝子の作業を継続することは重要であると述べた。
- 58. オーストラリアは、ECはTACの設定の指針としての頑健な科学ベースのMPが存在することを確保する必要があり、現在の予算上の制約は、委員会の再建戦略を支えているMPの運用について、ECがこれを保証できない状況に追い込まれるリスクがあると述べた。2018-20年の次期クオータブロックのTAC設定を考慮すると、ECがこれの指針としてMPを保有することに関して自信を持つ必要がある。MPがなく、また遺伝子標式放流が次期クオータブロックにフィードバックできるような加入量モニタリングとなるという期待した成果も得られない状況となる懸念がある。ESCが望ましいと考えたのは、航空目視調査に基づき現行のMPを走らせる一方で、遺伝子標識放流アプローチ及び新たなMPを開発することであったことを想起すべきである。MPが得られなかった場合は、TACに対してより予防的なアプローチをとる必要があり、業界および再建戦略に対する確実性が低減されることとなる。また、ECは、オーストラリアがそうしてきたように、ECも現行のMPに対して相当の投資を行ってきたことに留意すべきである。
- 59. 予算上の制約、特に 2017 年の予算の増加幅が前年比で 10%を超えることが見込まれていることに対する一助となるよう、複数のメンバーが以下のような予算への自主的貢献を申し出た。
 - 調査計画に対する包括的な貢献の継続にかかる CSIRO の意向を踏まえ、オーストラリアは、2017年予算において、遺伝子標識放流パイロットプロジェクトに対して一度限りの自主的貢献を行う用意があると述べた。このことは、2017年の航空目視調査に対して EC が予算措置を行うこと、及び EC が合意

した MP の実施にかかる継続的な費用は EC によって賄われるという原則を 条件とするものである。

- EU は、2017年の遺伝子標識放流及び近縁遺伝子調査プロジェクトへの予算 措置を支援するための一度限りの自主的貢献、及び2018年にEUがホストす る予定のCCSBT会合にかかる費用の最大80%を負担する可能性について検 討していることを確認した。
- インドネシアは、2017年にバリで CCSBT 24 を開催する際、会場借料、ケータリング及び機器にかかる費用を負担する予定である。
- 60. 会合は、オーストラリア、EU及びインドネシアに対して感謝するとともに、自主的な貢献の申し出を踏まえ、2016年及び 2017年の両年において航空目視調査を実施すること、(ESCのオプション Aに従って)パイロット研究を 2016年に開始することで遺伝子標識放流を前倒しすること、及び近縁遺伝子について中程度の費用のオプション(すなわち毎年の CK サンプル収集を継続し、収集したサンプルの遺伝子型決定を行うが、保管されている未処理サンプルについては遺伝子型決定を行わない)をとることへの支持に合意した。
- 61. 2017年の航空目視調査は、2016年7月頃に契約を行う必要があることが留意されるとともに、事務局が、2016年6月に、2017年の航空目視調査に対する予算措置の承認について休会期間中の決定を求めることが合意された。
- 62. これらの調査プロジェクトに対して CCSBT の予算が割り当てられていることから、これらの調査プロジェクトから得られたデータ及び結果は全てのメンバーに対して共有されるべきであることが留意された。
- 63. 会合は、オプション A (別紙7) を支持することに合意した。

議題項目 9. 総漁獲可能量及びその配分

9.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量

- 64. 議長は、CCSBT 22 に対する年次報告書の中で、各メンバーはそれぞれの帰属 SBT 漁獲量³ に関連する以下の点について報告するよう要請されていると述べた。
 - 適当な死亡要因に関して実施した各メンバーの調査
 - メンバーは、帰属死亡量にかかる全ての要因について、最良の推定値に基づき、2016-17 クオータ年からアローワンスの設定を開始すること

慣習的及び/又は伝統的漁業

³「メンバー又は CNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする。

[•] 商業的漁業操業 (SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない)

[•] 放流及び/又は投棄

遊漁

沿岸零細漁業」

- 65. EC は、本件は非常に重要な問題であり、未考慮死亡量を削減し、かつ次のクオータブロックにおける MP の TAC 勧告の信頼性を確保する上でその進捗は極めて重要であることに合意した。メンバーがそれぞれの帰属漁獲量を完全に考慮しない場合、TAC を勧告する MP によって達成される再建率は目標を下回るものになると考えられることが留意された。このことは、MP からの TAC 勧告を採択するための EC の能力に対して影響を与えるものと考えられる。
- 66. メンバーの一部はそれぞれの帰属漁獲量の考慮に向けて順調な進捗を見せているが、他の一部メンバーに関しては期待されていたような進捗が見られないことが留意された。
- 67. 日本は、同国の放流及び投棄量に関する最良の利用可能な情報を得るとともに、これを次年の同国の国別配分量に組み込む予定であると述べた。
- 68. オーストラリアは以下のとおり述べた。
 - 現在のはえ縄漁業の管理要件では、投棄について、魚が生きており元気な状態である場合のみ放流できるとしている。電子モニタリングの導入に関して、オーストラリアは、投棄率を確認するため、電子モニタリングの映像をレビューし、これをログブックの記録と比較している。
 - SBTの国内遊漁漁獲量の推定手法に関する調査はほぼ完了しており、報告書は2015年末までに公表される予定である。この報告書はメンバーに回章される予定である。信頼性の高い推定値を得るために必要な調査手法はかなり費用がかかるものと考えられており、その実施には関連する州政府の関与が必要である。
 - 帰属漁獲量に関するアローワンスの設定は2018年から開始する予定である。
- 69. EU は、全てのメンバーに対し、CCSBT 21 報告書に示された行動ポイントの実施を加速化するよう奨励した。

9.2. TAC の決定

- 70. 議長は、会合に対し、ESC は、2016 年から 2017 年の TAC に関する 2013 年の拡大委員会の決定を修正する必要はないと勧告していると述べた。
- 71. EC は、2016年の TAC が 14,647 トンとなること、及び 2017年の勧告 TAC は引き続き 14,647 トンであることを確認した。
- 72. 会合は、2018年から 2020年の TAC 期間において非メンバーの漁獲量を考慮していくプロセスについて検討した。非メンバー漁獲量の考慮に当たって適用し得る、以下の二つの一般的なアプローチが合意された。
 - 一つ目のアプローチ(直接的アプローチ)は、非メンバーの漁獲量を推定した上で、全世界の TAC をメンバー及び CNM に配分する前に、非メンバー漁獲量を考慮するためのアローワンス分として除外しておくものである。
 - 二つ目のアプローチ (MPアプローチ) は、非メンバーの漁獲量にかかる妥当なシナリオをカバーする別のシナリオにより MPを再調整し、MPに、非メンバー漁獲量の不確実性を考慮した TAC を勧告させるものである。

- 73. 2016年に MP を走らせる必要があること、及び MP の再調整及び必要な試験の実施のために十分な時間がないことから、2018-2020年のクオータブロックに関して MP アプローチは実行可能ではないことが合意された。しかしながら、会合は ESC に対し、直接的アプローチと MP アプローチの長期的な(すなわち2021-2023年のクオータブロックにおける)相対的メリット、及び非メンバー船団による相当の漁獲があると考えられる場合、又は別の要因が、資源再建のトレンドにどのような影響を与える可能性があるのかに関して助言するよう要請した。
- 74. 会合は、CCSBT 23 までに非メンバー漁獲量にかかる最良の推定値を得ることの 重要性の高さ、及び非メンバー漁獲量の推定に用いる手法については SBT を漁 獲していると考えられる船団に関する情報とともに明確に説明される必要があ ることについて強調した。この文脈において、EC は ESC に対し、同委員会の 非メンバー漁獲量の推定値をさらに改善するとともに、透明な形でこれを報告 するよう要請した。このことは、ESC が CPUE モデリンググループに付託した 任務の一つであることが留意された。また、ESC が EC に対して、緊急的課題 として全ての UAM の要因を定量化するための措置を講ずるよう助言したこと も留意された。また、ESC は、CC に対して、非メンバー漁獲量に関するデータ をさらに提供するよう要請している。
- 75. さらに EC は、SBT の漁獲に関わる船団に対して協力を求めるとともに、非メンバーの漁業がどのようにして規制又は管理されているのかを検討することができるよう、これら船団にかかる知識が重要であることに留意した。

9.3. 調査死亡枠

76. EC は、2016年における調和死亡枠(RMA)について、オーストラリア及び日本による総計 7.7 トンの要請を承認した。

9.4. TAC の配分

- 77. インドネシアは、同国の国別配分量を増加させるために CCSBT 20 に提出した 提案に言及した。同国は、SBT 漁獲にかかる長い歴史を有する同国の漁獲能力 に対して現状の国別配分量は低すぎるものであり、同国の沿岸零細漁業者の関心に対応するための提案を提出したと述べた。インドネシアは、EC に対し、締約国の配分に関する決定に関して、委員会は「みなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する締約国の利益を考慮する」と規定した 条約第8条第4項の4cについて考慮するよう改めて求めた。
- 78. メンバーは、インドネシアの立場に共感するとともに、以下に留意した。
 - EC は、同国の過剰漁獲に関してインドネシアの配分量の削減を求める代わりに、メンバーが同国の配分量の管理に関してインドネシアを支援するための助言を行う形でのサポートを申し出る形で、インドネシアに対する是正措置政策を適用した。

- 現在のクオータブロック期間内については、メンバーの国別配分量は既にコミットされているため、同クオータブロック期間内でインドネシアの要請を検討することは極めて困難である。
- 国別配分量の増加を求める最良の機会は、2016年に2018-2020年の期間の TACが配分される時であると考えられる。しかしながら、増加したクオータ に対しては、以下のような問題に関して相当量が要求されるものと考えられ る。
 - o メンバーの帰属漁獲量(遊漁、沿岸零細漁業及び投棄量など)を完全に考慮することを支援するために増加分を用いることの要請
 - o 非メンバーの未考慮死亡に関するアローワンスの提供
 - o 日本のノミナル漁獲量への復帰
- 79. 南アフリカは、会合に対し、同国も国別配分量の増加について検討されたいと考えていると述べるとともに、EC に対して、将来の TAC 増加の際、クオータの少ないメンバーが最も大きな割合で TAC の増加を受けることができるような変動配分を検討するよう要請した。
- 80. 2016年及び 2017年の国別配分量は、文書 CCSBT-EC/1510/12 において明示されたものから変更はない。国別配分量は下表 1 のとおりである。

表1:2016年及び2017年の国別配分量

	(A) 南アフリカが 5月 31日までに加盟し、同 年に 150トンのノミナ ル漁獲量を受ける場合	(B) 南アフリカが 5 月31 日までに加盟せず、同年に追加配分を受けない場合⁴
日本	4,737	4,847
オーストラリア	5,665	5,665
ニュージーランド	1,000	1,000
韓国	1,140	1,140
台湾	1,140	1,140
インドネシア	750	750
南アフリカ	150	40
フィリピン	45	45
欧州連合	10	10

⁴日本以外のメンバーは既にそれぞれのノミナル漁獲量に達しているため、(南アフリカからの)110トンの追加配分を全ての日本に振り向けた数字である。

議題項目 10. CCSBT 戦略計画及び漁業管理計画

10.1. 2015 年の行動スケジュール

10.1.1. 旗国/漁業主体による漁獲能力の自己評価

- 81. インドネシアは、同国の漁獲能力の自己評価に関する文書 CCSBT-EC/1510/29 を 説明した。
- 82. メンバーは、総トン数 30 トン未満のインドネシア漁船に関して明確化を求めるとともに、そのうちのいくつが沿岸零細漁船であるのか、どれくらいが半職業的漁業者であるのか、どのようにすればそれらを管理することができるのかについて質問した。インドネシアは、30 トンより大きい船舶は同国の新たな CDS及びクオータ管理システムによって中央政府によって管理され、5-30 トンの船は地方政府によって管理されている一方、5 トン未満の船舶に関しては漁業免許が不要であると述べた。インドネシアは、30 トン未満の同国の船に対してCCSBTが追加的なクオータを配分するならば、同国はこれらの漁船についても大型漁船と同様のアプローチで管理できる可能性があると述べた。

10.2. 改定戦略計画の策定

- 83. 事務局は、改定戦略計画案に関する文書 CCSBT-EC/1510/13 を説明した。
- 84. 会合は、改定戦略計画について検討し、未解決だった文言を最終化し、追加修正を行うとともに、行動計画を最終化した。
- 85. 会合は、別紙 14 の戦略計画を採択した。
- 86. オーストラリアは、補助機関の議長に関する取決めにより一貫性を持たせることを目的として、補助機関に関する取決め案の作成を申し出た。オーストラリアは、ドラフトの作成にあたって事務局長と相談する予定である。
- 87. 会合は、事務局に対し、メンバー国政府に課される分担金とは別に、代替的な資金調達源として他の機関が用いている資金源の方式について調査を行う任務を課した。

10.3. CCSBT 漁業管理計画(FMP)の検討

- 88. 事務局は、SFMWG4においてニュージーランドが作成及び説明した、漁業管理計画 (FMP) の内容案に関するディスカッションペーパーを含む文書 CCSBT-EC/1510/14 を説明した。
- 89. メンバーの一部は、優先順位、実施の時期およびベンチマーク等といった追加 的な要素を計画に取り入れるとともに、計画が現実的かつ委員会の能力に見合 ったものとなるよう確保する必要があることに留意した。
- 90. 会合は、FMP は有意義な文書であり、CCSBT の FMP を策定することは支持するものの、2016年にこれを策定するためのリソースを配分することは困難と考えられることに合意した。

91. 2017年のECにおいて検討されるFMP案の作成について、リソースが確保できる場合には、ニュージーランドが休会期間中に作業を行うことが合意された。

議題項目 11. 生態学的関連種に関する改定最低履行要件

- 92. 全てのメンバーは、ERS との相互作用に関して懸念しており、メンバーは ERS との相互作用の水準の低下を達成することを望んでいる。
- 93. オーストラリアは、みなみまぐろ漁業における海鳥への影響を緩和するための 決議案を提案した文書 CCSBT-EC/1510/22 を説明した。オーストラリアは以下に ついて詳細に述べた。
 - ERSWG は、EC に対して、より効果的かつ法的拘束力のある ERS 混獲緩和措置を緊急的に導入するよう繰り返し呼びかけてきており、CCSBT パフォーマンス・レビューでも同様の指摘がなされた。
 - CCSBT は、海鳥混獲緩和に関して十分な措置を有しているとは見られておらず、昨年の日本のはえ縄船団による死亡数は4,000を超えるなど、現在の海鳥の死亡数は受け入れられない程に高い。
 - 今回の提案は、大部分は昨年と同様であるが、メンバーから提起された懸念に対処するために一部修正を加えたものである。ベスト・プラクティスである3つの措置のうち2つを用いることを引き続き提案しており、WCPFC、IOTC及びICCATの措置と整合したものである。
- 94. メンバーの一部は、CCSBTが、引き続き、海鳥に対する漁業の影響を緩和する ための法的拘束力のある包括的措置を持たない唯一のまぐろ類 RFMO であると 指摘した。
- 95. 以下の懸念を有する日本を除く全てのメンバーが提案を支持した。
 - SBT漁業が行われる全ての海域は他のRFMOによってカバーされていることから、他のRFMOへの加盟に基づき、全てのCCSBT漁船はこれらRFMOの法的拘束力のある混獲緩和措置の遵守を義務づけられている。追加的な法的拘束力のある措置の導入は、特に1つ又は2つのRFMOがその措置を改正した場合に混乱を引き起こす可能性がある。
 - SBT は、多くの場合、主な対象魚種としてではなく混獲種として漁獲される。
 - 日本が提案した ERS 最低履行要件(MPR)は、ERS 措置のパフォーマンス及び遵守の確認するための同様のメカニズムを提供するものである。
 - 国際法の観点から、CCSBTが生態学的関連種に関する法的拘束力のある措置を定めることができるのかどうかについて疑義がある。
- 96. 日本の懸念に対して以下のような回答がなされた。
 - メンバーの一部は、国際法的案観点からも、法的拘束力のある ERS 措置を導入することは可能とする助言を得ている。
 - 決議案は漁船の義務を増大させるものではない。

- 日本は、同国の WCPFC 及び IOTC まぐろ漁業よりも、SBT 漁業において海 鳥死亡数がより多くなっている。同国の SBT 漁業における海鳥死亡数は増加 してきており、このことは既存の要件では不十分であること、及びさらなる 行動が必要であることを示唆している(日本の回答はパラグラフ 27 に反映さ れている)。
- MPR は重要であるが、この問題を管理するためには不十分であり、これに加えて決議が必要である。
- 97. 日本は、生態学的関連種に関する措置にかかる最低履行要件を示した文書 CCSBT-EC/1510/24 を説明した。MPR は、他の RFMO によって導入されている 混獲緩和措置の遵守を確保するためのものであり、また日本は、決議案と同様 の効果を提供する MPR 案に関する同国の見解を繰り返した。
- 98. EC は、**別紙 15** のとおり、MPR 案の修正バージョンを採択することに合意した。
- 99. オーストラリアは、CCSBT 23 に対して同国の提案を再度提出する考えであり、本提案に関するいかなる問題点についても他のメンバーとともに解決していくべく作業する予定であるとした。
- 100.メンバーの一部は、WCPFCに対し、海鳥混獲緩和措置の境界について、南緯30度から南緯25度に改めるよう要請する予定である。

議題項目 12. 拡大委員会への新メンバーの受け入れ

- 101. 会合は、文書 CCSBT-EC/1510/15 に示した、CCSBT の拡大委員会のメンバーとなるための欧州連合からの申請(2015年4月29日付け)について検討した。
- 102.EUは、CDSの輸入文書をこれまで提出できていないこと、及びこの問題を是正するための作業を継続することに同意した。さらに EU は、CC 10 から要請に従って、2013年及び 2014年の EU 域内における貿易の不調和に関して調査する予定であることを確認した。
- 103. メンバーからの質問に答え、EU は、2013 年、2014 年及び 2015 年の SBT 漁獲量 はゼロであるが、2015 年については最終的な科学的確認の途中であることを確 認した。さらに EU は、あらゆる SBT 混獲の可能性をカバーするため、現在の TAC 10 トンを維持したい意向を確認した。
- 104. EU が CNM として積極的に CCSBT プロセスに参加してきたことに留意しつ つ、メンバーは、EU の申請を受け入れるとともに、EC のメンバーとなったことを祝福した。
- 105. 加盟に関する EU の公式ステートメントは別紙 16 のとおりである。

議題項目13. 協力的非加盟国

- 106.ECは、南アフリカ及びフィリピンの協力的非加盟国としての地位の継続を確認することに合意した。
- 107.フィリピンが遵守委員会及び拡大委員会の年次会合に参加しなかったことについて、フィリピンに対する失望を表明するため、事務局長がフィリピンに書簡を送付することが合意された。書簡では、フィリピンが将来の会合に参加すること、及びフィリピンの年次報告書に関して遵守委員会からなされた要請に対して返答することを求める予定である。
- 108. 南アフリカは、同国の地位の更新について謝意を表明するとともに、同国が CCSBT 措置の遵守を改善してきたことについて述べた。南アフリカは、同国が CCSBT のメンバーとなった暁には同国の国別配分量を 150 トンよりも増加させるよう求めていく考えであるという同国の声明を繰り返すとともに、会合に対して、TAC が増加する際には最もクオータが少ないメンバーが最も大きな増加割合を受けられるような、将来の TAC 増加に関する変動配分について EC が検討するよう要請した。さらに、南アフリカは、同国の漁獲量が国別配分量に達し、これをやや超過したため、2015 年 10 月 14 日に同国の SBT 漁業を終了したしたと述べた。
- 109.会合は、フィジーについて、同国が協力的非加盟国になるための申請を行うという意向については進捗がなかったことに留意した。

議題項目14. 非メンバーとの関係

- 110. 事務局は、CCSBT と非メンバー国との関係に関する文書 CCSBT-EC/1510/17 (Rev.1) について説明するとともに、フィジー、シンガポール及び米国が、遵守委員会及び拡大委員会会合に参加するよう招待されていたと述べた。
- 111. 会合は、米国が 2016 年から事務局に対して CDS データの提供を開始する予定 であると述べたことに留意した。
- 112.EC は、米国に対して、同国が招待を受諾したこと、及び CCSBT の作業に対する協力に対して感謝の意を表明した。

議題項目 15. Kobe プロセス勧告の評価

- 113. 事務局長は、許可船舶統合リスト (CLAV) に関するめざましい進捗状況について言及しつつ、Kobe プロセスに関する文書 CCSBT-EC/1510/18 について説明した。
- 114.次回の Kobe 運営委員会が 2015 年 11 月 18 日にマルタで開催予定であることが 留意された。事務局長は遠隔的に参加する予定であり、欧州連合は、CCSBT を 代表して運営委員会に参加する者を派遣する可能性について確認することに合 意した。

議題項目 16. その他機関との活動

16.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告

- 115.議長は、その他の機関との活動に関する事務局文書 CCSBT-EC/1510/19 に総括された本議題項目について紹介した。
- 116. CCAMLR、IATTC、ICCAT、IOTC 及び WCPFC へのオブザーバーとしてのメンバーからの報告書が提出された。
- 117.2015/16年において、以下のメンバーが他の RFMO における CCSBT オブザー バーとなることが合意された。
 - 韓国は、引き続き WCPFC におけるオブザーバーとなる。
 - オーストラリアは、引き続き CCAMLR におけるオブザーバーとなる。
 - インドネシアは、引き続き IOTC におけるオブザーバーとなる。
 - 日本は、引き続き ICCAT におけるオブザーバーとなる。
 - 台湾は、引き続き IATTC におけるオブザーバーとなる。

16.2. ACAP とのMoU にかかる検討

118.会合は、みなみまぐろ保存委員会事務局とアホウドリ類及びミズナギドリ類の保存に関する協定事務局との間の了解覚書(MoU)案(別紙 17)について検討した。ECは、CCSBTに対する ACAPの重要な貢献に留意するとともに、MoUへの署名を承認した。

16.3. CCAMLR との協定の更新

119. また、会合は、2015 年 11 月に更新期限を迎える、CCSBT と CCAMLR との間の協定について検討した。EC は、**別紙 18** のとおりに協定を更新することに合意した。

議題項目 17. データ及び文書の機密性

17.1. 2015 年の報告書及び文書の機密性

- 120.会合は、会合報告書の公表について休会期間中に意志決定を行うプロセスを整備するため、手続規則の規則 10 を改正することに合意した。合意された手続規則の改正点は別紙 19 のとおりである。
- 121. 議長は、2015年の報告書及び会合文書として提出された文書の機密性に関する 文書 CCSBT-EC/1510/20 (Rev.2) を紹介した。
- 122. EC は、事務局文書 CCSBT-ESC/1509/04 の別紙 A、オーストラリアの文書 CCSBT-CC/1510/Info 03、日本の文書 CCSBT-CC/1510/19 及び CCSBT-

CC/1510/Info 04 を除き、**CCSBT** 22 の下での会合報告書及び会合に提出された文書は公表されることに留意した。

議題項目 18. 2016 年の会合

123.2016年について、以下の会合の開催及び日程が合意された。

- オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合、台湾(高雄)、 2016年9月3-4日
- 第21回拡大科学委員会会合、台湾(高雄)、2016年9月5-10日
- 第11回遵守委員会会合、台湾(高雄)、2016年10月6-8日
- 第23回拡大委員会会合、台湾(高雄)、2016年10月10-13日
- 124. 会合は、第12回生態学的関連種作業部会については2017年に開催することとし、具体的な日程についてはEC23で決定することに合意した。
- 125.会合は、2016年に、キャンベラにおいて、CDSのレビューに関する3日間のワークショップを開催することに合意した。ワークショップは4月に開催することとし、具体的な日程については適切な会場の利用可能状況の確認及びメンバーとの相談を踏まえて事務局により決定されることが暫定的に合意された。

<u>議題項目 19.</u> 第 23 回 CCSBT 年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長 の選出

126. 会合は、CCSBT 23 に付属する拡大委員会の議長は台湾から、及び副議長はインドネシアから指名されることに合意した。指名については、CCSBT 22 の後、出来る限り速やかに事務局に通報される予定である。

議題項目 20. その他の事項

127. その他の事項はなかった。

議題項目 21. 閉会

21.1. 報告書の採択

128. 会合報告書が採択された。

21.2. 閉会

129. 会合は 2015 年 10 月 15 日午後 4 時 14 分に閉会した。

別紙リスト

別紙

1.	別紙リス	ŀ

- 2. 議題
- 3. 文書リスト
- 4. メンバーのオープニング・ステートメント
- 5. 協力的非加盟国のオープニング・ステートメント
- 6. オブザーバーのオープニング・ステートメント
- 7 財政運営委員会報告書
- 8 第10回遵守委員会会合報告書
- 9 第4回戦略・漁業管理作業部会会合報告書
- 10 第 11 回生態学的関連種作業部会会合
- 11 海鳥混獲緩和措置の有効性に関する技術会合報告書
- 12 第 20 回科学委員会会合報告書
- 13 第6回オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合報 告書
- 14 みなみまぐろ保存委員会戦略計画
- 15 CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件 遵守政策ガイドライン 1 (5.2 生態学的関連種に関する勧告)
- 16 拡大委員会のメンバーとして受け入れられた EU による公式声明
- 17 みなみまぐろ保存委員会事務局とアホウドリ類及びミズナギドリ類 の保存に関する協定事務局との間の了解覚書
- 18 みなみまぐろ保存委員会と南極の海洋生物資源の保存に関する委員会との間の取決め
- 19 CCSBT 手続規則の規則 10 の改正

参加者リスト 第22回委員会年次会合に付属する拡大委員会

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMMISS	ION CHAIR							
Hyun-Wook	KWON	Ms	Director, Quarantine and Inspection Division	National Fishery Products Quality Management Service, Ministry of Oceans and Fisheries	337, Haeyang- ro, Yeongdo- gu, Busan, Korea	82 51 400 5710		6103kwon@naver.com
COMPLIA	NCE COMMIT	TEE (CHAIR					
Stan	CROTHERS	Mr			NEW ZEALAND			crothers@xtra.co.nz
SCIENTIFI	C COMMITTE	E CH	AIR					
John	ANNALA	Dr			NEW ZEALAND			annala@snap.net.nz
MEMBERS								
AUSTRALI	A							
Phillip	GLYDE	Mr	Deputy Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 2100		phillip.glyde@agriculture.gov. au
Ilona	STOBUTZKI	Dr	Assistant Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	61 2 6272 4277		ilona.stobutzki@agriculture.go v.au
Erin	TOMKINSON	Ms	Assistant Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858, Canberra ACT 2601, Australia	61 2 6272 2438		erin.tomkinson@agriculture.g ov.au
Matthew	DANIEL	Mr	Southern Bluefin Tuna Fishery Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	6225		matthew.daniel@afma.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 416, Fullarton, SA 5063, Australia	61 (0)419 840 299	61 8 8682 3749	austuna@bigpond.com
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia		61 8 9335 5045	terryromaro@aol.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
EUROPEA	N UNION							
Luis	MOLLEDO	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la loi, 200. B-1049. Belgium			luis.molledo@ec.europa.eu
Antony	Snellen	Mr	Adviser	European Union	Embassy of the Kingdom of the Netherlands 10th Fl. Jeongdong Bldg. 21-15 Jeong- dong-gil, Jung-gu, Seoul 100-784 Republic of Korea	82 2 311 8600 / 8670 / 8615 (direct)		anthony.snellen@minbuza.nl
FISHING F	NTITY OF TA	IWAN	Ī					
Shiu-Ling	LIN		Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)		886 2 8998 7395	shiuling@ms1.fa.gov.tw
Nien-Tsu	HU	Prof Dr	Director	The Centre for Marine Policy Studies, National Sun Yat-sen University	70 Lienhai Rd., Kaohsiung 80424, Taiwan, R.O.C.	886 7 52557 99	886 7 52561 26	omps@mail.nsysu.edu.tw
Hao-Chin	HUANG	Mr.	General Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 831 2151	886 7 841 7519	edward@tuna.org.tw
I-Lu	LAI	Ms.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)		886 2 8998 7395	ilu@ms1.fa.gov.tw
Kuan-Ting	LEE	Mr.	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 841 9606	886 7 831 3304	simon@tuna.org.tw
Tsung-han	WU	Mr.	Officer	Department of International Organizations, Ministry of Foreign Affairs	2, Kaitakelan Blvd., Taipei,Taiwan, R.O.C.		886 2 23617 694	thwu01@mofa.gov.tw
Yu-Ling	LIN	Ms	Executive Secretary	The Centre for Marine Policy Studies, National Sun Yat-sen University	70 Lienhai Rd., Kaohsiung 80424, Taiwan, R.O.C.	52557	886 7 52561 26	lemma@mail.nsysu.edu.tw

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INDONESIA Toni	RUCHIMAT	Dr	Director for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	34530	truchimat@yahoo.com
Saut	TAMPUBOLON	Mr	Deputy Director for Fisheries Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	62 21 34530 08	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com
Yayan	HERNURYADI N	Mr	Assistant Deputy Directrate for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	34530	boyan_nuryadin@yahoo.co.id or sdi.djpt@yahoo.com
Novia Tri	RAHMAWATI	Ms	Senior Officer of Directrate for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	34530	novia_dkp@yahoo.com
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar – Bali, Indonesia	72739	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com
JAPAN Hisashi	ENDO	Mr	Chief Counselor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907 Japan	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	hisashi_endo@nm.maff.go.jp
Ryo	OMORI	Mr	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907 Japan	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	ryou_oomori@nm.maff.go.jp
Takeru	IIDA	Mr	Section Chief	Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8907 Japan	81 3 6744 2364	81 3 3591 5824	takeru_iida@nm.maff.go.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Nabi	TANAKA	Ms	Official	Ministry of Foreign Affairs	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100- 8919 Japan	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	nabi.tanaka@mofa.go.jp
Tomoyuki	ІТОН	Dr	Group Leader	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424- 8633 Japan	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr	Special Advisor	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- Chome, Koto- Ku, Tokyo 135- 0034 Japan	5646-		gyojyo@japantuna.or.jp
Hiroaki	KATSUKURA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- Chome, Koto- Ku, Tokyo 135- 0034 Japan	5646-		gyojyo@japantuna.or.jp
Kaoru	HANEDA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- Chome, Koto- Ku, Tokyo 135- 0034 Japan	5646-		gyojyo@japantuna.or.jp
Michio	SHIMIZU	Mr	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	mic-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp
Hirohito	IKEDA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 90 4322 8800	81 3 3294 9607	hirohito@poppy.ocn.ne.jp
Kojiro	GEMBA	Mr	Chief	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- Chome, Koto- Ku, Tokyo 135- 0034 Japan	5646-		gyojyo@japantuna.or.jp
Reiko	OHASHI	Ms	Chief	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- Chome, Koto- Ku, Tokyo 135- 0034 Japan	5646-		gyojyo@japantuna.or.jp
Yuki	SASAKI	Mr	Chief	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2- Chome, Koto- Ku, Tokyo 135- 0034 Japan	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
NEW ZEAL	LAND							
Arthur	HORE	Mr	Manager Highly Migratory Species	Ministry for Primary Industries	PO Box 19/747, Avondale, Auckland, 1746, New Zealand	64 9 820 7686	N/A	Arthur.Hore@mpi.govt.nz
Kevin	SULLIVAN	Dr	Team Manager Fisheries Stock Assessment	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4264	N/A	Kevin.Sullivan@mpi.govt.nz
Alex	JEBSON	Mr	Legal Adviser	Ministry of Foreign Affairs and Trade	Private Bag 18- 901 Wellington 6160 New Zealand	64 4 439 8547	N/A	alex.jebson@mfat.govt.nz
REPUBLIC	C OF KOREA							
Hyunho	CHOI	Mr	Director	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5360	82 44 200 5349	redapple@korea.kr
Hongwon	KIM	Mr	Deputy Director	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5342	82 44 200 5349	hiro9900@korea.kr
Dojin	KWAK	Mr	Assistant Director	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5397	82 44 200 5349	aqua_flash@korea,kr
Jung-re	KIM	Ms	Advisor	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5398	82 44 200 5379	drew1126@naver.com rileykim1126@korea.kr
Doonam	KIM	Mr	Senior researcher	National Fisheries Research and Development Institute	210 Gijgang- Haeanro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 617-705, Korea	82-51- 720- 2334	82-51- 720- 2337	doonam@korea.kr
SungIl	LEE	Mr	Researcher	National Fisheries Research and Development Institute	210 Gijgang- Haeanro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 617-705, Korea	82-51- 720- 2325	82-51- 720- 2337	k.sungillee@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Taehi	RI	Mr	Director	Fisheries Monitoring Center	638, Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan, Korea	82 51 410 4101	82 51 410 1409	doha@korea.kr
Seunghyun	KIM	Mr	Inspector	Fisheries Monitoring Center	638, Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan, Korea	82 51 410 4103	82 51 410 1409	whizksh@korea.kr
Hyeongsik	GONG	Mr	Assistant Director	Natinal Fishery Products Quality Management Service	#337 Haeyang- ro, Yeongdo- gu, Busan		+82 51 400 5788	gokboo@korea.kr
Donggyu	SIN	Mr	Assistant Director	Natinal Fishery Products Quality Management Service	#337 Haeyang- ro, Yeongdo- gu, Busan		+82 51 400 5745	sksoj@korea.kr
Jun-Su	SONG	Mr	Asistant Manager		107-39, Tongil Ro, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	3277	82 2 365 6079	jssong@sajo.co.kr
Jae-Woon	PARK	Mr	Manager	Dongwon Industries Co., Ltd.	68, Mabang-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 3026	82 2 589 4397	jwoon76@dongwon.com
Jung-Hoon	HWANG	Mr	Assistant Manager	Dongwon Fisheries Co., Ltd.	8, Teheran-Ro 8 Gil, Gangnam- Ku, Seoul, Korea	-82 51 290 0182	82 51 206 2715	jhh@dwsusan.com
Hyun-Ai	SHIN	Ms	General Manager	Korea Overseas Fisheries Association	83 Nonhyeon- ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1612	82 2 589 1630	fleur@kosfa.org
Ho-Jeong	JIN	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	83 Nonhyeon- ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1613	82 2 589 1630	jackiejin@kosfa.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COOPERA	TING NON-MI	EMBE	RS					
SOUTH AF	RICA							
Mqondisi	NGADLELA	Mr	Director: Intergovern mental and International Relations	Agriculture, Forestry &	Private Bag X2, Roggebaai, 8012	021 402 3654	021 425 3626	MqondisiN@daff.gov.za
Saasa	РНЕЕНА	Mr	Director: Off shore and High Seas Fisheries Management	Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2, Roggebaai, 8012	021 402 3574		SaasaP@daff.gov.za
Nkosinathi	DANA	Adv	Director: Monitoring & Surveilance	Agriculture, Forestry &	Private Bag X2, Roggebaai, 8012	021 402 3504		NkosinathiD@daff.gov.za
OBSERVE	RS							
THE UNIT	ED STATES OI	FAME	ERICA					
Melanie	KING	Ms.	International Policy Advisor	NOAA Fisheries	1315 East West Highway (F/IA), Silver Spring, MD 20910 USA	001 301 427 8366		melanie.king@noaa.gov
AGREEME	ENT ON THE C	ONSE	RVATION	OF ALBAT	ROSSES AND	PETR	ELS	
Warren	PAPWORTH	Mr	Executive Secretary	Secretariat to the Agreement on the Conservation of Albatrosses and Petrels	27 Salamanca Square, Battery Point 7004, Tasmania, Australia	61 439 323 505		warren.papworth@acap.aq
			7703747					
	SOCIETY INTI				DO D 420	<i>c</i> 1.0	<i>c</i> 1.0	1 1 1 0 1
Nigel	BROTHERS	Mr	Seabird consultant	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	brothersbone@yahoo.com.au
TRAFFIC								
Hiromi	SHIRAISHI	Ms	Programme Officer	TRAFFIC	6th Fl. Nihonseimei Akabanebashi Bldg., 3-1-14, Shiba, Minato- ku, 105-0014 Tokyo, Japan	81 3 3769 1716	81 3 3769 1717	Hiromi.Shiraishi@traffic.org
COMPLIA	NCE COMMIT	TEE (CHAIR ELE	CT				
Frank	MEERE	Mr			AUSTRALIA			fmeere@aapt.net.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INTERPRE	ETERS							
Saemi	BABA	Ms						
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Sangwon	LEE	Mr						
Jiyon	JUNG	Ms						
CCSBT SE	CRETARIAT							
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37,	61 2	61 2	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager		Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	6282 8396	6282 8407	CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager		AUSTRALIA			siball@ccsbt.org
Glen	HONG	Mr	Assistant					ghong@ccsbt.org

議題

第 22 回委員会年次会合に付属する拡大委員会 2015 年 10 月 12-15 日 韓国、麗水

- 1. 開会
 - 1.1. 第 22 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
 - 1.3.3. オブザーバー
- 2. 事務局からの報告
- 3. 財政及び運営
 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
- 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告
- 5. 遵守委員会からの報告
- 6. 戦略・漁業管理作業部会からの報告
- 7. 生態学的関連種作業部会からの報告
- 8. 拡大科学委員会からの報告
 - 8.1. SFMWG からの要請に対する ESC の助言に関する検討
- 9. 総漁獲可能量及びその配分
 - 9.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量
 - 9.2. TAC の決定
 - 9.3. 調査死亡枠
 - 9.4. TAC の配分
- 10. CCSBT 戦略計画及び漁業管理計画
 - 10.1. 2015年の行動スケジュール
 - 10.1.1. 旗国/漁業主体による漁獲能力の自己評価
 - 10.2. 改定戦略計画の策定
 - 10.3. CCSBT 漁業管理計画 (FMP) の検討
- 11. 生態学的関連種に関する改定最低履行要件
- 12. 拡大委員会への新メンバーの受け入れ

- 13. 協力的非加盟国
- 14. 非メンバーとの関係
- 15. Kobe プロセス勧告の評価
- 16. その他機関との活動
 - 16.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告
 - 16.2. ACAP との MoU にかかる検討
 - 16.3. CCAMLR との協定の更新
- 17. データ及び文書の機密性17.1. 2015 年の報告書及び文書の機密性
- 18. 2016年の会合
- 19. 第 23 回 CCSBT 年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出
- 20. その他の事項
- 21. 閉会
 - 21.1. 報告書の採択
 - 21.2. 閉会

文書リスト 第 22 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/1510/)

- 1. Provisional Agenda
- 2. List of Participants
- 3. Draft List of Documents
- 4. (Secretariat) Report from the Secretariat (EC agenda item 2)
- 5. (Secretariat) Revised 2015 Budget (EC agenda item 3)
- 6. (Secretariat) Draft 2016 and indicative 2017-2018 Budgets (EC agenda item 3)
- 7. (Secretariat) Review of SBT Fisheries and ERS Interaction (EC agenda item 4)
- 8. (Secretariat) Report from the Compliance Committee (EC agenda item 5)
- 9. (Secretariat) Report from the Strategy and Fisheries Management Working Group (EC agenda item 6)
- 10. (Secretariat) Report from the Ecologically Related Species Working Group (EC agenda item 7)
- 11. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee (EC agenda item 8)
- 12. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation (EC agenda item 9)
- 13. (Secretariat) Development of a Revised CCSBT Strategic Plan (EC agenda item 10.2)
- 14. (Secretariat) Consideration of a CCSBT Fisheries Management Plan (EC agenda item 10.3)
- 15. (Secretariat) Admittance of new Members to the Extended Commission (EC agenda item 12)
- 16. (Secretariat) Cooperating Non-members (EC agenda item 13)
- 17. (Secretariat) Relationship with Non-members (Rev.1) (EC agenda item 14)
- 18. (Secretariat) Kobe Process (EC agenda item 15)
- 19. (Secretariat) Activities with Other Organisations (EC agenda item 16)
- 20. (Secretariat) Confidentiality of Data and Documents (Rev.1) (EC agenda item 17)
- 21. (SC Chair) Presentation of the Report of the 20th Meeting of the Scientific Committee incorporating the Extended Scientific Committee (Rev.1) (EC agenda item 8)
- 22. (Australia) Draft Resolution to Mitigate the Impact on Seabirds of Fishing for Southern Bluefin Tuna (EC agenda item 11)
- 23. (Australia) Report from the CCSBT Observer to the 33rd Annual Meeting of the Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (EC agenda item 16.1)
- 24. (Japan) Revised Draft for Minimum Performance Requirements for measures relating to ecologically related Species (EC agenda item 11)

- 25. (Taiwan) Report From the CCSBT Observer (Chinese Taipei) on the 2015 Annual Meeting of the Inter-American Tropical Tuna Commission (EC agenda item 16.1)
- 26. (Japan) Report from the CCSBT Observer to the 19th Special Meeting of International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT) (EC agenda item 16.1)
- 27. (Indonesia) Report from the the CCSBT Observer to Nineteenth Session of Indian Ocean Tuna Commission (IOTC) (EC agenda item 16.1)
- 28. (Korea) Report from the CCSBT Observer to the 11th Regular Session of the Western and Central Pacific Fisheries Commission (WCPFC) (EC agenda item 16.1)
- 29. (Indonesia) Self-Assessment of Fishing Capacity Indonesia (EC agenda item 10.1.1)

(CCSBT-EC/1510/BGD)

1. (ESC Chair) Informal report from the MP Technical Group on the implications of cancellation of the aerial survey in 2015 and potentially beyond (Previously CCSBT-SFM/1507/09 (EC agenda item 6)

(CCSBT-EC/1510/Rep)

- 1. Report of the Tenth Meeting of the Compliance Committee (October 2015)
- 2. Report of the Twentieth Meeting of the Scientific Committee (September 2015)
- 3. Report of the Sixth Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (August 2015)
- 4. Report of the Fourth Strategy and Fisheries Management Working Group (July 2015)
- 5. Report of the Eleventh meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2015)
- 6. Report of the Effectiveness of Seabird Mitigation Measures Technical Group (November 2014)
- 7. Report of the Twenty First Annual Meeting of the Commission (October 2014)
- 8. Report of the Ninth Meeting of the Compliance Committee (October 2014)
- 9. Report of the Nineteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2014)
- 10. Report of the Twentieth Annual Meeting of the Commission (October 2013)
- 11. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)
- 12. Report of the Seventeenth Annual Meeting of the Commission (October 2010)
- 13. Report of the Second Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (April 2010)
- 14. Report of the Sixteenth Annual Meeting of the Commission (October 2009)
- 15. Report of the Strategy and Fisheries Management Working Group Meeting (April 2009)

(遵守委員会会合において審議予定の文書) 1

(CCSBT-CC/1510/SBT Fisheries -)

Australia Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

Indonesia Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission (Rev.1)

Taiwan Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission (Rev.1)

Japan Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

Korea Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

(Rev.1)

European Union Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission (Rev.1)

Philippines Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission

South Africa Annual Report to the Compliance Committee and the Extended

Commission (Rev.1)

(CCSBT-CC/1510/03)

- 1. Provisional Agenda
- 2. List of Participants
- 3. List of Documents
- 4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (Rev.1) (CC agenda item 2.2)
- 5. (Secretariat) Proposed Revision to the Template for the Annual Report to Compliance Committee and Extended Commission (CC agenda item 3.1.1)
- 6. (Secretariat) Update on the Secretariat's Compliance Relationships with the IMCS Network and other RFMOs (CC agenda item 3.1.4 and 4.1.2)
- 7. (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures (CC agenda items 4.1 and 4.2.1)
- 8. (Secretariat) Analysis of REEF Utilisation (CC agenda item 4.2.1)
- 9. (Secretariat) Draft Revision of the CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution (CC agenda item 4.2.2)
- 10. (Secretariat) Evaluation of ICCAT's eBCD and other CDS systems to determine if they could be adapted to meet CCSBT's requirements in a cost effective

¹ メンバーが、拡大委員会 (EC) 会合において審議することを希望する可能性がある CC 会合の文書。 これらの文書に対する文書番号の再割当は行わない。

- manner (CC agenda item 4.2.2)
- 11. (Secretariat) Proposed Revisions to CCSBT MCS Measures (CC agenda item 4.5)
- 12. (Secretariat) Draft Revised Minimum Performance Requirements (CC agenda item 4.7)
- 13. (Secretariat) GTC's Final Report on the Quality Assurance Review Indonesia 2014 (CC agenda item 4.8)
- 14. (Secretariat) GTC's Report on the Quality Assurance Review Japan 2015 (CC agenda item 4.8)
- 15. (Secretariat) GTC's Over-Arching Report on the Quality Assurance Review (CC agenda item 4.8)
- 16. (Secretariat) Southern Bluefin Tuna Trade Data: Annual Analyses (CC agenda item 4.9)
- 17. (Indonesia) Compliance Plan of Indonesia and its Related Issues (CC agenda item 2.1)
- 18. (Japan) Resolution for a CCSBT Scheme for Minimum Standards for Inspection in Port (CC agenda item 5.1)
- 19. (Japan) A review of SBT Trade and Monitoring Research in Japanese Domestic Markets
- 20. (Secretariat) Interim Summary of GTC's Report on the Quality Assurance Review Japan 2015 (CC agenda item 4.8)

(CCSBT- CC/1510/BGD)

1. (Secretariat) Draft CCSBT Compliance Plan and Compliance Policy Statements (*Previously* CCSBT-SMEC/1108/05) (CC agenda item 4.7)

(CCSBT-CC/1510/Info)

- 1. (Secretariat) Corrective actions policy (Compliance Policy Guideline 3) (CC agenda item 2.3.3)
- 2. (Australia) An updated Review of Tuna Growth Performance in Ranching and Tuna Farming Operations (Cc agenda item 2.1)
- 3. (Australia) A Review of SBT Supplies in the Japanese Domestic Market (CC agenda item 4.9)
- 4. (Japan) Monitoring of Southern Bluefin Tuna trading in the Japanese domestic markets: 2015 update (CC agenda item 2.1)
- 5. (Japan) Comparison of CCSBT with ICCAT on the Catch Document Scheme (CDS) for Farming (CC agenda item 4.2)
- 6. (Japan) Update of estimation for the unaccounted catch mortality in Australian SBT farming in 2015 (*Previously* CCSBT-ESC/1509/32 (Rev)) (CC agenda item 2.1)

オーストラリアのオープニング・ステートメント

アニョン・ハシムニカ。(韓国語で「こんにちは」の意。)

オーストラリア代表団を代表し、議長をはじめ、各国代表団、事務局とオブ ザーバーの皆さんにご挨拶申し上げます。

特に、美しい麗水の街へ我々を迎えてくださった韓国政府に御礼申し上げます。

当会合の準備に尽力くださった事務局に感謝申し上げます。いつもながら、 事務局スタッフが高レベルで効率的な運営をしてくださったおかげで、こう して我々は委員会の最重要課題の議論に打ち込むことができます。また、例 によって休みなく責務を果たされるでありましょう通訳の方々にも、予め御 礼申し上げたく存じます。

オーストラリアといたしましては、頑健な管理方式と、資源状態を的確にモニタリングする科学調査計画の継続についての合意、そして海鳥混獲緩和について拘束力ある決議の採決に至ることができましたら、当会合は成功したものと考えます。

オーストラリアにとって、第4回戦略・漁業管理作業部会における、2016年の航空目視調査の資金をメンバーが公正に分担するという決定は悦ばしいものでした。航空目視調査は我々の現管理方式の要であり、SBT資源の再建戦略の土台となるものです。管理方式の採用は、拡大委員会の功績として国際的に認められています。直近のパフォーマンス・レビューにおいて、様々の措置が完了した旨記載がありましたが、これらの多くは管理方式の採用によるものです。この功績は、委員会が科学調査と試験、及び協議折衝に多大なる投資を行ったことに支えられています。この努力を足固めとし、たゆまず進んでいくことが重要であります。

オーストラリアは、新たな管理方式への移行が決定されたとしても、拡大委員会が現行の管理方式を継続するようコミットすることを望みます。これにより、委員会は引き続き、2035年までに産卵親魚資源量を初期の20%まで再建するという合意済みの目標に向けて歩みを進めることができましょう。資源再建のモニタリングに対して全幅の自信を持つことができない場合、オーストラリアとしては、来年に予定している3年間の総漁獲可能量の設定について深刻な懸念を持たざるを得ません。現在の予算を鑑みると、これは特に2017年に向けた課題を突き付けるものであると認識しています。

加入量モニタリングや管理方式の継続にかかるコストは小さくありませんが、誤った管理方式に伴って引き起こされる可能性がある、すなわち実に3

億7500万ドルにも値する漁業機会の喪失の可能性と比較しなければなりません。CCSBTの管理方式、そしてそれを支える科学は世界的なレベルにあります。4年以上の年月と、メンバーによる多大な投資を経て開発されたものであり、軽々に変えるべきものではありません。科学に基づいた現行の管理方式は、総漁獲可能量の拡大、そして我々は再建目標の達成に向けた軌道に乗っているという自信をもたらしました。重度の枯渇状態にある資源を漁獲し続けるには、科学に基づく頑健な管理方式、とりわけ信頼のおける加入量の測定値が必要であり、委員会がそれを裏付ける調査への投資を続けることが非常に重要です。

また、この機会に繰り返し申し上げますが、オーストラリアとしては、拡大委員会がミナミマグロ漁業による海鳥への影響を削減するための法的拘束力のある措置の採択に至ることを断固として望みます。CCSBTは、海鳥混獲緩和の国際基準にいまだ遅れをとっている状態です。我々が用意した改正措置は、メンバー国が提起した問題に対応し、委員会がこの重要な問題に取り組むチャンスを提示するものです。

最後に、主催国と出席者の皆様に再び御礼申し上げます。オーストラリアは、拡大委員会が当会合の目的を果たし、ミナミマグロ資源の持続可能性への寄与において有利な立場であり続けられるよう、他のメンバーと協力して取り組んでまいる所存です。これを目標に、これからの数日間、実りある議論をもって前向きな成果に繋げられますことを楽しみにしております。

ありがとうございました。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様、おはようございます。

台湾代表団を代表して、この素晴らしい EXPO 2012 麗水を会場に選ばれた、当会合開催国である韓国政府に感謝申し上げます。この度は私の二度目の麗水訪問となります。前回は 2014 年 4 月に開催された CCSBT 遵守委員会作業部会会合に出席するためにこの街を訪れたのですが、その際に観た Big-O マルチメディアショーを、今でも鮮明に覚えています。昨日は、韓国政府の素晴らしい取り計らいにより、韓国の美しい海と山岳の景色を楽しむことができました。全参加者にとって、大変有意義なものであったと思います。

また、事務局長のケネディ氏と事務局スタッフにも、このように会議文書の用意や様々な会合準備に尽力くださったことに御礼申し上げます。そして、協力的非加盟国として参加される南アフリカと欧州連合の代表者の皆さん、オブザーバーのアメリカ合衆国、アホウドリ類及びミズナギドリ類の保全に関する協定(ACAP)事務局、ヒューメイン・ソサイエティー・インターナショナル(HSI)、トラフィックの皆さんを歓迎申し上げます。

SBT 資源再建の暫定目標の達成を目指して、我々は 2011 年に、SBT の全世界の総漁獲可能量 (TAC) を設定するために管理方式を使用することを決定しました。CCSBT にとって、これは大変重要なブレイクスルーでありました。管理方式のベースケースによって行われた本年の資源評価によると、一定程度の改善を見てとることができます。資源量は非常に低水準に留まっているものの、10歳以上の資源量は、初期の推定資源量に対して上昇傾向を示しており、再建目標達成の可能性においても 2011 年の資源評価当時から前向きな兆候が見られます。

管理方式の実施にあたっては、信頼性ある資源評価指数を得るため、費用対効果の高い科学調査計画の実施を検討する必要があります。今年7月に開催された戦略・漁業管理作業部会からの要請を受けて科学委員会が出した提言は、我々の熟慮に値する貴重なものでした。それでもなお、未考慮漁獲死亡量が資源評価に与える影響は、いまだ我々の懸念事項であります。この件に関するさらなる調査の実施が求められます。

監視・管理・取締り(MCS)に関する CCSBT の取組みにおいて、全世界の 総漁獲可能量を超過させないために以下の5つの施策が重要であります。す なわち、漁獲証明制度(CDS)、転載計画、漁船監視システム(VMS)、違 法・無報告・未規制(IUU)船舶リスト、そして許可船舶・蓄養場記録で す。 これに加え、IUU(違法・無報告・未規制)漁業活動への対抗において有効性が証明されている寄港国措置の導入について、先週の遵守委員会にて大変前向きな進展が見られました。生態学的関連種問題につきましては、CCSBTは大洋横断的な漁業管理機関であるため、他のまぐろ類地域漁業管理機関(RFMOs)によって採用されている措置と調和のとれた措置を考える必要があります。

最後になりましたが、全ての加盟国・協力的非加盟国と議論を交わし、SBT 漁業の持続可能性において前向きな成果を上げられますことを楽しみにして おります。

議長、ありがとうございました。

インドネシアのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。代表団の皆様、おはようございます。

まず、インドネシア代表団を代表し、この美しい街で当会合を主催してくださった韓国政府に御礼申し上げます。

また、この重要な会合に向け、準備に尽力くださった CCSBT 事務局長及びスタッフの皆様にも感謝いたします。

代表団の皆様。

この機会に、我々が合意した全世界の漁獲割当制度をもって管理している SBT漁業について、私どもの懸念事項を簡単に述べたいと思います。当シナリオでは、メンバーは、関連する全てのデータ及び情報を提供すると同時に、各々に配分された年間漁獲割当量に基づいた漁獲を行うことが求められます。このため、採択された決議全てを遵守するというメンバーの姿勢が非常に重要であると理解しています。

我々は6年以内にこの責務を果たすべく努めてまいりましたが、CCSBTの委員会によって採択された最低履行要件、特に船上オブザーバー計画による科学データの提供、並びに年間漁獲割当量の管理を履行することができなかったものと理解しています。結論として、我々は、インドネシアには非遵守問題が潜在していることを認識しました。

品質保証レビューのフェイズ1とフェイズ2が完了しましたが、一部の調査結果と勧告は、インドネシアがパフォーマンス向上に向けた年次行動計画を策定するにあたって大変有意義なものでありました。しかし、勧告に対応するにあたり、我々にはもっと時間が必要です。この点につきまして、メンバーの皆様のご支援をいただけると大変幸いです。

ここまでインドネシアの弱点を述べてまいりましたが、続いて少しではありますが既に達成した項目について紹介いたします。まず、(i) 2015年の年間漁獲割当の合法的分配が17社に対して完了し、これによって当漁期年は30総トン以上の船舶による割当量超過を避けられる見通しであります。また、(ii) 前年発生したエラーを取り除くための漁獲証明制度(CDS)アプリケーション・システムを構築しました。今後もSBT漁業における国家としての努力を強化してまいる所存です。

前述の問題に加え、インドネシアのまぐろ漁業は複雑性に富んでいることを 皆様に伝えなければなりません。例えば、(a) SBT は沿岸零細漁船にとって混 獲又は意図せず混獲されるものであること、(b) 様々なサイズの膨大な船団が 関わっていること、(c) 多くの人々が SBT を含むまぐろ漁業によって生計を 立てていること、(d) SBT はインドネシアの漁業管理区域を回遊していること、こうしたことをご承知ください。

このような状況下では、技術的な観点からは年間漁獲割当量の配分は容易であるものの、沿岸零細漁業者の利害を考慮すると簡単には解決できない深刻な社会問題をもたらすでしょう。従って、漁獲割当量の配分は、特に沿岸零細漁業者において、技術的な問題というよりは、社会的及び/又は生計にかかる利害の問題に発展する傾向にあるのです。

最後に、みなみまぐろの保存のための条約第8条4項(c)、「委員会は、3の規定に基づき締約国に対する割当量を決定する際に、SBTが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する締約国の利益を考慮する」という規定に再び言及させていただきます。

この条文の下、沿岸零細漁業者の利害を保護することにより、我々は第3条に規定された当機関の目的、すなわち「この条約の目的は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある」を達成することが可能であると信じております。

どうもありがとうございました。

日本のオープニング・ステートメント

おはようございます。日本代表団を代表してご挨拶申し上げます。

まず初めに、この美しい麗水(Yeosu)の町で今回の第22回 CCSBT 年次会合及び拡大委員会を開催して下さった韓国政府に心から御礼申し上げます。麗水は漢字では「綺麗な水」と書きます。我々も、文字通り美しいこの海に囲まれた町での滞在を心から楽しんでいるところです。昨日は、素晴らしいエクスカーションを計画して頂き、この町を楽しむことができました。

また、いつもながら、この会合の開催に当たって多大なる尽力をされてきたケネディ事務局長を始めとする事務局のスタッフ、円滑な議論のためにいつも素晴らしい仕事をしてくれいます。新たに議長に就任されたクォン (Ms. Kwon) 氏をお祝いしたいと思います。今次会合において、素晴らしいリーダシップを発揮されて議論が行われ、良い結果がでることを期待しております。

さて、先月、韓国・仁川 (Incheon) で開催された科学委員会において、2015年から2017年の3カ年TACについて議論した結果、2016年分のTACも2013年に既に定められていた数量とする旨が勧告されました。漁業者が安定的に操業可能であることは我々にとって重要な課題です。この勧告がこの拡大委員会でも確認されることを信じております。

また、同じく 2015 年に実施されなかった航空目視調査 (AS) は、是非とも 2016 年に実施される必要があります。次期 3 カ年 TAC について、現行 MP を 用いて勧告するために必要だからです。

さらに、科学委員会では、将来における MP を通じた TAC 決定について重要な議論がありました。持続的に MP を運用していくためには、新たなアプローチ、つまり実行上の問題がある AS に代わる新たな加入指標の導入が必要ではないかという議論です。この点について、科学委員会は新たなアイディアを我々に提供してくれました。今次会合では、CCSBT の将来も見据え、財政的問題も含めて関係国の皆様としっかりと議論したいと考えております。

このほか、我々の前には、極めて大きな量となる可能性のある遊漁などの漁獲死亡の把握、蓄養の活け込み時にステレオビデオカメラ導入などを含めミナミマグロの適切な保存管理と持続的利用に向けて解決すべき幾つかの課題が存在しています。これらを戦略的に進めていくための計画についても議論が行われます。

ERS については、各海域を管轄する全ての地域漁業管理機関の決定により、 既に義務的な措置が導入されている現実を踏まえる必要があります。その上 で、CCSBT としてどのように対応すべきか検討したいと考えています。

この委員会の目的に照らして、我々関係国は誠意を持って、また、協力的精神の下、一つ一つ問題を解決していかなくてはなりません。この4日間が CCSBTの将来の発展に向けた重要な一歩となることを祈念しております。 有り難うございました。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

テナ・コウトウ、テナ・コウトウ、テナ・コウトウ・カトア。ニャ・ミヒ・ ヌイ・キ・ア・コウトウ。 (マオリ語で「皆さんこんにちは。皆さんのご多 幸をお祈りします。」の意。)

ニュージーランド代表団を代表して、我々を歓迎するとともに昨日は有意義な企画をご用意くださった開催国、韓国に御礼申し上げます。課題多き当会合に臨む前の良い息抜きになりました。また、事務局にも御礼を述べるとともに、各代表団と出席者の皆様にご挨拶申し上げます。

この度も、当委員会の重要事項について一層建設的な議論を交わせることを楽しみにしております。とりわけ、当会合における決定事項は、委員会の科学計画の将来を左右するものです。財務上の困難はあるものの、こうした決定事項は、科学委員会が必要とする情報を収集するために必要なリソースを我々が提供するよう確保すべきであることを示すこととなるかも知れません。

繰り返しになりますが、ニュージーランドとしては、みなみまぐろの資源状況について引き続き深刻な懸念を抱いており、これを慎重に管理していくべきという意見であります。しかしながら、昨年の会合における前向きな成果を振り返ると、遊魚や投棄を含む全てのみなみまぐろ死亡量の国別配分量への計上の達成に向け、我々が進むべき方向性は今や明らかです。これはみなみまぐろ資源の持続可能性に大きく寄与するものであり、今後も意欲的に続けていかなければなりません。一部のメンバーの遵守委員会に対する報告書において、これらのメンバーが当問題に精力的に取り組まれていることを喜ばしく思うと同時に、他のメンバー対してもこれに続くよう奨励いたします。

我々はまた、非加盟国によるみなみまぐろの漁獲量を共同で定量化するとともに、これを組み込むプロセスを開始しました。他の改善策と同様に、この取組みもまた将来のみなみまぐろ資源の管理に成果をもたらすものになるでしょう。

我々は引き続き、過去に終わりなき議論を続けてきた諸問題の解決をはかることを強く望んでいます。第一に、我々は入手可能な最良の科学データに基づいた決定を行うべきであります。従って、我々には、SBTの資源評価に残されている不確実性の一部を取り除くために必要な情報を科学委員会に提供する義務があります。第二に、責任ある漁業管理機関として、みなみまぐろ漁業が生態学的関連種(ERS)に与える影響の緩和手法を定め、この分野において積極的に改善を図っていく必要があります。

みなみまぐろを漁獲する際、メンバーは他の RFMO によって適用されている ERS 措置を遵守するというコミットメントに拘束されてはいるものの、ニュージーランドは、この問題に対する透明性をより高めるために当委員会独自の措置を採択することが望ましいと考えます。

また、他の RFMOs が採択している措置についても共同で改善を呼びかけることで、我々の漁船の取組みが他者の活動によって損なわれないようにすることが可能となります。この件に関して、メンバーには、西部太平洋において適用される海鳥に関する措置の南側境界線の変更を支持するよう奨励いたします。境界線を南緯 30 度から南緯 25 度に変更することで、境界線になど関係なく生息している脆弱な海鳥達の捕獲を緩和することができるでしょう。

近年、委員会が目覚ましい進歩を遂げ、そのためにメンバーが努力を重ねてきたことは言うまでもありません。現在の課題は、この希少資源の管理において信頼性高く先進的な地域管理機関としての評価を、いかに保っていくかということです。将来への投資を惜しまず、協力し合い、透明性ある情報交換を行うことが、この難題に立ち向かう一助となるでしょう。

大韓民国のオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

大韓民国代表団を代表し、議長の皆様、事務局、メンバー及び協力的非加盟 国の代表団、オブザーバーの皆様を、みなみまぐろの保存管理のための第 22 回拡大委員会会合に歓迎いたします。

先週に開催された遵守委員会では、メンバーと協力的非加盟国が集中的かつ 建設的な議論を行い、寄港国検査に関する決議草案を含む、充実した勧告を 拡大委員会に提出することができました。これに関して、この度退任される 遵守委員会議長のクローザース氏が長年にわたって発揮してこられた素晴ら しいリーダーシップを称え、韓国として特別な感謝の意を表します。彼の功 績に次期議長であるミーア氏も続いていかれることと確信しております。

拡大委員会が管理方式を採択してから4年が経ちます。この4年間、拡大委員会は歩みを進め、品質保証レビューや最低履行要件、戦略計画を導入してきました。科学的助言においては、SBT資源に回復の兆しが認められている可能性が示され、我々が正しい方向に向かっていると述べられています。しかし、ここで気を抜くべきではないことは明らかです。むしろ、我々が設定した目標に向かってさらなる努力を行うべきであります。

あらゆる死亡要因を定量化し、これを各メンバーと協力的非加盟国の国別配分量に計上することが、このゴールに向けた重要なステップとなるでしょう。このことはまた、データ収集の改善に密接に関連するものであり、頑健な科学をもって SBT の保存管理を支えるために必要不可欠であります。関連する全ての決議や勧告、決定について、メンバーと協力的非加盟国による全面的な遵守を図るべく取り組むと同時に、非加盟国による SBT の漁獲及び貿易を注意深く監視し、船舶から市場までの間に存在し得るギャップを狭めていくよう努める必要があります。

CCSBT は、有効かつ効率的な保存管理装置を備えた地域漁業管理機関 (RFMOs) としての定評があります。その代表たる管理方式は、資源管理におけるベスト・プラクティスのひとつとして捉えられており、他の RFMOs は追随を試みています。CCSBT のメンバーとして、韓国はこれらの功績を大変誇りに思います。

第22回会合において、重要な議題は数多くあります。全ての問題において意見が一致しなくとも、SBT資源の保存及び最適利用という共通の目的の下に我々が結束しているということを、世界に示すことができるものと信じております。このように、韓国として、2035年までの暫定目標の達成に向けて必要な貢献をしてまいる所存です。

最後に今一度、この美しい麗水の街に皆様を歓迎申し上げるとともに、滞在を楽しみ、素晴らしい思い出を作って行かれることを祈念いたします。 ありがとうございました。

欧州連合のオープニング・ステートメント

議長、代表団、ご列席の皆様。

まず始めに、欧州連合として、2012年の国際博覧会の開催地でもあった沿岸都市、麗水で当会合を主催くださった大韓民国に御礼申し上げます。CCSBT年次会合に出席することができ大変嬉しく存じます。

EUは、魚類や水産物の生産者、また世界最大の輸入者として、漁業における国際的なプレイヤーであります。EUの漁船は全海洋において漁獲活動を行っており、金額ベースでは世界の約25%に及ぶ漁業資源を消費し、そのうち70%は輸入に頼っています。しかしながら、世界の漁業資源のうち85%が満限利用又は過剰漁獲状態にあるとする評価結果が出ています。このため、EUは責任を持って行動せねばならないと考えており、全ての地域漁業管理機関(RFMO)を含むあらゆるレベルにおいてこの流れを巻き返していく所存です。この点において、SBT資源の心許ない状況に対応するためにCCSBTが採ってきた措置を評価いたします。

15 にわたる RFMO の一員、また CCSBT の協力的非加盟国として、EU は引き続き保存・管理措置の遵守を引き続き確保していく所存です。EU による非遵守の可能性があるものについては、大変真剣に受け止め、CCSBT の措置の完全な遵守を引き続き確保してまいります。

当年次会合は、EUにとって特に関係の深いものです。第22回年次会合では、PSMの採択、CCSBT戦略計画の改定、生態学的関連種に関する決議や、今後数年間の総漁獲可能量に取り組む上での最善策といった重要な問題について話し合うこととなります。

しかし、とりわけ重要なのは、欧州連合による CCSBT 拡大委員会への加盟申請に関する話し合いです。

EU は、2006年から CCSBT 拡大委員会の協力的非加盟国となっています。 CCSBT において EU の関与を強めるための 2013年の CCSBT の規則改正から、我々は共に長い道のりを歩んでまいりました。この改正のおかげで、その 2年後の当会合において拡大委員会への加盟要請を提出及び検討することができ、感謝しております。

本件に関して、我々の関心を改めて表明いたします。CCSBTとより強固な繋がりを持ち、拡大委員会の正式加盟国としてこれまで以上に協力を図ってまいる所存です。

当会合への参加を心待ちにするとともに、会合の成功をお祈り申し上げます。

南アフリカ共和国のオープニング・ステートメント

議長、代表団、ご列席の皆様。

南アフリカ共和国を代表し、我々への素晴らしいもてなしをいただくとともに、この素晴らしい麗水で第22回みなみまぐろ保存委員会年次会合を主催してくださった大韓民国に対して御礼申し上げます。また、この美しい会場における会合の準備にあたり、素晴らしい働きをしてくださった事務局にも感謝いたします。

先月の南アフリカ共和国国会における憲法の要請に基づいた両院協議において、CCSBT、IOTC そして PSMA への加盟が可決されましたことを、ここに 歓んでご報告いたします。ただ今関連文書を準備している最中で、年末また は遅くとも 2016 年初めまでには文書の寄託がなされるものと想定しています。

議長、当委員会が採択した管理措置の実施について、南アフリカの約束をここに再び示したいと思います。これは、少量の自国向け SBT 配分量を管理するために実施された措置をご覧になれば明白であります。例として、大変厳しい MCS(監視・管理・取締り)基準の採用、全てのはえ縄漁船への漁船監視システム(VMS)の搭載、用船における 100%のオブザーバーカバー率、まぐろはえ縄漁業に対する船別割当、水揚げの 100%モニタリング、漁場閉鎖時の全みなみまぐろの放棄または放流、タグ付け、漁獲標識や漁獲モニタリング様式、及びその他の商業まぐろ漁業におけるみなみまぐろ水揚げの禁止があります。また南アフリカは、寄港国としてみなみまぐろ漁船を入念に監視するとともに、外国漁船については入港許可を与える前に旗国による確認を義務付けています。我々は、この資源の管理にかかるキャパシティ・ビルディングのプロセスを強化していく所存であり、前年と比較して改善されたものについて報告書において認識いただけると幸いに思います。

他に改善されるべき唯一の点は、メカジキはえ縄漁船におけるオリンピック制度から割当制度に移行することです。これらは資金拡充を要するものであるため、我々が既存のプロセス改善を続けていくために、配分量の大幅な増加が求められるのは当然であります。このため、メンバー国間における公平な配分を確保するべく、さらなる配分量割当量の増加を引き続き求めていく意向であることを明確にしたいと思います。我々の優れた実績を考慮した上で、メンバー国間における公平なSBTの国別配分という重要な課題に対し、各メンバーが互いに利益のある解決策を模索する南アフリカの努力をご支援いただくようお願いします。

我が国の加盟手続きは最終的に完了する見込みであるものの、期限どおりにはいかない可能性があることを申し上げます。この件につきましては、要請を提出いたしました。第22回委員会年次会合において、南アフリカの協力的非加盟国継続について前向きに検討をいただきますようお願い申し上げます。

アメリカ合衆国のオープニング・ステートメント

まず始めに、当会合の主催国である韓国政府、そして会合準備にあたり素晴らしい運営をしてくださった事務局に再度御礼申し上げます。また、アメリカ合衆国として、この度の第10回遵守委員会と第22回拡大委員会年次会合に招待してくださったメンバーの皆さんにも感謝申し上げます。

世界的な水産物供給にかかる安全性、持続可能性及び合法的な漁獲を確保するためには国際的な協力が不可欠であり、アメリカ合衆国としては、引き続きこれらの課題における国際的なパートナーによる支援を求めてまいります。昨年、オバマ大統領は、違法・無報告・無規制(IUU)漁業と水産物詐欺の取締りのための大統領タスクフォースを発足させました。この省庁連携タスクフォースは、IUU漁業と水産物詐欺を取り締まる総合的プログラムの包括的枠組みの実施のための勧告を策定しました。これらの勧告は、地域漁業管理機関におけるモニタリングや管理・監視措置の解析、アメリカ市場において違法に漁獲された漁業製品の取引を防ぐためのトレーサビリティ・プログラムの開発を含むものです。

アメリカ合衆国は、遵守委員会において、許可船舶リストに登録された船舶に対する IMO ナンバー取得の義務付け、漁獲証明制度における追加的な改善事項、港内検査にかかる最低基準の採択といった提案が CCSBT メンバーによって承認されたことを称賛いたします。こういった措置は、IUU 漁業の取締りにあたって大変重要であるものと考えます。

遵守委員会において発表したとおり、アメリカ合衆国は、CCSBT漁獲証明制度への我が国の参加に関してどうすれば最善の情報交換を行うことができるかについて、休会期間中に事務局と模索いたしました。2016年には事務局に対する CDS 輸入データの提供を開始する予定です。この情報提供がみなみまぐろの国際的取引のより正確な追跡の一助となることを望むとともに、我が国が当プログラムに可能な限り効果的に参加することができるよう、事務局や CCSBTメンバーとともに取り組んでいくことを楽しみにしています。

また、我が国としては、拡大委員会が CCSBT の第二次パフォーマンス・レビュー及び Kobe プロセスによる勧告の実施に向けた取組みを続けるとともに、海鳥の混穫緩和のための法的拘束力のある措置を採択するよう奨励していく所存です。

当会合が実り多く上首尾に終わりますことを期待いたします。ありがとうございました。

ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナルの オープニング・ステートメント

この第22回委員会年次会合は、みなみまぐろ(SBT)の保存及び生態学的関連種への影響について、メンバーが重要な決定を行う場であります。HSIとして、この場にオブザーバーとして参加できますことに深く感謝申し上げます。

待望の管理方式 (MP) が採用された当時、HSI としてはこれを称賛しましたが、その継続をめぐって現在認められている不確実性に対して大きな懸念を抱いています。拡大科学委員会 (ESC) は、MPを脅かす例外的状況が重なることについて示唆しましたが、現行の MPを継続するための最大限の努力が望まれています。

HSIとしては、ESCが望ましいとした管理オプションAを支持しますが、 SBT 再建目標を維持しつつも、新たな MP に対してより保守的なパラメータ を取り入れることを望みます。このことは、未考慮死亡量(UAM)の程度 と、生態学的関連種への影響の定量化及び抑制が継続的に不充分であること に鑑みて必要なものです。

HSI は、2015年から2017年に関して合意された総漁獲可能量の増加により、年間850羽のアホウドリが鈎針にかかって死亡することになるであろうことを、メンバーに対して指摘したいと思います。一羽の鳥が死亡する度に、20個以上の餌が無駄になるのです。この経済的コストだけでも、CCSBTによる緩和措置の義務化に対して長らく消極的である漁業国に対する充分なインセンティブになるのではないでしょうか。

これらの措置には、鳥から餌を守るための何らかの手段を講じているかどうかに関わらず、全水域の全船舶に対する適切な加重枝縄の使用の義務化が含まれるべきです。他のまぐろ類地域漁業管理機関(RFMO)が採用しているような、漁業者が加重枝縄の不使用を選択できるような措置は、有効性を減じる元凶です。現在監視されていない90%のはえ縄漁業船の全てにおける遵守状況を確認する能力の開発が優先されなければなりません。

2012年の第9回生態学的関連種作業部会(ERSWG)は、ハイリスクの海鳥が生息する海域においては三つの具体的な緩和措置の全てが必要であることを明確に示しました。しかし、3年が経過し、ERSWGから緊急の注意喚起が再三なされたにも関わらず、より有効な措置の実施や、三つの措置全てが義務化されるべき「ハイリスク」海域の定義付けについてはほとんど進捗が見られません。メンバーにとっては、総漁獲可能量や管理方式の不確実性についての取組みが商業上差し迫った優先課題であるかも知れませんが、委員会が最初のMPを策定した時のプロセスではないがしろにされた保全問題に直ちに取り組むことは極めて重要であります。HSIは、同じことが再び起こら

ないようメンバーに強く求めます。他の機関への責任転嫁を試みるのではなく、独自の助言に従って、今こそ CCSBT の責任の下にある SBT 漁業に対して、独自のアホウドリ保護措置を採択すべきです。

最後に、特に近年整合的・正確かつ包括的な報告要件を策定した事務局をは じめ、皆様の素晴らしい功績を称えるとともに、必要な改善が引き続き行わ れていくことを願って、ポジティブに締めくくりたいと思います。他の RFMOs が当委員会によって定められたデータ収集及び報告要件の基準を見習 うようになれば、これは素晴らしい成果となるでしょう。

議長、メンバー国の皆様、お時間をいただきありがとうございました。

トラフィックのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

議長、代表団、ご列席の皆様。

まず、この美しい麗水の街で当会合を主催してくださった韓国政府に感謝申 し上げます。トラフィックを代表し、オブザーバーとして委員会、拡大委員 会及び補助機関への参加の機会をいただきましたみなみまぐろ保存委員会に 御礼申し上げます。重要な審議に貢献できますことを楽しみにしておりま す。

トラフィックは、みなみまぐろ(SBT)の資源状況について引き続き懸念を 有しており、資源評価、管理方式(MP)及び総漁獲可能量(TAC)の設定に 対する慎重なアプローチが求められているものと考えています。

近年、年間総漁獲可能量が引き上げられた一方で、現在の資源量は初期産卵 親魚資源量の約9%とごく低水準にあると推定されており、生物学的に安全 とされる水準には到底達しません。このため我々は、委員会が、予防原則を 念頭に、みなみまぐろ資源の再建にかかる生物学的に安全な長期目標を定義 することを要請します。

今こそ、暫定目標の設定をやめるべきです。これにより、CCSBTが、目先の 国別配分量の増加ではなく、長期的なSBTの保存を真に目指して意志決定を 行っているのだという確信を国際社会に与えることができるでしょう。

管理方式における漁業から独立した情報源の重要性を鑑みると、トラフィックとしては、今年の科学航空目視調査が未実施に終わったことに深刻な懸念を抱かざるを得ません。遺伝子標識放流手法が充分に開発され、かつ証明され、必要な場合は代替的な加入量指数として申し分ないものとなるまでは、委員会が科学航空目視調査を継続するための適切な資金配分を毎年行うよう、強く要請いたします。

トラフィックは、CPUEデータのみに依存する手法に立ち戻ることは支持しません。多くの者は、MP及び合意済みのインプットを通じた責任ある管理手法として採択されている現在の手法からの大幅な後退として捉えるだろうと考えます。

メンバーによる過少報告に加えて、投棄や放流、非加盟国による漁獲や遊魚といったその他の要因に起因する未考慮漁獲死亡量は依然として重要な課題です。総未考慮死亡量は、再建目標の達成確率を74%から50%未満に引き下げるのに充分なものであるかもしれません。

さらに 2014 年には、メンバーまた協力的非加盟国による 350 トンもの過剰漁獲が確認されました。この重大な説明責任の未達は、資源評価モデルの完全性や総合性、そして MP の結果や総漁獲可能量の設定プロセスの信頼性を揺るがすものです。

このため、トラフィックは、この状況が例外的状況に該当するかどうかを科学委員会が評価することができるよう、委員会が喫緊の課題として未考慮死亡量に関する情報及びデータを収集することを強く求めます。我々は、未考慮死亡量を含め、過剰漁獲といった非遵守は違法・無報告・無規制(IUU)漁獲に該当するものと見なし、それゆえに相応の関心をもって取り組まれるべきだと考えます。

生態学的関連種 (ERS) に関しては、絶滅の危機にある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) の附属書に掲載されたサメの捕獲に関する情報収集を行い、CITES における種の存続を脅かさないことの確認として南半球のニシネズミザメ個体群に関するパラメータを提供するよう、委員会から科学委員会に指示するよう奨励します。これにより、CITES による貿易許可の発行を、地域間で調整がとれた状態で行うことが可能になるでしょう。

トラフィックは、SBT 及びその他の生態学的関連種、特にサメ類、海鳥類や 海亀類を効果的に保存していくことができるよう、メンバーが相応しい緊急 性をもって必要な意思決定を行うよう強く求めます。

最後になりましたが、我々全員が委員会の議論と決定に参加し、CCSBTのプロセスがオープンで透明性の高いものとなるよう、今週の会合を全体会合としておくことをコミッショナーにお願いいたします。

議長、ありがとうございました。

財政運営委員会報告書

ケビン・サリバン博士 (ニュージーランド) が財政運営委員会 (FAC) 議長 となることが合意された。FAC に対して、以下の議題にかかる検討が課された。

- 2015年改訂予算
- 2016年予算案
- 2017年及び2018年の仮予算

2015 年改訂予算

事務局長は、CCSBT-EC/1510/05 に総括された 2015 年改訂予算について簡潔に説明した。予算上の6つの費用部門のうち、5つの部門において節約があった。予算の改訂にあたっては、2015 年 8 月 31 日時点までの実際の収入額及び支出額とともに、本年の残り期間の見込み収入額及び支出額が反映されている。FAC会合においては、事務局長が提案した 2015 年改訂予算に対する修正はなされなかった。

2014年の最終的な収入額は、CCSBT 21で承認された 2015年の収入額に対して 1.3%の増加が見込まれている。この収入額の微増は、投資による利息収入が 8,416ドル改善したこと(メンバーからの速やかな分担金の支払いにより、定期預金を最大限活用できたことが大きい)、職員課徴金からの収入が 19,421ドル増加したこと、及び新たなウェブサイトの開発費用を賄うために 現金預金から 20,000ドルを引き出したことによるものである。

承認予算から大幅に支出見込みが増加した項目は以下の二点のみである。

- 「独立議長」: 次期遵守委員会議長による 2015 年の CC 及び EC 会合 への出席に手当するため、44%増額した。
- 「新たなウェブサイトの開発」:回章#2015/024及び#2015/033において説明がなされた、予算が計上されていなかった項目(20,000ドル)であり、事務局の現金預金から拠出された。

最大の節約は、2015年に航空目視調査を実施しなかったことによる100,000ドルであった。2015年の支出額は、承認済みの2015年支出額を8.7%下回るものと見込まれている。現時点で、2015年の余剰金は216,096ドルと見込まれているところ、この余剰金について、CCSBT会計規則に基づき、2016年予算における収入としてこれを繰り越すことが提案されている。

FACは、予算に関する作業について事務局長に感謝した。

FAC は、拡大委員会に対して、別添 A の 2015 年改訂予算に合意するよう**勧告する**。

2016 年予算案及び2017 年、2018 年の仮予算

FAC は、CCSBT-EC/1510/06 に総括された予算案について検討した。2016年予算案は、委員会会合における科学調査計画に関する議論、及び EC 会合初日における欧州連合の拡大委員会への加盟を受けて大幅に修正された。拡大委員会への EU の加入により、EU は、2015年に分担金の50%を、2016年に分担金全額を EC に対して支払うこととなる。2015年における EU による支払額は39,495ドルである。このことは、表1に示したとおり、2016年における全メンバーの分担金に影響する。

表 1:

メンバー	2016年予算に対する前払金額
日本	\$6,666
オーストラリア	\$6,666
ニュージーランド	\$6,540
韓国	\$6,544
漁業主体台湾	\$6,544
インドネシア	\$6,534
欧州連合	

2016年予算案は、委員会及びFACにおいて審議され、予算に対して以下の修正が加えられた(ここでは、変更額3,000ドル超の修正のみを示した)。

FACは、2016年に関して以下の追加的な支出を勧告した。

• FAC は、他の RFMO に比べて低くなっている事務局職員の給与の増額について諮問された。事務局が職員の雇用を維持し、採用にかかる費用を伴いながら適切な新しい技術職員を探さなければならないリスクの低減を確保するため、今後3-4年をかけて給与を調整していくことが合意された。これにより、最終的にはP3水準の職員はP4に、P5水準の職員はD1に再格付けされることとなる。この増額は、まずコンプライアンス・マネージャー及びデータ・マネージャーに適用される予定である。事務局費用:15,000ドル

FACは、2016年に関して以下の支出削減を勧告した。

- 会場借料及びケータリング費用 100,000 ドル
- ESC 会合 25,600 ドル
- OMMP 会合 19,500 ドル
- ADMB への寄付 12,800 ドル
- 近縁遺伝子 119,000ドル
- 発展途上国支援 12,500ドル
- まぐろ類 RFMOへの ERSWG 議長の出席 4.800 ドル
- 品質保証レビュー 26,000ドル

FAC は、様々な調査計画に対する CSIRO の多大な貢献(航空目視調査の 20%、試験的遺伝子標識放流の 40%及び近縁遺伝子の 30%) に留意するとともに、SRPへの支援についてオーストラリアに感謝した。

科学調査計画 (SRP)

FACは、委員会に対して、2016年から2018年の各年の予算に対するSRPの影響について報告した。委員会は、SBT資源の加入量を推定するための望ましい手法として遺伝式標識放流への移行を優先することに合意した。SRPの様々な要素(例えば遺伝子標識放流、航空目視調査、近縁遺伝子)の相対的な価値及び費用についての審議の結果、ESCから提案されたオプションA(CCSBT-EC/1510/Rep02)が合意された。これには、2017年の航空目視調査、長期的遺伝子標識放流計画の実施、及び(未処理サンプルを増加させないための)2016年以降の近縁遺伝子サンプルの処理が含まれる。

メンバーがいずれの年においても分担金の増額の最大幅を 10%に制限するよう求める場合、SRPに関するこれらの決定は、2017年の委員会予算に対する大きなプレッシャーとなる。FAC は、2017年の仮予算においてなし得る節約について検討し、以下に合意した。

- 2017年の CCSBT 会合のホスト国として、インドネシアは、会場借料、会議機器及びケータリングに関する EC 会合の全コストを負担することを申し出た。
- オーストラリアは、2017年の予算のギャップを埋めるため、試験的遺伝子標識放流計画向けに、一度きりの貢献として175,000ドルの負担を申し出た。
- EU は、2017年の遺伝子標識放流及び近縁遺伝子の費用に対する貢献 の可能性を探る。
- 南アフリカが 2016年上半期に委員会に加盟した場合、同国の 2016年 の分担金は全て (メンバーに) 分配され、2017年からの分担金に組み 込まれる予定である。これにより、2017年予算において約 200,000 ドルの追加資金が得られる見込みである。

2018年の仮予算については、現時点では提案されている調査が少ない(例えば航空目視調査がない)ため、2017年からの大きな変更は想定されていない。2018年において、EUは委員会年次会合をホストする予定であり、会合コストの80%をEUが負担できる可能性を示唆している。

2016 年勧告予算

FACは、本報告書の別添 B に示した 2016 年の拡大委員会一般予算を勧告することに合意した。拡大委員会は、欧州連合が 2015 年に委員会に加盟したことに伴い、各メンバーごとに 2016 年の分担金の増加幅が異なっていることに留意するよう求められている。しかしながら、2016 年の分担金の増加幅は、どのメンバーにおいても 10%を超えていない。2017 年及び 2018 年の仮予算についても検討がなされ、2017 年と 2018 年の前年からの分担金の増加幅は

10%以下に抑えられている。これは、南アフリカが 2016 年上半期に EC に加盟すること、及び 2017 年におけるオーストラリアと EU からの自主的貢献を前提としたものである。

2016年にメンバーが求められる分担金は、2016年の承認予算に掲げられた数字から、表1の金額を差し引いた金額となる。

GENERAL BUDGET - 2015

	2015	2015	
	APPROVED	REVISED	%
INCOME	BUDGET	BUDGET	Variation
Contributions from Members	\$1,823,716	\$1,823,716	0.0%
Japan	\$562,015	\$562,015	
Australia	\$562,015	\$562,015	
New Zealand	\$174,298	\$174,298	
Korea	\$185,934	\$185,934	
Fishing Entity of Taiwan	\$185,934	\$185,934	
Indonesia	\$153,520	\$153,520	
European Union ¹	\$0	\$39,495	
Staff Assessment Levy	\$71,000	\$90,421	27.4%
Carryover from previous year	\$240,084	\$240,084	0.0%
Withdrawal from savings	\$0	\$20,000	
Interest on investments	\$55,000	\$63,418	15.3%
TOTAL GROSS INCOME	\$2,189,800	\$2,237,639	1.3%

¹ The European Union's contribution is not reflected in the totals for the 2015 budget, instead it is used as advances by the other Members to their contributions for 2016 in accordance with the Financial Regulations for Members that join after approval of the budget.

	2015	2015	Forecast	2015	
	2015 APPROVED	Expenditure	Remaining	REVISED	%
EXPENDITURE	BUDGET	to date	Expenditure ¹	BUDGET	variation
ANNUAL MEETINGS - (EC)(CC)	\$216,100	\$48,179.14	\$164,100	212,279	-1.8
Independent chairs	\$34,500	17,316	32,500	49,816	44.4
Interpretation costs	\$51,000	7,502	41,700	49,202	-3.5
Hire of venue & catering	\$50,900	0	42,200	42,200	-17.1
Hire of equipment	\$22,500	0	25,000	25,000	11.1
Translation/of meeting documents	\$10,000	0	0	0	-100.0
Secretariat expenses	\$47,200	23,361	22,700	46,061	-2.4
	<u> </u>	·	·		
EXTENDED SCIENTIFIC COMMITTEE	\$206,700	\$79,850.04	\$91,200	171,050	-17.2
Interpretation costs	\$38,000	6,324	27,800	34,124	-10.2
Hire of venue & catering	\$35,300	10,003	15,100	25,103	-28.9
Hire of equipment	\$27,100	6,250	16,900	23,150	-14.6
Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel	\$75,900	32,521	30,900	63,421	-16.4
Translation of meeting documents	\$1,000	0	0	0	-100.0
Secretariat expenses	\$29,400	24,751	500	25,251	-14.1
	<u> </u>	·			
SUB-COMMITTEE MEETINGS	\$175,300	\$127,394.85	\$15,100	142,495	-18.7
Ecologicaly Related Species WG Meeting	\$102,600	77,606	0	77,606	-24.4
Strategy and Fisheries Management WG Meeting	\$50,000	46,639	500	47,139	-5.7
Operating Model/Management Procedure Technical Meeting	\$22,700	3,150	14,600	17,750	-21.8
SPECIAL PROJECTS	\$485,800	\$96,579.31	\$289,600	386,179	-23.6
Operating Model/Management Strategy Development	\$18,900	\$12,400	6,500	18,900	0.0
Development of the CPUE series	\$3,600	\$154	3,400	3,554	-1.3
Tagging program coordination	\$1,000	\$500	500	1,000	0.0
Scientific Aerial Survey	\$100,000	\$0	0	0	-100.0
Scientific Research Program Projects	\$210,000	\$67,500	142,500	210,000	0.0
Participation of ERSWG Chair in joint tRFMO ByCatch WG	\$4,800	\$0	0	0	-100.0
Assistance to Developing States	\$12,500	\$0	0	0	-100.0
Quality Assurance Review	\$35,000	\$16,025	16,700	32,725	-6.5
Market Research	\$100,000	\$0	100,000	100,000	0.0
Development of new website	\$0	\$0	20,000	20,000	-
				•	
SECRETARIAT COSTS	\$968,500	\$621,437.90	\$349,500	970,938	0.3
Secretariat staff costs	\$653,700	\$416,989	237,100	654,089	0.1
Staff assessment levy	\$71,000	\$57,321	33,100	90,421	27.4
Employer social security	\$117,500	\$69,713	45,900	115,613	-1.6
Insurance -worker's comp/travel/contents	\$12,000	\$8,687	3,400	12,087	0.7
Travel/transport	\$28,400	\$18,144	3,300	21,444	-24.5
Translation of meeting reports	\$21,500	\$0	22,100	22,100	2.8
Training	\$2,000	\$453	1,600	2,053	2.6
Home leave allowance	\$11,400	\$0	1,700	1,700	-85.1
Other employment expenses	\$2,100	\$1,231	1,300	2,531	20.5
Recruitment expenses	\$0	\$0	0	0	-
Staff liability fund (accumulating)	\$48,900	\$48,900	0	48,900	0.0
	,	>>		-7	
OFFICE MANAGEMENT COSTS	\$137,400	\$89,000.10	\$45,200	134,200	-2.3
Office lease and storage	\$59,700	\$44,346	15,100	59,446	-0.4
Office costs	\$60,300	\$39,131	20,000	59,131	-1.9
Provision for new/replacement assets	\$7,700	\$2,200	5,600	7,800	1.3
Telephone/communications	\$9,700	\$3,323	4,500	7,823	-19.4
K - C - C - C - C - C - C - C - C - C -	->,,	,020	.,200	.,025	27.7
TOTAL GROSS EXPENDITURE	\$2,189,800	1,062,441	954,700	2,017,141	-8.7

 $^{^{\}it l}$ These estimates are rounded up to the nearest \$100.

DRAFT GENERAL BUDGET for 2016

INCOME	APPROVED 2015 BUDGET	REVISED 2015 BUDGET	2016
Contributions from members	\$1,823,716	\$1,823,716	\$2,076,981
Japan	\$562,015	\$562,015	\$624,880
Australia	\$562,015	\$562,015	\$624,880
New Zealand	\$174,298	\$174,298	\$183,606
Korea	\$185,934	\$185,934	\$196,849
Fishing Entity of Taiwan	\$185,934	\$185,934	\$196,849
Indonesia	\$153,520	\$153,520	\$159,958
European Union ¹	\$0	\$39,495	\$89,959
Staff Assessment Levy	\$71,000	\$90,421	\$93,300
Carryover from previous year	\$240,084	\$240,084	\$219,096
Withdrawal from savings	\$0	\$20,000	\$122,000
Interest on investments	\$55,000	\$63,416	\$32,000
TOTAL GROSS INCOME	\$2,189,800	\$2,237,637	\$2,543,377

¹ The European Union's contribution is not reflected in the totals for the 2015 budget, instead it is used as advances by the other Members to their contributions for 2016 in accordance with the Financial Regulations for Members that join after approval of the budget.

	APPROVED	REVISED	APPROVED
	2015	2015	2016
EXPENDITURE	BUDGET	BUDGET	BUDGET
ANNUAL MEETING (CC/EC/CCSDT)	¢216 100	\$212.270	\$250,600
ANNUAL MEETING - (CC/EC/CCSBT)	\$216,100 \$34,500	\$212,279 \$49,816	\$250,600 \$39,300
Independent chairs Interpretation costs	\$51,000	\$49,810	\$52,100
Hire of venue & catering	\$50,900	\$49,202	\$55,800
Hire of equipment	\$22,500	\$25,000	\$42,500
Translation of meeting documents	\$10,000	\$23,000	\$10,000
Secretariat expenses	\$47,200	\$46,061	\$50,900
Secretariat expenses	\$47,200	\$40,001	\$30,900
SC/ESC Meeting	\$206,700	\$171,050	\$214,700
Interpretation costs	\$38,000	\$34,124	\$42,900
Hire of venue & catering	\$35,300	\$25,103	\$22,600
Hire of equipment	\$27,100	\$23,150	\$18,000
Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel	\$75,900	\$63,421	\$93,500
Translation of meeting documents	\$1,000	\$0	\$1,000
Secretariat expenses	\$29,400	\$25,251	\$36,700
T	, , , , , ,	, -, -	1
SUB-COMMITTEE MEETINGS	\$175,300	\$142,495	\$83,677
Ecologicaly Related Species WG Meeting	\$102,600	\$77,606	\$0
Strategy and Fisheries Management WG Meeting	\$50,000	\$47,139	\$60,377
OMMP Technical Meeting (2 day, prior to ESC)	\$22,700	\$17,750	\$23,300
SCIENCE PROGRAM	\$338,300	\$233,454	\$771,100
Intersessional OM/MP Maintenance & Development	\$6,500	\$6,500	\$8,100
Contribution to AD Model Builder Maintenance	\$12,400	\$12,400	\$0
Development of the CPUE series	\$3,600	\$3,554	\$4,300
Tagging program coordination	\$1,000	\$1,000	\$1,000
Scientific Aerial Survey	\$100,000	\$0	\$461,300
Pilot Gene Tagging Project	\$75,000	\$75,000	\$204,000
Close-kin genetics	\$120,000	\$120,000	\$77,000
Aging Indonesian Otoliths	\$15,000	\$15,000	\$15,400
Participation of ERSWG Chair in tRFMO ByCatch WG	\$4,800	\$0	\$0
SPECIAL PROJECTS	\$147,500	\$152,725	\$34,000
Assistance to Developing States	\$12,500	\$0	\$0
Quality Assurance Review	\$35,000	\$32,725	\$34,000
Market Research	\$100,000	\$100,000	\$0
Development of new website	\$0	\$20,000	\$0
	1	·	
SECRETARIAT COSTS	\$968,500	\$972,338	\$1,040,700
SECRETARIAT COSTS Secretariat staff costs	\$968,500 \$653,700	\$972,338 \$654,089	\$1,040,700 \$694,300
Secretariat staff costs	\$653,700	\$654,089	\$694,300
Secretariat staff costs Staff assessment levy	\$653,700 \$71,000	\$654,089 \$90,421	\$694,300 \$93,300
Secretariat staff costs Staff assessment levy Employer social security	\$653,700 \$71,000 \$117,500	\$654,089 \$90,421 \$115,613	\$694,300 \$93,300 \$128,600
Secretariat staff costs Staff assessment levy Employer social security Insurance -worker's compensation/ travel/contents	\$653,700 \$71,000 \$117,500 \$12,000	\$654,089 \$90,421 \$115,613 \$12,087	\$694,300 \$93,300 \$128,600 \$12,800
Secretariat staff costs Staff assessment levy Employer social security Insurance -worker's compensation/ travel/contents Travel/transport	\$653,700 \$71,000 \$117,500 \$12,000 \$28,400	\$654,089 \$90,421 \$115,613 \$12,087 \$21,444	\$694,300 \$93,300 \$128,600 \$12,800 \$25,700

Other employment expense	\$2,100	\$2,531	\$3,100
Recruitment expenses	\$0	\$0	\$0
Staff liability fund (accumulating)	\$48,900	\$48,900	\$41,900
OFFICE MANAGEMENT COSTS	\$137,400	\$134,200	\$148,600
Office lease and storage	\$59,700	\$59,446	\$61,300
Office costs	\$60,300	\$59,131	\$72,400
Provision for new/replacement assets	\$7,700	\$7,800	\$6,200
Telephone/communications	\$9,700	\$7,823	\$8,700
TOTAL GROSS EXPENDITURE	\$2,189,800	\$2,018,541	\$2,543,377



みなみまぐろ保存委員会

第10回遵守委員会会合報告書

2015年10月8-10日 韓国、麗水



みなみまぐろ保存委員会

第4回戦略・漁業管理作業部会会合報告書

2015年7月28-30日 オーストラリア、キャンベラ



みなみまぐろ保存委員会

第11回生態学的関連種作業部会会合報告書

2015年3月3-6日 日本、東京



みなみまぐろ保存委員会

海鳥混獲緩和措置の有効性に関する技術部会 報告書

2014年11月4-6日 日本、東京



みなみまぐろ保存委員会

第20回科学委員会会合報告書

2015年9月5日 韓国、仁川



みなみまぐろ保存委員会

第6回オペレーティング・モデル及び 管理方式に関する技術会合報告書

2015年8月30-31日 韓国、仁川

みなみまぐろ保存委員会戦略計画 2015 - 2020 年

2015年10月

目次

目次	Ι
1. 序文	1
みなみまぐろ保存委員会戦略計画	1
みなみまぐろの保存のための条約 由来 みなみまぐろ保存委員会の任務 委員会の加盟資格	1 1 1 2
みなみまぐろ漁業 漁業の特徴 資源状況	3 3 3
戦略課題 パフォーマンス・レビュー SWOT 分析	3 4 7
主要課題	7
2. 目的、ビジョン及びゴール	9
条約の目的	9
ビジョン及びゴールA. SBT の管理B. 委員会及び事務局の運営/管理C. メンバーの参加及び実施(遵守を含む)	9 9 9 9

1. 序文

みなみまぐろ保存委員会戦略計画

この戦略計画は、メンバーが将来のみなみまぐろ保存委員会に対して望んでいる共通のビジョンを概説するものである。このビジョンの構成要素には、みなみまぐろの資源の状況、効果的な資源管理のために委員会がいかに活動するか、そしてメンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るのか、ということが含まれる。

戦略計画は、望ましい将来の状態だけでなく、望ましい将来の状態の達成に 関連する特定の戦略及びタスクを概説している(仮にそのような状態への到 達は長期的なゴールだとしても)。委員会のパフォーマンスに関する最近の レビューでは、継続的なパフォーマンスの改善に関する提案を示した。戦略 計画は、必要に応じて、これらの提案された行動を適切に将来の作業計画に 盛り込ませている。 作業計画全体が達成可能なものとなるよう、提案される 行動は優先付けされている。

また、パフォーマンス・レビューは、戦略計画を補完し、より高い水準での 運用上の詳細を提供する「管理計画」の策定を勧告した。

本文書において、「メンバー」という用語は全て協力的非加盟国(CNM)を含んでおり、「委員会」という用語は拡大委員会を含んでいる。

みなみまぐろの保存のための条約

由来

みなみまぐろ(SBT)は、1960年代初期には年間の漁獲量が80,000トンに達するほど、過去に多量に漁獲されていた。この結果、成熟魚の数が著しく減少し、そして年間漁獲量が急速に落ち始めた。

1980 年代中頃には、漁獲量を制限する手段が必要であることが明白となった。 SBT 資源を再建させるため、当時 SBT を漁獲していた主要国ー オーストラリア、日本及び ニュージーランドー は 1985 年からそれぞれの船団に対して厳格な割当の適用を開始した。

オーストラリア、日本及びニュージーランドによる任意の管理取極は、1993年5月にこの3国が署名したみなみまぐろの保存のための条約が発効した1994年5月20日に正式なものとなった。

みなみまぐろ保存委員会の任務

この条約の目的は、世界的なみなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。条約は、みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)を創設し、その活動と任務について規定している。CCSBTの任務は以下を含む。

- 情報収集
- 総漁獲可能量(TAC)の決定及びその配分
- 条約の効果的な履行を達成するために必要と考えられる追加的な措置 (監視、管理及び取締り(MCS)措置を含む)の決定
- 年次予算の合意
- 他国の加盟を奨励

CCSBT は毎年会合を開催する。CCSBT は5つの補助機関を有し、これらはそれぞれの専門分野に関して助言を行う。

- 科学委員会(SC)/拡大科学委員会(ESC) (同委員会の作業を完遂するため、 オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合(OMMP)等、 その他の技術作業部会と連携)
- 生態学的関連種作業部会 (ERSWG).
- 戦略・漁業管理作業部会(SFMWG),
- 遵守委員会 (CC),
- 財政運営委員会 (FAC).

独立科学者のパネルは、ESC 会合に参加し、必要な場合には CCSBT に直接助言を提出することが可能である。

条約は、委員会の運営を支援する CCSBT 事務局の設置を規定している。 事務局はオーストラリアのキャンベラに本拠地を置いている。 職員は、事務局長、事務局次長、データマネージャー、コンプライアンス・マネージャー及び事務職員である。

委員会は、事務局職員が少数であることを踏まえて比較的分限的な運用形態 を採用しており、多くの重要な機能(科学、モニタリング、管理及び取締り 業務等)については、委員会が設立した規範に従うなどして、メンバーが直 接実施している。

委員会の加盟資格

CCSBT の加盟資格は、国のみに与えられる。 漁業主体の参加を促進するため、CCSBT は、決議により 2001 年に拡大 CCSBT (ECCSBT) 及び拡大科学委員会 (ESC) を設置し、REIO に対応するため、2013 年に決議を改正した。 ECCSBT 及び ESC の加盟資格は、条約の全ての加盟国のほか、漁業主体及び REIO も同様に認められうる。2002 年に漁業主体台湾の参加が認められた。拡大委員会に対する欧州連合による加盟申請の受け入れは、2015 年に検討される予定である。

ECCSBT 及び ESC は、それぞれ CCSBT 及び SC と同様の任務を行なう。それぞれのメンバーが平等な議決権を有する。 CCSBT が合意しない場合は別として、CCSBT に報告される ECCSBT の決定が CCSBT の決定となる。 ECCSBT の活動又は個々のメンバーの ECCSBT における権利、義務若しくは地位に影響を与えるような委員会の決定は、ECCSBT による当該課題に関する事前のしかるべき検討なしに一切行われるべきではない。

現在、ECCSBTは6つのメンバー及び3つの協力的非加盟国によって構成されている。

メンバー

- オーストラリア
- 漁業主体台湾 (ECCSBT だけのメンバー)
- インドネシア
- 日本
- ニュージーランド
- 韓国

協力的非加盟国

- 欧州連合
- フィリピン
- 南アフリカ

みなみまぐろ漁業

漁業の特徴

SBT の主要なマーケットは日本の刺身市場であり、これは主として SBT のトロ身に対してプレミアム価格が付くためである。

SBTは主にはえ縄漁業及びまき網漁業で漁獲される。

はえ縄では、多くの鉤を備えた長い幹縄を使用する。漁獲した SBT は、主に 超低温 (マイナス 60 度) で冷凍され、中間港に荷揚げされ日本市場に発送されるか、あるいは日本市場に直接荷揚げされる。

まき網漁業では、網を使用して SBT の魚群を囲い込む。現在のところ、この漁法はオーストラリアの SBT漁業のみで使用されている。囲まれた魚群は、オーストラリア大陸近くの水域までけん引され、海底に固定されている浮きいけすに移される。このまぐろは、数カ月間太らされて、冷凍又は冷蔵の状態で輸出市場に直接に販売される。

資源状況

上述のとおり、SBTは歴史的に高水準の漁獲圧にさらされており、現在も枯渇状態にある。CCSBTは、TACの設定に関する科学的助言に基づいて資源を再建していくことを目的として、「管理方式」(最新のモニタリングデータに基づきTACの変更を特定することができる、あらかじめ合意された一連のルール)を採択している。

2014年の資源評価の結果、SBT資源は引き続き非常に低水準にあり、初期産卵親魚資源量の9%と推定され、最大持続生産量(MSY)を達成するために必要な水準を大きく下回っていることが示唆された。2011年の資源評価からいくらかの改善が見られたものの、漁獲死亡量はMSYの水準を下回っているものと評価されている。

2014年の資源評価においては、全ての未考慮漁獲死亡要因に関する感度試験が実施された。拡大科学委員会(ESC)は、管理方式の設計時には想定されて

いなかった相当程度の未考慮死亡が発生している可能性があると考えられること、また仮にそうした水準が真実であるならば、管理方式に下での再建確率はECが企図した水準よりも大幅に低くなることから、例外的状況にある可能性があることに留意した。

また、ESCは、仮説として挙げた追加の未考慮死亡量が仮に真実であったとしても、管理方式による提案に従い続ければ短期的には再建が継続することに留意した。このため、ESCは委員会に対し、規定通りにMPに従い続ける一方で、緊急的な課題として全てのSBT未考慮死亡要因を定量化するための手段を講じるよう助言した。ESCは、もしも相当量の未考慮死亡量が確認された場合、委員会の掲げた再建目標を達成するべくMPを再調整する必要があることに留意した。さらに、ESCは、ECに対し、TACの遵守を確保するための対策を講じるよう助言した。

戦略課題

このセクションでは、この計画が取り組もうとする委員会に直面する戦略上の課題について明記する。これらの課題は、最近のパフォーマンス・レビューや、そして委員会に直面する強み、弱み、機会及び脅威(SWOT)分析を通じて、特定されてきたものである(9ページを参照)。このSWOT分析は、パフォーマンス・レビューの範囲外で、委員会が戦略計画を策定する際に役立つと思われる分野を明示するのに有益であった(下記参照)。

パフォーマンス・レビュー

2008年においては、委員会の代表者で構成されたパフォーマンス・レビュー作業部会が、2006年に日本の神戸で開催した5つのまぐろ類 RFMO 合同会合で採用された基準を利用して、委員会のパフォーマンスについての自己評価を試みた。独立専門家であるデービッド・ボルトン米国大使がこの自己評価をレビューした。

CCSBTの第2次パフォーマンス・レビューは、サージ・M・ガルシア博士 (IUCN漁業専門家グループ議長)及びホリー・コーラー氏 (国際水産物持続財団 (ISSF)政策及びアウトリーチ部門次長)により実施された。レビューにおいては、第1次評価以降のCCSBTによる達成状況、及びベストかつ利用可能な国際基準に対する現在のパフォーマンスが評価された。このアプローチの結果として、別添1のとおり多数の勧告がなされた。

主要課題

CCSBT のパフォーマンス・レビューからの広範な勧告、及び上記で特定した その他の戦略上の課題を考慮すると、主要課題は以下のとおりである。

- 最大持続生産量を維持することが可能なレベルまで SBT 漁業を再建させること (資源の再建)
- 資源の再建のための生物学的要求と、SBT を漁獲する者の要望との競合についてバランスを取ること(TAC の設定及び配分)

- 国別配分量に全ての SBT 死亡量を計上し、かつ未報告漁獲が防止される よう確保すること (遵守)
- SBT 漁業に関心を有する全ての国が委員会に協力するよう確保すること
- CCSBTの制度及びプロセスが、全てのメンバーの権利及び責任を斟酌するよう確保するとともに、非メンバーの協力を奨励すること
- CCSBTの義務の遵守について、発展途上のメンバー及び協力的非加盟国 にかかる特別な要件及びキャパシティ・ビルディングの必要性を検討する こと

ほとんどの側面において、CCSBT は分散的モデルを採用しており、メンバーはそれぞれの科学、運用及びモニタリングプロセス(国別 VMS やオブザーバー計画の運用等)の実施にかかる責任を有している。さらに、CCSBT の海域横断的な特性から、多くの場合において、独自のルールを定めるのではなく、例えば VMS 決議及び ERS 勧告のように、必要に応じて SBT 漁業の保存及び管理に関連する他の RFMO のルールを適用することを選択してきた。同様の理由及びリソースの共有の観点から、CCSBT は、同委員会の決定の一部についても他の RFMO による決定の調和を図ってきた。

こうした運用形態には、メリット(委員会のコストの削減、状況変化に対応するための組織のフレキシビリティ)とデメリット(科学調査といった一部プログラムにおける不透明なコスト配分、及び全メンバーの協力を必要とするような大規模な取組に対する合意を得ることの困難性等)の両方がある。多くの重要な機能の実行が(中央集権的に、又は一部のRFMOのように共通のサービスプロバイダーによって対応するのではなく)メンバーに委任される場合、全てのメンバーに対する期待が明確になるよう、明確な役割、責任及び履行基準を定めることが非常に強く求められる。管理計画、遵守政策及び場合によっては調査計画といった関連文書を伴うこの戦略計画は、これを実行する機会を提供するものである。

CCSBT の条約は1994年に採択されたものであり、国連公海漁業協定 (UNFSA)等、近代的な漁業管理原則及び/又は規範を定めたより新しい国際協定より前から存在するものである。UNFSAの主要な原則は以下のようなものである:

- 対象資源の保存及び管理に関する一般原則(特に予防的アプローチ、 生態系ベースの管理、及び利用可能な最良の科学的情報を含む)の設立。
- 漁業の保存管理に対する予防的アプローチの適用の要請 各国に対して、情報が不確実である、信頼性が低い又は不十分な場合にはより注意するよう呼びかけ
- 漁業資源の包括的な保存管理を確保するための、国の管轄下にある海域において採用された保存管理措置と、当該海域と隣接する公海において設立された保存管理措置との整合の要請
- 地域漁業管理機関及び協定の役割の強化
- 公海において同国の旗を掲げている漁船に対する旗国の責任の強化

- 国際的な保存管理措置の遵守及び取締りに関する効果的なメカニズム の確保
- 保存管理措置に関する発展途上国の特別な要件の認識
- 締約国間の紛争の平和的解決に関するメカニズムの提供

UNFSA 以降に設立された新しい RFMO で採択されている代替的な意志決定のメカニズムを踏まえ、CCSBT の意志決定方式をその目的に適ったものとするよう確保すること。

CCSBT 条約は、発展途上国の参加の可能性を考慮せずに策定されたものである。

目的:みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保すること

強み

- -全世界の TAC 設定の指針となる合意された管理方式の採択
- -科学的助言の提供のための十分に認められたモデル(モデルベースの資源評価 及び管理方式を含む)
- -意思決定のための構成要素が設立されている(遵守委員会、科学委員会、年次 会合、集中型事務局を含む)
- -他の地域漁業管理機関 (RFMO) との調整
- -基本的な監視、管理及び取締り(MCS)の構成要素に達した取決め(例 漁獲証明)及び遵守政策(最低履行要件の明確化を含む)
- CCSBT 措置の遵守確保のためのメンバーの制度及びプロセスの適切性を評価するための独立外部監査プログラム
- SBT が確認される全ての水域における権限
- SBT 漁業を制御するための合意された仕組み(世界的な総漁獲可能量)
- 科学委員会は、委員会に対する助言において予防的アプローチを考慮するよう指示される
- -国別配分量に帰属する SBT 漁獲量に関する共通の定義、及びその実施に関する合意されたスケジュールの採択

弱み

- 未考慮死亡にかかる現在の不確実性(CCSBTメンバー以外のものを含む)
- -今後 2-5 年間にわたる調査計画を実施するための予算上及び能力上の制約及び 調査にかかるさらなる優先順位付けの必要性
- 処女産卵親魚資源量の 10%未満と推定されている現在の SBT 資源
- コンセンサスを基本とする意志決定モデルの制約を原因の一部とする主要な管理措置に関する決定・導入の不履行の歴史(例 TACs)
- 資源評価のための情報及び管理の強化が必要、関連データの全てが資源評価 のために利用可能とは限らない
- 単一魚種 (SBT) のみに関連する、及び国際的手段のベンチマークの変化及び 近代的漁業管理に対する期待を完全には反映していない条約の目的
- 合意のある措置の実施も含め、メンバーは必ずしも条約上の義務を果たしてきていない、又は義務の解釈に一貫性がない
- 条約における途上国又は漁業主体及び REIO の加盟資格に関する規定の欠如
- ERS との相互作用に関するモニタリング及び報告の改善にかかる困難性及び限定的な法的拘束力のある措置
- 意志決定及び補助機関のプロセスにおける透明性の欠如
- SBT 漁業に関心を有する全ての国が委員会に協力的であるわけではない

機会

- 最大持続生産量を維持する資源量による価値の増加(経済、単位努力当たり 漁獲量、社会)
- 効率性の向上及び管理の改善のための他の RFMO との協調及び他の RFMO からの報告へのアクセスの改善
- 漁業管理のためのベスト・プラクティスの概念の作成を利用
- 漁業管理にの最新の原則及び/又は基準(例えば予防的アプローチ、生態系

脅威 (潜在的リスク)

- 非加盟国を含む違法、無報告、無規制漁業の増加、特に資源の再建及び/又は SBT の新市場開発を通じた漁獲率の増加
- 全世界のまぐろ船団の過剰漁獲能力及び他のまぐろ類資源に対する圧力
- 科学的助言に対する委員会による適切な考慮の不履行
- メンバーによる全世界の SBT の TAC の国別配分量の遵守の失敗

ベースの管理) を組み入れるための機会

- より効率的な漁業を可能にする革新的な措置の開発
- 資源の理解及びトレーサビリティに関する新技術の革新及び出現
- 資源評価及び管理における全ての SBT 死亡量のより適切な考慮にかかる合意
- 幅広な利害関係者、市場及び消費者による信頼を醸成するための、意志決定 プロセスにおける透明性の増進
- 小規模なメンバーシップが断固たる行動の採択を促進する可能性

- -メンバー又はメンバーの漁業操業における義務の非遵守
- 資源の崩壊による業界の混乱
- 低水準にある SBT 資源の管理、及び生態学的関連種及び生態系への影響に関する不十分な管理に対する世界及び市場/消費者からの非難
- CCSBTの資源再建目標に合致した頑健な管理方式の継続不能

2. 目的、ビジョン及びゴール

この戦略計画は、委員会の目的を明示している(条約文で概説されているように)。同計画は、メンバーが将来の委員会に対して望んでいる共通のビジョンについても設定している。このビジョンには、みなみまぐろ資源の状況、効果的な資源管理のために委員会はいかに活動するか、そしてメンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るか、についての内容が含まれている。これらのそれぞれが、特定のゴール - 将来の委員会の望ましい姿、及び戦略 - この将来の望ましい姿を実現するために提案される手法、に関連している。

条約の目的

みなみまぐろの保存のための条約の目的は、みなみまぐろの 保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。

ビジョン及びゴール

A. SBT の管理

最大持続生産量を維持する資源レベルでみなみまぐろ資源を管理し、 SBT漁業のリスクを緩和する。

このカテゴリーには、資源の再建、配分、生態学的関連種についての戦略が含まれる。

B. 委員会及び事務局の運営/管理

責任をもって SBT 漁業を管理するため、 委員会は効果的かつ効率的に運営される。

このカテゴリーには、他の RFMO との協調を含む、委員会、その補助機関及び事務局の効果的かつ効率的な運営のための戦略が含まれる。

C. メンバーの参加及び履行(遵守を含む)

メンバーは、委員会を通じて SBT の管理に積極的に参加し、 その決定を実施する。

このカテゴリーには、MCS、制裁措置、途上国支援に関する戦略が含まれる。

A. SBT の管理に関するゴール

ゴール

戦略

1. SBT の再建

1.1 資源は MSY を維持す るレベルにある

優先度:非常に高い

- (i) SBT 資源の再建にかかる目標及び下限を定めるとともに、目標の達成かつ下限を超えることを回避するための戦略を採択する
 - 暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントは、2035年までに、70%の確率で、初期産卵親魚資源量の20%までSBT資源を再建することである
 - 超えてはならない資源量の下限は SSB₂₀₁₀ である
 - 各メンバーがそれぞれのノミナル漁獲量に達した後、代替的な再建 戦略(短期的な漁獲量増加よりも資源再建を優先するものを含む) の費用対効果を評価する

2. TAC を設定するための信頼できる科学的根拠

2.1 管理方式が TAC の設定に関する指針を提供するために使用される

優先度:非常に高い

- (i) 科学委員会は、再建目標及びタイムフレームの達成を確保するため、2016年及び2017年に管理方式の機能及びインプットをレビューし、その後は6年ごとにこれを行う。
- (ii) 全世界の TAC の設定のためのインプットとして、MP の使用を継続する
- (iii) 資源状況をモニタリングする
 - 資源及び漁業指標をレビューする (毎年)
 - 詳細な資源評価を実施する(3年ごと)

3. 科学的助言の質及び提供

3.1 正確な検証済みのデータが時宜を得て科学委員会及び委員会に提出される

優先度:非常に高い

- (i) 科学データの検証のための高い水準の実施行動規範の実施を継続する
 - ゴール 8 (監視、管理及び取締り) も参照
- (ii) 他の RFMO との活動を調和させるとともに、委員会の機能を改善することができるよう、商業上の機密科学データの共有を奨励するため、これらのデータに関する規則をレビューする
- (iii) CCSBT 21 において合意された帰属漁獲量の定義を導入する
 - データ提供規則に基づき、メンバーが SBT 死亡の全ての発生源に関する正確かつ完全なデータを報告する

3.2 科学的プロセスは、 管理についての決定に関 して利用可能な最善の独 立した助言を提供する

- 優先度:中程度/高い
- (i) 科学的プロセスにおいて独立議長及び諮問パネルを維持するが、必要 な独立専門家については定期的に人数及び人材をレビューする
- (ii) メンバーからの基金、協力及び CCSBT 基金プロジェクトを含め CCSBT の調査計画を策定及び合意する
 - CCSBT 5 か年調査計画を実施する
 - 委員会及び/又はメンバーが必要な科学的調査を実施する

4.生態学的関連種

4.1 SBT 漁業による生態 学的関連種へのリスクが 特定され適切に管理され る

優先度:高い中程度

- (i) 各漁業における、ERS に関するデータの収集及び報告 (パラ 3) 、緩和措置の導入 (パラ 2) 及び SBT 漁業のリスク評価 (パラ 7) を含む、SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する
 - 全てのメンバーが SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する
 - ERS に関する勧告の実施をレビューする
 - 各漁業における混獲及び使用された緩和措置にかかる合意された報告要件に従った ERS データ提供を継続する
 - 他の海域別 RFMO で採用されている緩和措置が、漁業によるリスクを如何に適切に緩和しているか評価するとともに、SBT の漁獲時に追加的又は異なる措置が必要かどうかを評価する
 - 必要があれば、他の RFMO との調整及び協調を考慮しつつ、リスクを管理する追加的な緩和措置を特定し採択する
- (ii) データ報告を含め海域別 RFMO と調整及び協調する(上記参照)
- (iii) ERS に対するリスクを削減するための業界の努力を促進することができるよう、他の RFMO、関連業界及びその他の利害関係者との緊密な協力の下、有効性を評価するための明確なクライテリア並びに安全性の確保及び実用性の問題に関する検討を含む、ERS に関する政策及び管理戦略を策定する。

4.2 SBT の資源状況に影響を与える可能性のある 捕食・餌料種をモニター する (i) ERSWGに対して、SBTの資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターし、その結果を委員会に報告するよう指示する

優先度:中程度

4.3 SBT 漁業を取り巻く 生態系に関する知見を改 善する (i) SBTの再生産及び加入に対する気候変動の影響にかかる知見を改善する観点と併せて、SBTの再生産に影響を与える可能性がある生態系の 状況に関する調査にかかる議論を促進する。

優先度:中程度/高い

5. 配分

5.1 条約第 8 条(4)に基づき、全世界の TAC を新規参入を含むメンバー間で配分する

優先度:中程度/高い

- (i) 全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議の実施を継続する
- (ii) 条約第8条(4)に基づきメンバーへの配分に関する原則を設ける
 - 新規メンバーを含めた全てのメンバーに関する長期的な配分に関する取り決めのオプションを(条約文に基づき)策定し、TACの増加 又は減少の際に適用する

6 柔軟な管理取決め

6.1 SBT 資源は最適に漁 獲され、メンバーには TAC を守るインセンティ ブが生じる

優先度:高い

- (i) 長期的には、枠の譲渡及び過小・過剰漁獲に関する規則といった柔軟 な管理取決めを導入する
- みなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議によりいくらかの柔軟性を確保する
- 過剰漁獲への対応が必要な場合は是正措置政策(遵守政策ガイドラ

イン3)を実施する

■ 適当な場合は、メンバー間での枠の譲渡を行う

6.2 SBT 漁獲能力と漁業 機会を均衡させる

優先度:低い中程度

- (i) 漁獲可能な量に対応する漁業の能力をモニタリングする
 - 船籍が置かれる国/漁業主体が国別配分に対応する漁獲能力の自己評価を完了する。旗国/主体は、必要に応じて是正措置を講じる。
 - 事務局は、CCSBT 現役船リストの管理を継続する
 - 他の船団の過剰漁獲能力による SBT への脅威を評価する

B. 委員会及び事務局の運営及び管理に関するゴール

ゴール

戦略

7. 委員会の運営

7.1 委員会は効果的・効率的に運営する

優先度:高い

- (i) 委員会プロセスを合理化する
- 委員会プロセスの合理化のための方法を特定する(年次及び諮問会 合も含む)
- (ii) 議長によるサポート、意志決定及び継続性を通年で得ることができるよう確保するために長期契約を検討することを含め、CCSBTの現在の議長にかかるアレンジメントを変更することの費用対効果をレビューする
- (iii) 関連する CCSBT の基本文書 (例えば条約及び手続き規則) 及び補助機関の付託事項を考慮しつつ、各補助機関における議長のアレンジメントがより一環したものとなるよう、CCSBT の各補助機関又は諮問機関の議長に関するアレンジメントをレビューする
- (iv) 地域漁業管理機関間で業務を調整する (例 転載管理、ERS の管理)
 - 事務局に対して、地域漁業管理機関間で調整されるべき業務の機会を特定し、委員会に提案するよう指示する
- (v) 改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的に実施する
 - 委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する(タイムフレーム、レビューの活動と財源、基準(まぐろ類 RFMO 合同会合のプロセスを通じて提案されるあらゆる変更を含む)、独立専門家の関与及びレビューの結果と CCSBT 戦略計画とのリンクを含む)
- (vi) 拡大委員会が現在利用可能な予算の最適利用をどのように達成するかについて検討するため、拡大委員会に対する現在の資金拠出取決めをレビューするとともに、拡大委員会の作業を支援するため、メンバーの政府に課される分担金以外の資金調達先を探求する

7.2 委員会の活動は、オープンかつ透明性がある

優先度:中程度

- (i) 決定の根拠は文書にて明示する
 - 委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する
 - 委員会による過去の決定に容易にアクセスできるよう確保する
- (ii) CCSBTの手続規則に基づき、委員会文書の公開を継続する
- (iii) CCSBTの手続規則に基づき、オブザーバーの関与を認めることを継

続する

- (iv) 代表団長会議の活用を最小限にすることにより、意志決定プロセスの 透明性を改善する必要性について検討する
- 7.3 最新の漁業管理原則及び/又は基準(例 予防的アプローチ、生態系ベースの管理、利用可能な最良の科学的情報)が条約、及び適当な場合は委員会の決定に組み込まれる

優先度:中程度

- (i) 条約文をレビューし(仮にメンバー(ら)がそのような交渉を提案するならば)、かつ、適当な場合は、例えば管理方式や ERS の管理措置のレビューの際などにおいて、委員会の決定を通じて、近代的な漁業管理原則及び/又は基準を組み込む(後者の選択肢がより効果的であることに留意)
 - 予防的アプローチが適用され、及び必要に応じて生態系ベースの管理が組み込まれるよう、管理方式のためのパラメータをレビューする
 - 科学委員会に対して、同委員会の作業にまだ組み込まれていない近 代的漁業管理原則及び/又は基準を組み込むよう要請する。
 - 原則及び基準が組み込まれていることを確保するために委員会の決 定をレビューする
- (ii) 最新の漁業管理の原則を委員会の意思決定に確実に組み込みことを含め、戦略・漁業管理作業部会 (SFMWG) の継続的な任務を正式化する
 - SFMWGの継続的な任務、会議の名称、付託事項、及び上記 7.1(vii) のレビューの一環として議長に関するアレンジメントを明確に定義する
 - SFMWGから委員会への助言に最新の漁業管理の基準を組み込むことについての規定を SFMWG の付託事項に含める

C.メンバーの参加及び実施に関するゴール

ゴール

戦略

8. 監視、管理及び取締り

8.1 統合され、目標を定めた、費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置が、委員会のゴールにかなうよう稼動する

優先度:高い

- (i) 合意された MCS 措置をメンバーが実行する
- 「CCSBTの義務を遂行するための最低履行要件」に含まれる委員会の保存管理措置リストを維持し、遵守委員会及び全ての漁業に関して正確なデータを得るための外部監査を通じて、これらの義務に対するメンバーの状況を評価する
- データの整合性を確保するための基準及び手続きの使用を継続する (例 水揚げ及び輸出/国内販売を伴う完全で正確な文書の提出の割 合の程度や、検査の割合の程度)
- (ii) 遵守計画を実施する
 - 委員会の目的にかなう追加的な MCS 措置及び/又は合意された MCS 措置の改善の必要性を評価する (例えば無報告漁獲の排除及び確認済みデータの保有)
 - 実施中の MCS 措置と必要となる改善又は追加的な措置との間のギャップ、及びこれらを実施するプロセスを特定する
- (iii) 漁場から市場までの SBT 漁業の各段階(転載、蓄養及び貿易など) における十分な遵守を確保すべく、全てのメンバー及び協力的非加盟 国の取組の強化を継続する
 - FAO 寄港国措置協定及び各メンバーの国内法及び規則を踏まえ、寄港国検査決議を実施及びレビューする
- (iv) MCS 活動及び SBT 貿易データのレビューを行うこと等を通じて、非協力的非加盟国による SBT 漁獲の可能性及び/又はそれらの国の SBT 市場の拡大を監視する
- (v) 遵守に関するデータの交換を促進すべくデータの機密性に関する規則 の実施をレビューする
- (vi) 事務局は以下を継続すべきである
 - 事務局に提出された MCS データを分析し、かかるデータの傾向を 毎年報告する
 - 事務局に提出されたデータに基づき既存の MCS 措置の有効性を評価する
 - CCSBTによる遵守に関する取組を管理及び監視する

9.メンバーの義務

9.1 全てのメンバーが CCSBT の規則を遵守す る

優先度:高い

- (i) 保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務 (例 国連公海漁 業協定) に対するメンバーの履行、取締り及び遵守状況について定期 的に監査を行う
 - 上記参照 (8.1 (i))
- (ii) CCSBT 規則違反に対して CCSBT の是正措置政策を適用するとともに、遵守を促進するためのインセンティブを定める

10. 途上国支援

10.1 途上国のメンバーが 委員会の管理措置及び他 の要件を遵守することが できる

優先度:中程度

- (i) 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定する
 - 途上国のメンバーとともに作業し、委員会が決定した義務を彼らが 満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか 特定する
 - 支援の提供方法について特定する(技術向上、派遣、ワークショップなど)
 - 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する

11. CCSBT への参加

11.1 SBT を漁獲する全ての国並びに地域的な経済統合のための機関(REIO)及び漁業主体が委員会に組み込まれ、SBT管理への協力に関与するよう確保する

優先度:中程度

11.2 寄港国及び市場国に対して CCSBT の目的及び管理に関する取決めに協力するよう奨励する

優先度:高い

- (i) CCSBTへの完全な加入資格を漁業主体及びREIOまで拡大するための方法を策定する
- (ii) CCSBTの協力的非加盟国又はメンバーとなることを希望するこれらのためのプロセスを規定する
- (iii) 非協力的非加盟国による SBT 漁獲を特定し、もしあれば、関連主体による参加及び/又は協力を求める
- (iv) より幅広な当事者の参加及び/又は協力に関する提供方法を調査する (港、市場又は運搬船の旗国であって SBT を漁獲していない国等)

(i) SBT に関係する重要な寄港国又は市場国となっている又はなりそうな 非メンバー国を特定するためのプロセスを策定し、かかる国々に対し て CCSBT の管理措置への実施協力を要請する

別添1:CCSBTパフォーマンス・レビュー勧告

キー: SA-2008 CCSBT の 2008 年パフォーマンス自己評価; PR-2008 CCSBT の 2008 年独立パフォーマンス・レビュー(ボルトン大使により実施); PR-2014 CCSBT のパフォーマンスにかかる 2014 年独立レビュー

勧告の出典	オリジナルの勧告	2014年パフォーマンス・レビュー勧告		
1. 保存及7	1. 保存及び管理			
海洋生物資源の	資源状態			
SA-2008-1	ESC の最善の努力を支持し、過去の漁獲量と単位努力当たり漁獲量シリーズを作成し直すべきだが、今後の漁獲量及び努力量の報告と確認の精度を高めることを最優先とする。	PR-2014-1: オリジナルの勧告は現在も有効であり、同じ方向性でその努力が継続されるべきである。 PR-2014-2: データ検証プロセスの遵守及び有効性は常に確認されるべきである。		
PR-2008-1	過去の過小報告に対しても頑健な資源評価手法を開発する。	PR-2014-3: CCSBTのESCは、時々(例えば5-6年ごと)、例えば過去の予測とその後の実際を比較するレトロスペクティブ分析を通じて、評価の頑健性に関する評価を実施すべきである。		
PR-2008-2	予防的アプローチを採用し、 不確実性が高まった場合には TACを低減させる。	PR-2014-4:現在の形態の勧告は、MP/メタルールの適切な「連携」機能でもって満たされるものと考えられる(SBTの資源再建戦略に関するPR-2008-3を参照されたい)。PR-2014-5:将来的に、CCSBTは気候変動に対するMPの頑健性試験を実施してはどうか。また、MPで試験を行ったバリエーション以上に例外的に加入が良かった場合、そのすべての機会において漁獲量の増加よりも資源再建に優先順位を置くべきである。		
PR-2008-3:	将来の科学評価の指針となる UNFSAの要件に合致した管理 目標と再建戦略を決定する。 資源の再建を促すレベルに TACを設定する。	PR-2014-6:漁業に対する予防的アプローチに従って、資源の再建軌道を増進(加速化)するためのあらゆる努力を行うべきである(PR-2008-2参照)。産卵親魚及び加入をサポートするとともに、漁業及び気候変動に対する回復力を改善するための追加措置(例えば保護区)を特定するため、特別な努力を行うべきである。		
SA-2008-2	拡大科学委員会が確認し、優先順位をつけた CCSBT 科学調査計画(SC12 報告書別紙 9)を実行するため最大限の努力を投じる。	PR-2014-7: CCSBT は、マグロを取り巻く生態系、SBT、ERS、その生産性、分布及び回復力に関する気候変動の影響を事前に評価するための(生態系保全を所管する RFMO 及び研究機関間における)協調的プログラムの実現可能性について検討できよう。この作業の成果は、MPプロセスのメタルールに対してより良く情報を提供するためにモニタリングすることが有益と考えられる海洋パラメータを示唆する可能性がある。		

SA-2008-3 SA-2008-4	直接又は他の RFMO とともに ERS 種に対するリスクと影響 に関する評価及びモニタリングを行うとともに、回避措置を採択する。 To base decisions on periodic full assessments of the SBT stock and establishing a rebuild strategy. 意志決定のベースをSBT資源の完全かつ定期的な資源評価	PR-2014-8: CCSBT は、ERS 種、海域及び漁業ごとに、(短期的及び長期的な)目標、管理及び取締り措置、及びパフォーマンスの評価を備えた混獲緩和戦略を規定すべきである。また、これに関する作業量を踏まえ、各戦略はまた、異なる ERS 種、海域及び漁業に対する CCSBT としての優先順位を明確にするとともに、これらの決定に関する根拠についても記録すべきである。 PR-2014-9: 勧告は実施されており、CCSBT のベストプラクティスに統合されているものと見なすことができる。追加的な勧告は不要である。
データ収集及び	及び再建戦略の確立とする。 ド共有	
SA-2008-5	CCSBTメンバー及びRFMO間でのデータ収集及び共有のための戦略を策定する。	PR-2014-10: 上記を踏まえれば、オリジナルの SA 勧告は完了したものと考えられる。しかしな がら、PR は、例えば遊漁及び沿岸零細漁業に おける SBT 漁獲量への対応等、提起される必要 があると思われるより具体的な勧告の下で、これを見出しとして維持していくことを提案する。
SA-2008-6	科学的プロセスにおいて必要な情報を確保できるよう、メンバー(及び協力的非加盟国)が提供するデータの詳細や種類について明確な基準を設定すること。	PR-2014-11: 科学的助言における評価及び予測の解像度及び正確性を改善するため、(オブザーバー及び漁業操業データに関する) データの機密性要件を解決するさらなる努力が必要である。
SA-2008-7	すべてのメンバー及び協力的 非加盟国が、データ(例えば 科学的データ、オブザーバー データ、ERS データ、漁獲証 明、船舶及び畜養場のリスト 化、転載、データのギャップ の補完、及びデータの機密性 (SA-2008))の収集及び共有 に関する UNFSA/Kobe 要件 を満たすこと。SA-2008-10 も 参照されたい。	PR-2014-12: 当初の勧告はその役割が達成されているようであり、完了したものと見なすことができる。また、将来的にはより詳細なものに置き換えられるものと考えられる。
SA-2008-8	今後、CCSBT 内では、商業上 の機密という理由でデータへ のアクセスが制限されるべき ではない。データ提供に関す る国内の規制が CCSBT の保存 管理努力を損なわないよう、 メンバーは最善を尽くすこ と。メンバー及び協力的非加 盟国が、CCSBT 内の機密性保 持協定及び規定を完全に遵守 すること。	PR-2014-13:機密性の問題が科学的な評価努力の質を阻害している限り、CCSBTは、適切な予防手段とともに、この目的のための「機密」データへのアクセス性を改善するための努力を継続すべきである。データの機密性に関するルールにはタイムリミットが設けられるべきであり、データの広範な利用に伴うリスクを十分に低減する、又は排除するのに十分な期間を経た後、すべてではないにせよ、データの大部分は一般エリアに掲載されるべきである。

CAWC 2010	ー カロ佐豆パルナル 明ナフ	PD 2014 14 GAWG 気化さばまりがます。 ご
SAWG-2010 ((Kobe II \mathcal{O})	データ収集及び共有に関する	PR-2014-14: SAWG 勧告を慎重に精査し、デー
科学的助言作業	幅広な勧告	タ収集及び共有戦略の中に統合するよう勧告す
部会)		<u>る。</u>
^{副云} / 科学的助言の質及	7.15.14.44.	
SA-2008-9	SBTに投入される科学的な努力と ERSに関する科学的な努力の間でより良いバランスを実現する。	PR-2014-15:上記の勧告は重要なものであり、調査だけでなく管理上も長期にわたって大きく影響するものである。しかしながら、バランスにかかるコンセプトの主観性及び予算に影響を与える可能性から、これを「頭飾り」として用いることとし、より注意を払うべき特定の種/海
		域に関するより具体的な勧告によって補完されるべきである。
SA-2008-10	拡大科学委員会の現在の構	PR-2014-16: ESC 独立議長及びパネルの役割の
	造、特に独立議長と諮問パネ ルを維持すること。	継続に関して、追加的な勧告は不要である。
SA-2008-11	SBT の資源状況を評価するために将来の情報に焦点を当てる必要があることを踏まえ、科学プロセスをサポートするための独立専門家の人数及び技能を見直すべきである。	PR-2014-17:科学的スキルに関する実際上のギャップを評価するとともに、採用(独立パネルに関する新たな/補完的なプロファイルを含む)及びパートナー国のキャパシティ・ビルディングを通じたギャップ解消を促進する。
SA-2008-12	短期的に同漁業に管理方式が 必要であるという考え方につ いても、合意されたオペレー ティング・モデルを使った定 期的な資源評価など、代替の アプローチも含めて再考すべ きである。	PR-2014-18: オリジナルの勧告は失効したものと考えるべきである。現在、MPは資源評価及び委員会の助言ツールボックスの中に統合されており、そのパフォーマンスは定常的に評価されているため、新たな勧告は不要である。
Kobe III-1:管理	PAの実施を促進するため、管	PR-2014-19: CCSBT は、MSE 能力の開発と実施
戦略評価	理戦略評価(MSE)に関する	のためのまぐろ類 RFMO の努力への貢献を継続
(MSE)	合同技術 WG に貢献する。 (Kobe III p.4 and Annex 3 § 1.3)	すべきである。現在合同 WG が存在している が、将来的にはより具体的な勧告がより有益で あろう。
SAWG-2010	- 自然死亡及び成長及び回遊パターン並びにマグロの行動及び脆弱性を推定するための定常的な大規模標識計画(アーカイバルタグを含む)	PR-2014-20: 現在、大規模標識計画は実施されていないようであり、このことは、上述の勧告は満たされていないことを意味している。ESCにより、明確な根拠をもってこれが維持されるか、又は公式に否定すべきである。
SAWG-2010	- 空間的管理措置を実証するための資源評価の空間的側面に 関する研究	PR-2014-21: 管理及び保存における最重要課題として、SBT 資源及びこれを漁獲する船団の空間構造及び移動に関する情報を得るための努力が継続されるべきである。 PR-2014-22: より現実的な予測を得るために、現在の戦術的な枠組み(利用可能な知見並びに差別化されていない TAC の推定値を導く必要性から課されているもの)に加えて、5-10年ごと、場合によってはMPの6年ごとのパフォーマンス評価と合わせて使用し得る評価の戦略的レイヤーとしての空間的、生態系ベースの枠組みが開発できよう。

SAWG-2010	- マグロ資源の生物学的特徴及	PR-2014-23: この勧告は、様々な活動にわたって
SAWG-2010	び環境をより良く統合するた	
	めの高解像度の空間的生態系	実施されているようである。資源評価の最低基準に関するハギネ書が入金され、フェスススススススススススススススススススススススススススススススススススス
		準に関する公式文書が合意され公表されるまで の間はこれは維持されるべきであろう。
	モデルの利用 - 資源評価に関する最低基準の	の同はこれは維持されるべきであるり。
	- 資源評価に関する取仏基準のリストに合意する	
SAWG-2010	- 発展途上のメンバー国におけ	PR-2014-24: このテーマは、将来の CCSBT の意
	る調査能力の開発	志決定にかかる進捗及び正当性において重要な
		ものであり、継続的勧告とされるべきである。
		CCSBT の直接的な役割(予算措置及び訓練を行
		う能力) は限定的であるが、必要性の特定、支
		援の促進及び義務の達成に直接関連するキャパ
		シティ・ビルディングのモニタリングを補助す
ンロッサートケケーフィッケケ	dect. of the h	ることはできよう。
混獲政策及び管	特段の勧告なし	PR-2014-25: ERS に関する現在のすべての要素
理戦略		について、評価されるパフォーマンスに対する
		明確な目標、並びにリファレンスの数値又はト
		レンド、限界及び目標値を採択し、ERSに関す
		る適切な政策及び管理戦略を精緻化することを 勧告する。オブザーバーのより良い活用は政策
		一切
		の有効性を以番りるたろう。
保存管理措置の採		
SA-2008-13	CCSBTは、拡大科学委員会の	PR-2014-26: 結果として、上記の勧告は、現状の
	科学的助言と一致した保存管	形で正しく実施されているものと考えられよ
	理措置を継続すべきである。	う。ECの通常業務の中に含まれるようになった
		ものと考えられることから、将来的には、この
		勧告をリストから削除し、より具体的な勧告に トル署を持ってこれが高切ったころ
SA-2008-14	CCSBT は、UNFSA の基準を	より置き替えることが適切であろう。 PR-2014-27: この勧告は、国際法上の義務に関し
SA-2006-14	満たすべきである。	FR-2014-27: この制音は、国际伝工の義務に関し て述べたものである。この勧告は維持され得る
		ものであるが、より具体化されなければ有効に
		評価することはできない(次の勧告を参照され
		たい)。例えば、漁業管理能力、IUUの管理、
		サメ類の管理等に関する国際的ガイドラインや
		行動計画といった UNCLOS や UNFSA、又は海
		洋保護区(例えば SBT 親魚や若齢魚又は ERS の
		保護) に関する CBD 及び WSSD の要件及びそ
		の他の国際的な協定のさらなる実施といった手
		段の明確な実施を呼びかけることを新たに勧告
		できよう。また、CCSBTの ERS 保存管理に関
		する法的拘束力のある措置を呼びかけることも
		できよう。
SA-2008-15	条約締約国は、条約を見直	PR-2014-28: CCSBT は、同条約を UNFSA の原
	し、UNFSA 基準に見合うよう	則及び基準に合わせるよう改正することの必要
1	- 1ヶ東がよった・マナフ	性について公式に検討すべきである。公式に条
	に更新すべきである。	
	に更新すべさである。	約改正を進めるのか、あるいは戦略及び管理計
	に更新すべさである。	約改正を進めるのか、あるいは戦略及び管理計 画の明確な策定を通じて進めていくのかを決定
	に更新すべさである。	約改正を進めるのか、あるいは戦略及び管理計

SA-2008-16	CCSBT は、同漁業のための最低基準を実施するための戦略計画及び管理計画を策定すべきである(SA-2008)。	PR-2014-29: CCSBT は、明解な計画にかかる努力を追求すべきである。保存管理が CCSBT の権能のコアであり、戦略計画がその権能を満たすための補完的な枠組みであることから、直近に採択された戦略計画に、(別紙として)より詳細な実施に踏み込んだ管理計画を添付することを提案する。これにより、政策、戦略及び管理計画の重複を避けるとともに、より良い統合を図ることもできよう。管理方式及びメタルール・プロセスは、管理計画の一部である。
SA-2008-17	設定トン数以外の他の原則に 基づく国別割当量の決定方法 を検討する。	PR-2014-30: 現在の運用は勧告を満たしている。 メンバー及びメンバー候補が現行の手法を便利 なものとして考えている限りは、これを変更す る理由はない。
Kobe-1:生態学的 関連種	SBT漁業における非対象種及び生態系への有害な影響を最小化するための保存管理措置を強化するとともに、入手可能な最良の科学的根拠に基づき長期的な持続可能性を確保する。特に、サメ類、海鳥類、海亀類及び海棲ほ乳類(KIII.5.b.f)にかかる漁業の影響の最小化に関する注目を高める(KI.I.10、KI.I.11)。サメ類を評価し、管理する(KI.I.11、KIII.5.b.d)。投棄データを収集するための乗船オブザーバーの活用を求める(KIII.5.b.a)。	PR-2014-31: SBT 及び ERS それぞれのデータ (及びこれに続く評価)の正確性に影響するオブザーバーの作業時間の利用には明らかなトレードオフの関係がある。オブザーバーによって最終的に収集される詳細なデータは不明であるが、ERS の状態にかかる最小限の評価(又は協調的枠組みにおけるこうした評価への貢献)には、おそらく ERS データがもっと収集される必要がある。ビデオカメラの利用は、オブザーバーの支援に有益と考えられる。
Kobe-1:生態学的 関連種	FAOの行動規範、海鳥類及びサメ類に関する IPOA 及び海亀類に関する FAO ガイドラインに関連する規定を含む混獲削減のための国際協定、ツール及びガイドラインを反映する〔管理〕措置を確保する。(BCWG2010)	PR-2014-32: CCSBT は、CCSBT 以外の機関の要件の遵守についてはメンバーに委任しており、管理の度合い又は CCSBT による有効性の確認は、明確ではなく、またおそらく十分ではない。関連する FAO IPOA に関する公式な採択、地域行動計画(RPOA)へのこれらの採用、及び実施枠組みの策定は、完全にボランタリーなFAO の手段とともに強化されていく国際的な規範に CCSBT の管理手段を合致させるための効果的な方法と考えられる。

Kobe-1:生態学的	ベストプラクティスを反映し	PR-2014-33: 亀類及び海棲ほ乳類に関する問題の
関連種	た以下の原則を採択する:混	実際の程度(もしあれば)は、ERSWGにより
以迁住	獲回避及び緩和措置は以下を	透明な形で評価されなければならない。戦略計
	満たさなければならない:(1)	画で要約されているとおり、ERS に関する全体
	法的拘束力があること、(2) 明	的な政策は、将来の管理計画の ERS 関連部分に
	確かつ直接的であること、(3)	ついてより高いレベルでの枠組みを提供してい
	定量化できること、(4) 科学に	る。
	基づくこと、(5) 生態系ベース	り。 PR-2014-34: PR-2008 で述べられているように、
	本 つ 、 こ と 、 (5) 土 思 ポ	ERSへの二次的影響を低減するために最も有効
	果的であること(混獲死亡を	な方法は、メンバー及び協力的非加盟国に対す
		る法的拘束力のある措置として導入することで
	つ安全であること、(8) 経済的	あり、CCSBT及び他の RFMO をこうした目的
	つ女主 (めること、(6) 経済的 に効率的であること、(9) 全体	のために用いるべく他のフォーラムにおける政
	的であること、(10) 業界及び	府の約束を通じてそのようにする義務を確立す
	利害関係者とともに協調的に	ることである。また、この約束は Kobe クライ
	利吉関係有こともに協調的に 策定されたものであること、	っこことのも。また、この形束は Kobe クライーテリアの a, h, i でも言及されている。
	(11) 完全に実施されること	フップのa, n, r くも言及されている。
PR-2008-4	予防的なレファレンス・ポイ	PR-2014-35: この包括的な勧告は非常に長期的な
1 K-2000-4	ントの適用を含め、UNFSA第	実施にかかるものであり、予防的 MP がメタル
	6条及び責任ある漁業の行動	ールとともに用いられている限りは、継続的に
	規範第7.5条の予防的アプロ	実施されているものとして考えることができよ
		美心されているものとして考えることができょ う。公式に原則としてこれが採択される場合
	Kobe I, § I.I.4 及び 1.10)	「おそらく条約改正時に挿入」には、これを勧
	Kobe 1, § 1.1.4 /2 0 1.10/	告として持ち越していく必要はない。
Kobe-2:生態系ア	対象種及び非対象種の混獲を	PR-2014-36: CCSBT の漁業政策及び管理の枠組
プローチ	管理するため、漁業に対する	みの現行の要素の中でEAFに属するものについ
	生態系アプローチを適用する	て検討する。考え得るギャップを特定し、これ
	(Kobe I, § I.4, § .I.10)	について議論し、これを解決するために行動す
	(Kobe 1, § 1.4, § .1.10)	る。合意された EAF の枠組みの遵守状況を明確
		に評価する。
Kobe-3:再建計画	枯渇あるいは過剰漁獲状態に	PR.2014-35: 現状、オリジナルの勧告は管理方式
11000 5.117年11日	ある資源の効果的な再建計画	及び戦略計画の採択によりほぼ完了している。
	を採択及び実施する(Kobe I	しかしながら、再建戦略及び計画の有効性は、
	§ 1.4)	そのパフォーマンスに関して定期的に確認され
		る必要がある。
Ale I felicare		
能力管理		

PR-2008-5

CCSBT は少なくとも、FAO の 漁業能力の管理に関する国際 行動計画に掲げられている勧 告を実施すべきである。

PR-2014-37: CCSBT は、最低限、船舶リスト (許可船舶及び IUU) のモニタリングを継続す るとともに、資源の生物学的生産性(及びこれ に基づく TAC) に対して漁獲能力が調整されて いることを確実にするための漁獲能力指数(例 えばサイズ、トン数及び技術により補正された 隻数)を開発すべきである。

PR-2014-38: 資源が回復した場合、TAC は増加し、これを漁獲するためにより高い漁獲能力が必要になる。CCSBT は MSY(又は MEY)代替生産量の評価を計画しているが、現在の漁獲能力及び行動をそれぞれ比較することにより、必要となる漁獲能力についても同時に推定すべきである。

PR-2014-39: 長期的な課題として、ATV の全世界登録に連結したまぐろ漁船漁獲能力の協調的・地域的管理のための他のまぐろ類 RFMO との協定の探求が考えられる。

管理措置の相互性

SA-2008-18

CCSBT の漁獲制限と国別割当 については、公海水域及び各 国の管轄水域の間で相互性が ある。CCSBT は、今後も措置 の相互性を確保していく必要 がある。 PR-2014-40: 資源再建には産卵及び加入が最も重要であることから、インドネシア海域において、その他の管理戦略と公平かつ相互的な時空間的規制を策定するためのさらなる努力がなされるべきである。

漁獲割当及び機会

SA-2008-19

CCSBT は、意志決定の責任説明を向上させ、TACの決定と国別割当の決定を分離する方向に向かうべきである。

CCSBT は、設定トン数以外の 原則で国別割当量を決定する ことを検討すべきである。 PR-2014-41: この勧告は達成されており、TAC 決定と国別配分量の分離は制度化され、CCSBT における通常業務の一環となっている。

2. 遵守及び執行

旗国の義務

SA-2008-20

すべてのメンバー及び協力的 非加盟国は引き続き、CCSBT が採択した保存管理措置の遵 守を確保するよう、必要なす べての行動を取るべきであ る。今後は、調和された CDS を中心とした長期的な MCS 取 極を確立することが急務であ る。 PR-2014-42: CCSBT は、強化された遵守委員会プロセス、QAR プログラム及び遵守行動計画及び政策の継続的かつ完全な実施を含む、考え得るすべての手段をもって遵守の確保を継続すべきである。新たなプロセスから生じた遵守に関するいかなる追加的な勧告も、遵守委員会の手続き規則及び関連する遵守行動計画及び手段に沿って CCSBT によって具体化され、かつ行動に移されるべきである。追加的な勧告は不要である。

Port State measures 寄港国措置

SA-2008-21	寄港国措置については、努力
	の重複を避けることを念頭に
	おいて、2008年6月23日か
	ら 27 日までローマで開催され
	た"FAO寄港国措置に関する
	技術協議"会合は、寄港国措
	置のモデルについて、いくつ
	かの指針を示した。そのよう
	な新たな協定が発効されるま
	でには何年もかかるであろ
	う。その間、CCSBT は、
	CCSBT 許可船リスト上の漁船
	も含め、違法、無報告、無規
	制の SBT 漁獲物の水揚げと転
	載を防止するための一層幅広
	い寄港国措置を採択する方向
	に向かうべきである。
	(the bar of the same)

PR-20014-41: CCSBT は、2009 年の FAO 寄港国 措置協定に合致した寄港国措置に関する決議の 策定プロセスを加速化すべきである。

監視、管理及び取締り(MCS)

SA-2008-22	CCSBT は条約水域を有してお
	らず、また SBT は他のまぐろ
	類 RFMO の管轄水域に回遊す
	るため、CCSBTは、他の
	RFMO との調和を最適化し、
	グローバルな有効性を求め、
	作業の重複を避けるよう、他
	のまぐろ類 RFMO と協力すべ
	きである。CCSBT は、遵守計
	画の一環として、MCS の開発
	を優先すべきである。

PR-2014-43: 技術及び姉妹 RFMO のプログラムがともに発展し続けていることを踏まえれば、CCSBT は、その MCS 措置及びスキームの改善を継続するとともに、他の RFMO と MCS 措置を調査させるためのさらなるステップを踏んでいくべきである。さらなる調和を図るべき分野の詳細は下に記載した。

SA-2008-23

2007 年の Kobe 会合で、ROP 基準へのコミットメントが得 られており、CCSBT は CCAMLR や IOTC といった、 すでにオブザーバー計画があ る他の RFMO に合致したオブ ザーバー計画を実施すべきで ある。 PR-2014-44: CCSBT は、同委員会の科学オブザーバー計画規範を強化するとともに、ERS オブザーバーデータに関して他の RFMO の規範との調和を確保するための努力を加速化させるべきである。また、CCSBT は、WCPFC と IATTC が行っているように、WCPFC との間でオブザーバーの相互許可又は相互承認を可能とする関係の構築を通じるなどして、ROP の策定を真剣に検討すべきである。

集中化されていない VMS の有効性は限定的なものであり、CCAMLR は集中化されたVMSを採択している(SA-2008)。大半の CCSBT メンバーが、自国漁船に対し衛星に基づく漁船監視システム(VMS)の使用を義務づけ、また2006年に、メンバー及び協力的非加盟国は統合的 VMSの採用を約束する決議を採択したにもかかわらず、未だその制度は確立していない。委員会は直ちに統合的な VMSを設置すべきである。	PR-2014-45: CCSBT は、同委員会の 2008 年の決議のパラグラフ 5、及び遵守行動計画のゴール 8.3 を始動させるべきであり、操業海域に関わらず SBT 船舶に適用される VMS 運用基準の具体的なベースライン(報告頻度、VMS データの受信者及び((2008 年決議の下に現在求められている概要報告とは別の) CCSBT 事務局、SC/ESC、ERSWG及び遵守委員会等による)使い道等を含めるように決議をレビューし、改正すべきである。例えば CCSBT メンバー及び協力的非加盟国は、他の RFMO 条約水域で操業する各国の SBT 船舶が、これらの VMS プログラムの下で VMS 報告書を CCSBT 事務局に送信することに合意することができよう。
特段の勧告なし	PR-2014-46: CCSBT は、2009年の FAO 寄港国措置協定に合致した寄港国措置決議の策定と併せて、まぐろはえ縄漁船に関する転載計画のレビューの進捗を加速化させるべきである。また、CCSBT は、もしも将来的にまき網漁船が洋上転載活動に関与し始める可能性があるならば、まき網漁船を含む洋上転載を管理するための規則を、WCPFC によって採択されている規則にも合致した形で策定する準備を行うべきである。
特段の勧告なし	PR-2014-47: CCSBT は、SBT 船舶の公海立入検査に関する手続きを優先順位の高い問題として策定すべきである。
CCSBT は、過剰漁獲の扱いに 関して、最低でも、合意され たルールを確立すべきである (相殺の要件)。理想的に は、CCSBT は、すべての保存 措置について、一連の罰則を 設定すべきである。	PR-2014-48: CCSBT は、2008 年以降、同委員会の遵守の評価プロセス及び手段(メンバー及び CNM の CCSBT 措置の非遵守に関する幅広いペナルティの適用の枠組み等)を大幅に強化するためのステップを踏んできている。 CCSBT は、これらの手段を改良し続けるとともに、これらが透明かつ公正に実施され、必要に応じてシステムの正当性及び完全性を確保することにより、その結果としてメンバー及び CNM 間で遵守のインセンティブが創出されるよう確保すべ
	効性は限定的なものであり、CCAMLR は集中化された VMSを採択している(SA-2008)。大半のCCSBT メンバーが、自国漁船監視システは、漁船監視システは、近路の使用を義務づけ、びがいかの接用を教が、自動業を対したの時期を約まれた。ののはである。特段の勧告なし CCSBT は、過剰漁獲の扱いに関して、ルを確立すべきのの場合である。特段の勧告なし CCSBT は、過剰漁獲の扱いに関してルルを確立すべすが、連想を強力の保持を表して、単型では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

SA-2008-25

- すべてのメンバー及び協力的 非加盟国は、CCSBT に国別報 告書を提出すべきである。

- CCSBT は、CC 及び拡大委員 会がそれぞれ定例業務と策定 作業を毎年行えるよう十分な 時間を与えている。 PR-2014-49: CCSBT は、2008 年以降、同委員会 の評価プロセス及び手段(遵守委員会の付託事 項の改正、委員会が会合するのに適正な時間及 びIUU船舶リスト措置の採択等)を大幅に強化 するためのステップを踏んできている。メンバ 一及び協力的非加盟国は、期限までに国別報告 書を提出すること、及び遵守委員会における同 国の遵守にかかる多角的なレビューに参加する ことにより、遵守プロセスに協力している。 CCSBTは、これらの手段の完全実施を継続する とともに、非遵守が透明かつ公正に評価され、 その結果としてメンバー及び協力的非加盟国間 で遵守に関するインセンティブが創出されるよ う確保すべきである。また CCSBT は、同委員 会の政策の下での制裁が検討されているメンバ 一が当該問題に関する意志決定に参加できない ようにする要件を検討すべきである。

市場関連措置

SA-2008-26

- CCSBT は、完全な漁獲証明制度(CDS)の採択と実施に迅速に移行すべきである。
- CCSBT は、緊急課題としてCDS を実施すべきである。
- CDS を実施するまでの期間、すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、TIS を継続する必要がある。

- CCSBT は、すべての市場と 入港国をモニターし、CCSBT のモニタリング及び貿易措置 の遵守を奨励すべきである。 PR-2014-50: 当初の勧告は既に完全に実施されている。CCSBTは、CCSBTのメンバー又は CNMとなっていない国の間の SBTの貿易を追跡するためのあらゆる利用可能なオプションを探求するとともに、これらの非メンバー国に対してCCSBTの CDSへの参加及び実施を奨励するための(事務局から及び各 CCSBTメンバー又はCNMから、外交ルートや二国間協議を通じた)働きかけを継続すべきである。

3. 意志決定、透明性及び紛争解決

意志決定及び透明性

SA-2008-27

コンセンサスによる意志決定は、場合によっては決定に遅延が生じることを意味するが、委員会は(委員会の全会一致の決定により)日常的な業務の案件を議長又は事務局長に委譲することを検討することもできる。

PR-2014-51: CCSBT の意志決定方式を(全会一致方式から多数決方式に)変更するには条約改正が必要であることから、特段の勧告は行っていない。しかしながら、CCSBT は、条約の規定を評価し改正するためのプロセスに乗り出す決定をすべきである。一部の他のRFMO は過去 10年間に条約改正を行っており(例えば NAFO、NEAFC、ICCAT 及び IATTC を参照)、CCSBT戦略計画でも言及されている。代替的な意志決定方式(他の RFMO で現在採用されているもの)として取り得る選択肢は多数ある。

SA-2008-28

- 〔オブザーバーに関する手続き規則〕は現在の国際的な漁業のガバナンスの枠組みの精神に沿っておらず、CCSBTは、手続規則の規則3の近代化を検討すべきである。
- CCSBT及びそのメンバーは、オブザーバーに対する規則を周知し、さらにオープンなものにするべきである。一つの可能なオプションとして、CCSBTウェブサイトにオブザーバーの受け入れに関する現在のアレンジメントを掲載することが挙げられる。

PR-2014-52: オブザーバーに関する現在の CCSBT の政策及び規則は、国際基準に合致した ものとなっており、当初の勧告は完遂され、勧 告から落とすことができるものと考えられる。

意志決定及び紛争解決

Kobe-4:紛争解決

紛争解決のための適切なメカ ニズムを設立する。 PR-2014-53: CCSBT は、SBT 資源の保存管理を相当程度妥協させるような将来の膠着状態を避けるため、紛争解決/対立解決を行うための代替的な手法の策定を真剣に検討するよう勧告する。PR-2008で指摘されたように、現在、すべての CNM 及び拡大委員会のメンバー(台湾を除く)が UNFSA の締約国となっていることから、UNFSA から提示された追加的な紛争解決ルールが役立つであろう。

4. 国際協力

協力的非加盟国 (CNM) との関係

Kobe-5:協力的非 加盟国 RFMOが、協力的であるとの ステータスを与える手続きの 採択及び実施を含めて、メン バー及び非加盟国との協力を どの程度促進しているか PR-2014-54: CCSBT は、非メンバー国について、ガバナンスプロセスへの参加を促進する観点で特段の注意を払ってきている。このため、この問題に対して注意を払い続け、また非メンバー及び新たな漁業国に対する努力を続行することを除き、特段の勧告はない。

非協力的非加盟国との関係

Kobe-6:非協力的 非加盟国 CCSBTのメンバー及び協力的 非加盟国は、非協力的非加盟 国のSBT漁船に関する情報を 共有するとともに、そうした 船舶の活動を防止するための 適切な措置をとるべきであ る。 PR-2014-55: CCSBT は、非協力的非加盟国について、これらの国の船舶の活動を防止する観点で特段の注意を払ってきている。CCSBT は、IUU 漁業への対抗に関する努力を強化し、また同委員会の措置及びプログラムの効果的な実施を確保し続けていくため、すべての漁業関係者との協力関係を改善する努力を継続していくべきである。さらに、(セクション 4.2.2 において言及したとおり)FAO 寄港国措置協定に合致した寄港国措置の策定は本分野において大きな助けとなるだろう。

他の RFMO との協力

SA-2008-29 PR-2008 - CCSBT が他の RFMO、特に まぐろ類 RFMO とより緊密に 作業を行い、措置を調和させ ていく機会は多く存在し、こ のことは CCSBT の優先事項 となるべきである。

- CCSBT はすべてのまぐろ類 RFMO に影響する課題の1つとして IUU 漁業活動に対抗する措置を加えるべきであり、また CCSBT がインド洋まぐろ類委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)と地理的に重複することを勘案し、転載の監視及び規制についても課題に含めるべきであろう。

PR-2014-56: G 関連する RFMO の多数の措置と の「調和」(及び直接利用)に関する他の RFMO とのさまざまな協力関係における CCSBT の信頼性を前提として、Kobeプロセス及びその 2010年会合において呼びかけられた作業が特に 関連している。CCSBT は、Kobe 勧告の実施に 向けてより緊密に作業を行うため、関連する RFMO との間の議論を再活性化する機会を真剣 にとらえるべきである。主要な協力分野は以下 のとおりである:データ及び情報のより体系的 な交換(相互運用が可能なデータベース);さ らなる措置の調和; さらなる合同科学ワークシ ョップの開催;遵守関連作業(特に IUU 漁業へ の対抗及び ERS の保存管理) の協力の強化:大 規模標識放流計画;生態系アプローチの導入; 大規模な生態系ベースのモデリング;管理戦略 評価; MCS システムの調和; 遵守状況の評価 (データ報告、違反等) に関する共通フォーマ ット;キャパシティ・ビルディング(例えば訓 練コース); IUCN、CITES、CBD 及び UNGA における共通のポジションの確立。

発展途上国に関する特別な要件

SA-2008-30

〔発展途上のメンバー及び CNMに対する〕変更すべき点 はない。 PR-2014-57:戦略計画でも述べられているとおり、CCSBT は、発展途上のメンバー/CNMに必要な(特に CCSBT の義務の遵守、計画、CDSの実施に関する)キャパシティ・ビルディングに対応するためのより包括的な戦略を策定すべきである。検討に値する一つのモデルは、不足している分野の特定及び改善に向けた行動計画の策定について発展途上メンバーを支援するための国内の遵守「ミッション」を実施しているIOTCである。

5. 財政及び運営に関する事項

RFMO の活動に関する利用可能な資源

SA-2008-31

CCSBTは、事務局に以下に関するポストを設立することを検討すべきである:(i)政策及び管理に回するアドバイスを提供する、(ii)メンバーの助言/立場を探るに当たってより積極的な役割を果たす、(iii)戦略計画の実施を強化する。

PR-2014-58: この勧告は完全に実施されている。

財政的資源	特段の勧告はない。	PR-2014-59: これは、期待以下であることを示す
		ものは何もないという事実とともに、メンバー
		から委員会に配分された資源は計画された活動
		をカバーするのに十分であることを示唆してい
		る。結果的な規則正しい繰越しは、おそらく財
		政的な効率性にかかる事務局の懸念の実例であ
		る。しかしながら、規則正しい繰越しは、通
		常、すべての予算措置要望が予算措置プロセス
		において受け入れられた場合を除き、原則的に
		良い予算執行とは見なされず、節約は、予算が
		ないために予算措置されなかった活動が実際は
		実行できたはずであり、不必要な決定により苦
		しむこととなったことを示唆する。不確実性は
		常に問題になるものであるが、結果的に常に繰
		越しが生じるとすれば、それは(より良いリス
		ク評価により)計画を改善する余地がある可能
		性を示しているかも知れない。監査人からより
		プロフェッショナルな助言がなされるべきであ
		る。
航空調査への予	特段の勧告なし	PR-2014 は、この項目に関して何らかの勧告を
算措置		提案するために必要な素材を有していない。
効率及び費用効果	1	
SA-2008-32	事務局は、CCSBTの効率的か	PR-2014-60: 生み出される価値及び支持されたコ
	つ効果的な運営を継続すべき	ストを鑑みれば、真の「効率」とは、運営及び
	である。	調査コストの削減よりも資源再建の加速化によ
		って達成されるのではないかと考える者がいる
		かも知れない。結果的に、CCSBTは単一種及び
	1	小粉の土坦え切 マンフトおきさんフ アのア

PR-2014-60: 生み出される価値及び支持されたコストを鑑みれば、真の「効率」とは、運営及び調査コストの削減よりも資源再建の加速化によって達成されるのではないかと考える者がいるかも知れない。結果的に、CCSBTは単一種及び少数の市場を扱っていると考えられる。このことは、管理方式に現在用いられているパラメータ及び計画上の再建軌道(まだ定義されていない)の経済的な影響に関するいくつかの観点を取り除くための同委員会の再建戦略(まずは市場価値のみを考慮する)の影響にかかる予備的な経済分析に最低限取り組むことを検討するには、他のRFMOよりも良い立場にあると考えられるかも知れない。

CCSBT パフォーマンス・レビュープロセスの全体像

RFMO のパフォ ーマンス・レビ ューに関する **FAO** レビュー

- 1. パフォーマンス・レビュー パネル:一般的な手法及びク ライテリアを用いるが、柔軟 性を維持する。
- 2. 予算: PR に対して合理的かつ適切な予算を提供する。
- 3. 協力: PR を向上させるため、必要に応じて他の RFMO に協力を呼びかける。
- 4. 事務局の役割: PR に関する 資源及び当事者として積極的 な役割を果たす。
- 5. メンバーの役割: PR に関する見解/意見を提出するよう 奨励されるべきである。
- 6. その他の利害関係者の役割: PR に関する見解/意見を提出するよう奨励されるべきである。
- 7. 方法論:一回以上の会合及び/又は他の手段を通じて、パネルメンバー間の意思疎通のための機会を最大限提供する。

PR-2014-61: 上述の証拠の要素を踏まえれば、 CCSBTが、RFMOパフォーマンス・レビュープロセスに関して設立されたクライテリアを十分満足していることは明らかである。

PR-2014-62: まだ利用可能でない場合、関連するメタデータ(日付、主題、成果、現在の状況等)とともにすべての勧告の公式記録を保存することは有益であり、また最良の運営管理であろう。このため、EC及びESC、及び作業部会又はその他のプロセスから生じた勧告にかかるこうした公式のセントラル・レポジトリを維持することを勧告する。

PR-2014-63: 戦略計画が主要な Kobe クライテリアに沿った構成となっている事実は、すぐにでも、パフォーマンス・レビューが戦略計画の実施と不可分な部分となる得ること、及び勧告レポジトリが実施ダッシュボードの重要な部分となり得ることを意味する。

CCSBT 戦略計画の実施に関する5年間の行動計画

行動計画は、戦略計画において特定された戦略の実施に関するスケジュールを提示するものである。「新たな」作業項目については、特段の記述がない限り、戦略計画において特定された優先度に応じて以下のスケジュールを適用した。

優先度	スケジュール
非常に高い	2016-2017
高い	2017-2018
中程度/高い	2018
中程度	2018-2019
中程度/低い	2019
低い	2019-2020

戦略計画中で特定された戦略の多くは既に実施されており、過去に合意済みの事項以外に、メンバー及び/又は事務局による追加的なコミットメントは不要である。必要な追加的作業を確認しやすくなるよう、行動計画において以下の凡例を用いた。

凡例	説明
✓	CCSBT の定例的な継続作業の一部であると考えられる行動項目、又は CCSBT が実
	施することが合意されている行動項目である。これらの行動項目については、過去
	に合意済みの事項以外の追加的なコミットメントは不要である。
\Rightarrow	当該戦略を完全に実施するため、又は実施に当たって一定の品質を達成するために
	事務局及び/又はメンバーの一部による追加的なコミットメントが必要である点を
	除き、上記と同様の行動項目である。
•	CCSBT の将来の作業計画にまだ含められていない行動項目である。これらの戦略
	の実施にあたっては新たなコミットメントが必要となる。

			短	期	中	期	長期
		優先度	2016	2017	2018	2019	2020++
	(A) SBT の管理に関する	ゴール					
1	SBT の再建						
	(i) 資源の再建にかかる目標及び下限を定めるとともに、目標の	非常に高					
	達成かつ下限を超えることを回避するための戦略を採択する	٧١					
	• 暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントは、2035年まで		✓	✓	✓	✓	✓
	に、70%の確率で、初期産卵親魚資源量の 20%まで SBT 資源						
	を再建することである						
	• 超えてはならない資源量の下限は SSB2010 である		✓	✓	✓	✓	✓
	各メンバーがそれぞれのノミナル漁獲量に達した後、代替的			•	•		
	な再建戦略(短期的な漁獲量増加よりも資源再建を優先する						
	ものを含む)の費用対効果を評価する						
2	TACを設定するための信頼できる科学的根拠						
2.1(i)	科学委員会は、再建目標及びタイムフレームの達成を確保するた	非常に高	✓	✓			
	め、2016年及び2017年に管理方式の機能及びインプットをレビュー	V					
	し、その後は6年ごとにこれを行う						
2.1(ii)	全世界の TAC の設定のためのインプットとして、MP の使用を継続	非常に高	✓			✓	
	する	V					
2.1(iii)	資源状況をモニタリングする	非常に高	✓	✓	✓	✓	✓
	● 資源及び漁業指標をレビューする (毎年)	٧١					
	● 詳細な資源評価を実施する(3年ごと)						
3	科学的助言の質及び提供						
3.1(i)	科学データの検証のための高い水準の実施行動規範の実施を継続する	非常に高	\Rightarrow	⇒	\Rightarrow	\Rightarrow	\Diamond
	● ゴール 8(監視、管理及び取締り)も参照	V					
3.1(ii)	他の RFMO との活動を調和させるとともに、委員会の機能を改善す	非常に高	•	•			
	ることができるよう、商業上の機密科学データの共有を奨励するた	V					
	め、これらのデータに関する規則をレビューする						

			短	期	中	期	長期
		優先度	2016	2017	2018	2019	2020++
3.1(iii)	CCSBT 21 において合意された帰属漁獲量の定義を導入する	非常に高	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow		
	• データ提供規則に基づき、メンバーが SBT 死亡の全ての発生源に	V					
	関する正確かつ完全なデータを報告する						
3.2(i)	科学的プロセスにおいて独立議長及び諮問パネルを維持するが、必	中程度/高	✓	✓	✓	✓	✓
	要な独立専門家については定期的に人数及び人材をレビューする	٧١					
3.2(ii)	メンバーからの基金、協力及び CCSBT 基金プロジェクトを含め	中程度/高			•		
	CCSBTの調査計画を策定及び合意する	V					
	• CCSBT 5 か年調査計画を実施する		\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	⇒	⇒
	• 委員会及び/又はメンバーが必要な科学的調査を実施する		\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
4	生態学的関連種						
4.1(i)	各漁業における、ERSに関するデータの収集及び報告(パラ3)、緩和	中程度/高					
	措置の導入(パラ2)及びSBT漁業のリスク評価(パラ7)を含む、	V					
	SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する						
	• 全てのメンバーが SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を		\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	⇒	\Rightarrow
	実施する						
	• ERS に関する勧告の実施をレビューする				•1		
	• 各漁業における混獲及び使用された緩和措置にかかる合意された報告		\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	⇒	\Rightarrow
	要件に従った ERS データ提供を継続する						
	• 他の海域別 RFMO で採用されている緩和措置が、漁業によるリスク			√ ²		✓2	
	を如何に適切に緩和しているか評価するとともに、SBTの漁獲時に追						
	加的又は異なる措置が必要かどうかを評価する						
	必要があれば、他の RFMO との調整及び協調を考慮しつつ、リスク はない。 はない。		\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	⇒	\Rightarrow
	を管理する追加的な緩和措置を特定し採択する	I de ala alt					
4.1(ii)	データ報告を含め海域別 RFMO と調整及び協調する(上記参照)	中程度/高	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	⇒	\Rightarrow
		V					

[「]各メンバー/CNMにおけるERS 勧告の実施状況については、毎年、遵守委員会が年次報告書をレビューする際に、同委員会によりレビューされなければならない。この事項における任務は、当該勧告の実施状況についてより包括的なレビューを実施することを想定しているものとして時期を設定した。

²本項目は ERSWG 会合において議題として項目建てされているものである。 ERSWG 会合は、概ね 2年に一度開催されている。

			短	期	中	期	長期
		優先度	2016	2017	2018	2019	2020++
4.1(iii)	ERS に対するリスクを削減するための業界の努力を促進することができるよう、他の RFMO、関連業界及びその他の利害関係者との緊密な協力の下、有効性を評価するための明確なクライテリア並びに安全性の確保及び実用性の問題に関する検討を含む、ERS に関する政策及び管理戦略を策定する	中程度/高い			•	•	
4.2(i)	ERSWGに対して、SBTの資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターし、その結果を委員会に報告するよう指示する	中程度		√ ²		√ ²	
4.3(i)	SBT の再生産及び加入に対する気候変動の影響にかかる知見を改善する観点と併せて、SBT の再生産に影響を与える可能性がある生態系の状況に関する調査にかかる議論を促進する	中程度/高 い			•		
5	配分						
5.1(i)	全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議の実施を継続する	中程度/高 い	✓	✓	✓	√	✓
5.1(ii)	条約第8条(4)に基づきメンバーへの配分に関する原則を設ける 新規メンバーを含めた全てのメンバーに関する長期的な配分に関する 取り決めのオプションを(条約文に基づき)策定し、TACの増加又 は減少の際に適用する	中程度/高 い			•3		
6	柔軟な管理取決め						
6.1(i)	長期的には、枠の譲渡及び過小・過剰漁獲に関する規則といった柔軟な 管理取決めを導入する	高い					
	● みなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議によりいくらかの柔軟性を確保する		✓	✓	✓	✓	✓
	● 過剰漁獲への対応が必要な場合は是正措置政策(遵守政策ガイドライン3)を実施する		\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	ightharpoons	⇨

³配分のルールは「全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議」において定められている。本決議は、拡大委員会に新たなメンバーが加入した際にアップデートされる必要がある。

			短	期	中	期	長期
		優先度	2016	2017	2018	2019	2020++
	● 適当な場合は、メンバー間での枠の譲渡を行う			•	•		
6.2(i)	漁獲可能な量に対応する漁業の能力をモニタリングする	低い					
	• 船籍が置かれる国/漁業主体が国別配分に対応する漁獲能力の自己評	/中程度	✓				
	価を完了する。旗国/主体は、必要に応じて是正措置を講じる						
	• 事務局は、CCSBT 現役船リストの管理を継続する		✓	✓	✓	✓	✓
	• 他の船団の過剰漁獲能力による SBT への脅威を評価する		\Rightarrow ⁴	\Rightarrow	\Rightarrow	⇒	⇒
	(B) 委員会及び事務局の運営及び管理	里に関するコ	iール				
7	委員会の運営						
7.1(i)	委員会プロセスを合理化する	高い	✓	✓	✓	✓	✓
	• 委員会プロセスの合理化のための方法を特定する(年次及び諮問会合						
	も含む)						
7.1(ii)	議長によるサポート、意志決定及び継続性を通年で得ることができるよ	高い		•	•		
	う確保するために長期契約を検討することを含め、CCSBTの現在の議長						
	にかかるアレンジメントを変更することの費用対効果をレビューする						
7.1(iii)	関連する CCSBT の基本文書(例えば条約及び手続き規則)及び補助機	高い	\checkmark				
	関の付託事項を考慮しつつ、各補助機関における議長のアレンジメント						
	がより一環したものとなるよう、CCSBTの各補助機関又は諮問機関の議						
	長に関するアレンジメントをレビューする						
7.1(iv)	地域漁業管理機関間で業務を調整する(例 転載管理、ERS の管	高い	✓	✓	✓	✓	✓
	理)						
	• 事務局に対して、地域漁業管理機関間で調整されるべき業務の機						
	会を特定し、委員会に提案するよう指示する						

⁴SBTに対する脅威は、現在、SBTを漁獲しているその他の船団にかかる尤度の推定及びSBT貿易のモニタリングから評価されている。この分野に関してはさらなる作業が必要である。ここでは、その他の船団の過剰漁獲能力による脅威を推定するための具体的なプロジェクトは求められていないものの、このことは随時確認される必要があるものとして設定した。

		短	期	中	期	長期
	優先度	2016	2017	2018	2019	2020++
改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的に実施する ● 委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する(タイムフレーム、レビューの活動と財源、基準(まぐろ類 RFMO 合同会合のプロセスを通じて提案されるあらゆる変更を含む)、独立専門家の関与及びレビューの結果と CCSBT 戦略計画とのリンクを含む)	高い				• ⁵	
拡大委員会が現在利用可能な予算の最適利用をどのように達成するかに ついて検討するため、拡大委員会に対する現在の資金拠出取決めをレビ ューするとともに、拡大委員会の作業を支援するため、メンバーの政府 に課される分担金以外の資金調達先を探求する	高い	√	√			
決定の根拠は文書にて明示する● 委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した 根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する	中程度	✓	✓	✓	✓	✓
• 委員会による過去の決定に容易にアクセスできるよう確保する		\Rightarrow	\Rightarrow			
CCSBT の手続規則に基づき、委員会文書の公開を継続する	中程度	✓	✓	✓	✓	✓
CCSBT の手続規則に基づき、オブザーバーの関与を認めることを継続する	中程度	√	✓	√	√	✓
代表団長会議の活用を最小限にすることにより、意志決定プロセス の透明性を改善する必要性について検討する	中程度			•	•	
条約文をレビューし(仮にメンバー(ら)がそのような交渉を提案するならば)、かつ、適当な場合は、例えば管理方式や ERS の管理措置のレビューの際などにおいて、委員会の決定を通じて、近代的な漁業管理原則及び又は基準を組み込む(後者の選択肢がより効果的であることに留意) • 予防的アプローチが適用され、及び必要に応じて生態系ベースの管理が組み込まれるよう、管理方式のためのパラメータをレビュ	中程度		•6	•	•	
	 を含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的に実施する ● 委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する(タイムフレーム、レビューの活動と財源、基準(まぐろ類 RFMO 合同会合のプロセスを通じて提案されるあらゆる変更を含む)、独立専門家の関与及びレビューの結果と CCSBT 戦略計画とのリンクを含む) 拡大委員会が現在利用可能な予算の最適利用をどのように達成するかについて検討するため、拡大委員会に対する現在の資金拠出取決めをレビューするとともに、拡大委員会の作業を支援するため、メンバーの政府に課される分担金以外の資金調達先を探求する ・委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する ● 委員会による過去の決定に容易にアクセスできるよう確保する CCSBTの手続規則に基づき、委員会文書の公開を継続する CCSBTの手続規則に基づき、オブザーバーの関与を認めることを継続する (大表団長会議の活用を最小限にすることにより、意志決定プロセスの透明性を改善する必要性について検討する 条約文をレビューし(仮にメンバー(ら)がそのような交渉を提案するならば)、かつ、適当な場合は、例えば管理方式や ERSの管理措置のレビューの際などにおいて、委員会の決定を通じて、近代的な漁業管理原則及び又は基準を組み込む(後者の選択肢がより効果的であることに留意) ● 予防的アプローチが適用され、及び必要に応じて生態系ベースの 	改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的に実施する • 委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する(タイムフレーム、レビューの活動と財源、基準(まぐろ類 RFMO 合同会合のプロセスを通じて提案されるあらゆる変更を含む)、独立専門家の関与及びレビューの結果と CCSBT 戦略計画とのリンクを含む) 拡大委員会が現在利用可能な予算の最適利用をどのように達成するかについて検討するため、拡大委員会に対する現在の資金拠出取決めをレビューするとともに、拡大委員会に対する現在の資金拠出取決めをレビューするとともに、拡大委員会に対する現在の資金拠出取決めをレビューするとともに、拡大委員会に対する現在の資金拠出取決めをレビューするとしまれた科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示する ・ 委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する ・ 委員会による過去の決定に容易にアクセスできるよう確保する CCSBTの手続規則に基づき、オブザーバーの関与を認めることを継続する CCSBTの手続規則に基づき、オブザーバーの関与を認めることを継続する 代表団長会議の活用を最小限にすることにより、意志決定プロセスの透明性を改善する必要性について検討する 条約文をレビューし(仮にメンバー(ら)がそのような交渉を提案するならば)、かつ、適当な場合は、例えば管理方式やERSの管理措置のレビューの際などにおいて、委員会の決定を通じて、近代的な漁業管理原則及び又は基準を組み込む(後者の選択肢がより効果的であることに留意) • 予防的アプローチが適用され、及び必要に応じて生態系ベースの管理が組み込まれるよう、管理方式のためのパラメータをレビュ	改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的に実施する • 委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する(タイムフレーム、レビューの活動と財源、基準(まぐろ類 RFMO 合同会合のプロセスを通じて提案されるあらゆる変更を含む)、独立専門家の関与及びレビューの結果と CCSBT 戦略計画とのリンクを含む) 拡大委員会が現在利用可能な予算の最適利用をどのように達成するかについて検討するため、拡大委員会に対する現在の資金拠出取決めをレビューするとともに、拡大委員会の作業を支援するため、メンバーの政府に課される分担金以外の資金調達先を探求する 決定の根拠は文書にて明示する • 委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する • 委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する • 委員会による過去の決定に容易にアクセスできるよう確保する CCSBTの手続規則に基づき、オブザーバーの関与を認めることを継続する 代表団長会議の活用を最小限にすることにより、意志決定プロセスの透明性を改善する必要性について検討する 条約文をレビューし(仮にメンバー(ら)がそのような交渉を提案するならば)、かつ、適当な場合は、例えば管理方式や ERS の管理措置のレビューの際などにおいて、委員会の決定を通じて、近代的な漁業管理原則及び又は基準を組み込む(後者の選択肢がより効果的であることに留意) • 予防的アプローチが適用され、及び必要に応じて生態系ベースの管理が組み込まれるよう、管理方式のためのパラメータをレビュ	改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的に実施する ・ 委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する(タイムフレーム、レビューの活動と財源、基準(まぐろ類 RFMO 合同会合のプロセスを通じて提案されるあらゆる変更を含む)、独立専門家の関与及びレビューの結果と CCSBT 戦略計画とのリンクを含む) 拡大委員会が現在利用可能な予算の最適利用をどのように達成するかについて検討するため、拡大委員会に対する現在の資金拠出取決めをレビューするとともに、拡大委員会の作業を支援するため、メンバーの政府に課される分担金以外の資金調達先を探求する 決定の根拠は文書にて明示する ・ 委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する ・ 委員会による過去の決定に容易にアクセスできるよう確保する CCSBT の手続規則に基づき、委員会文書の公開を継続する 代表団長会議の活用を最小限にすることにより、意志決定プロセスの透明性を改善する必要性について検討する 条約文をレビューし(仮にメンバー(ら)がそのような交渉を提案するならば)、かつ、適当な場合は、例えば管理方式やERSの管理措置のレビューの際などにおいて、委員会の決定を通じて、近代的な漁業管理原則及び又は基準を組み込む(後者の選択肢がより効果的であることに留意) ・ 予防的アプローチが適用され、及び必要に応じて生態系ベースの管理が組み込まれるよう、管理方式のためのパラメータをレビュ	 改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的に実施する 委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する(タイムフレーム、レビューの活動と財源、基準(まぐろ類 RFMO 合同会合のプロセスを通じて提案されるあらゆる変更を含む)、独立専門家の関与及びレビューの結果と CCSBT 戦略計画とのリンクを含む) 拡大委員会が現在利用可能な予算の最適利用をどのように達成するかについて検討するため、拡大委員会に対する現在の資金拠出取決めをレビューするとともに、拡大委員会の作業を支援するため、メンバーの政府に課される分担金以外の資金調達先を探求する。 委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示する 委員会による過去の決定に容易にアクセスできるよう確保する CCSBT の手続規則に基づき、委員会文書の公開を継続する でCCSBT の手続規則に基づき、委員会文書の公開を継続する でCCSBT の手続規則に基づき、委員会文書の公開を継続する 中程度 イ 中程度 ・中程度 ・ 中程度 <td>改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的に実施する</td>	改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的に実施する

 $^{^5}$ CCSBT が、パフォーマンス・レビューの 5 年ごとの実施に関する当初の勧告を今も適当であると考えるならば、最後に CCSBT パフォーマンス・レビューが実施されたのは 2 2014 年であることから、次のレビューは 2 2019 年に実施される必要がある。

			短	期	中	期	長期
		優先度	2016	2017	2018	2019	2020++
	• 科学委員会に対して、同委員会の作業にまだ組み込まれていない近代 的漁業管理原則及び/又は基準を組み込むよう要請する				•	•	
	• 原則及び基準が組み込まれていることを確保するために委員会の決定 をレビューする						• ⁷
7.3(ii)	最新の漁業管理の原則を委員会の意思決定に確実に組み込みことを含め、戦略・漁業管理作業部会(SFMWG)の継続的な任務を正式化する ・ SFMWGの継続的な任務、会議の名称、付託事項、及び上記 7.1(vii) のレビューの一環として議長に関するアレンジメントを明確に定義する ・ SFMWGから委員会への助言に最新の漁業管理の基準を組み込むことについての規定を SFMWGの付託事項に含める	中程度			•	•	
	(C) メンバーの参加及び実施に関	員するゴール	/				
8	監視、管理及び取締り						
8.1(i)	合意された MCS 措置をメンバーが実行する ● 「CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件」に含まれる委員会の保存管理措置リストを維持し、遵守委員会及び全ての漁業に関して正確なデータを得るための外部監査を通じて、これらの義務に対するメンバーの状況を評価する	高い	√	√	√	√	√
	• データの整合性を確保するための基準及び手続きの使用を継続する (例 水揚げ及び輸出/国内販売を伴う完全で正確な文書の提出の割 合の程度や、検査の割合の程度)		√	√	√	√	√
8.1(ii)	遵守計画を実施する	高い					

^{6 「}中程度」の優先度は、同項目が 2018-2019 年に実施されるべきものであることを示している。しかしながら、MP のパラメータについては、2017 年に予定されている MP レビューの一環としてこれをレビューするのがベストと考えられる。本作業の一部(例えば生態系ベースの管理)は、次回の MP レビュー (6 年後) に予定することが望ましいと考えられる。

⁷ 近代的な漁業管理基準及び原則に関する CCSBT の決定にかかるレビューは、CCSBT の 2014 年パフォーマンス・レビューの一環として実施された。委員会の決定に関する 次回のレビューは、次回の CCSBT パフォーマンス・レビューの一環として実施することが合理的かつ効率的であると考えられる。

			短	期	中	期	長期
		優先度	2016	2017	2018	2019	2020++
	• 委員会の目的にかなう追加的な MCS 措置及び/又は合意された MCS 措置の改善の必要性を評価する(例えば無報告漁獲の排除及び確認済みデータの保有)		✓	✓	√	>	✓
	• 実施中の MCS 措置と必要となる改善又は追加的な措置との間のギャップ、及びこれらを実施するプロセスを特定する		√	✓	✓	✓	✓
8.1(iii)	漁場から市場までのSBT漁業の各段階(転載、蓄養及び貿易など)における十分な遵守を確保すべく、全てのメンバー及び協力的非加盟国の取組の強化を継続する	高い	✓	✓	√	>	√
	FAO 寄港国措置協定及び各メンバーの国内法及び規則を踏まえ、寄港国検査決議を実施及びレビューする			√	√	<	√
8.1(iv)	MCS 活動及び SBT 貿易データのレビューを行うこと等を通じて、非協力的非加盟国による SBT 漁獲の可能性及び/又はそれらの国の SBT 市場の拡大を監視する	高い	ightharpoons	⇧	ightharpoons	介	仓
8.1(v)	遵守に関するデータの交換を促進すべくデータの機密性に関する規則の 実施をレビューする	高い	√ 8	√	√	√	√
8.1(vi)	事務局は以下を継続すべきである	高い					
	• 事務局に提出された MCS データを分析し、かかるデータの傾向を毎年報告する		√	√	✓	✓	√
	• 事務局に提出されたデータに基づき既存の MCS 措置の有効性を評価する		√	√	✓	>	√
	• CCSBTによる遵守に関する取組を管理及び監視する		✓	✓	✓	✓	✓

⁸ データの機密性に関する規則及び MCS 情報の収集及び共有に関する指針は、旧戦略計画の実施の一環として採択された。本行動項目の目的は、必要が生じた際の遵守に関するデータの交換を促進するため、これらの規則及び指針をレビューする余地を与えることである。

			短	期	中	·期	長期
		優先度	2016	2017	2018	2019	2020++
9	メンバーの義務						
9.1(i)	保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務 (例 国連公海漁業協定) に対するメンバーの履行、取締り及び遵守状況について定期的に監査を行う ・ 上記参照 (8.1 (i))	高い	√9	√	√	√	√
9.1(ii)	CCSBT 規則違反に対して CCSBT の是正措置政策を適用するとともに、遵守を促進するためのインセンティブを定める(上記 6.1 と関係)	高い	⇒	↔	₽	₽	₽
10	途上国支援						
10.1(i)	委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定する ・ 途上国のメンバーとともに作業し、委員会が決定した義務を彼らが満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか特定する ・ 支援の提供方法について特定する(技術向上、派遣、ワークショップなど) ・ 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する	高い	•	•	•		
11	CCSBTへの参加						
11.1(i)	CCSBT への完全な加入資格を漁業主体及び REIO まで拡大するための方法を策定する	中程度			•	•	
11.1(ii)	CCSBT の協力的非加盟国又はメンバーとなることを希望するこれらのためのプロセスを規定する	中程度/ 高い	•	•	•	•	
11.1(iii)	非協力的非加盟国による SBT 漁獲を特定し、もしあれば、関連主体による参加及び/又は協力を求める	中程度	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	⇒	⇔
11.1(iv)	より幅広な当事者の参加及び/又は協力に関する提供方法を調査する(港、市場又は運搬船の旗国であって SBT を漁獲していない国等)	中程度			•	•	

⁹ここにいう「監査」とは、定期的な品質保証レビューとともに遵守委員会が行う遵守状況の年次レビューを想定している。

			短期		中期		長期
		優先度	2016	2017	2018	2019	2020++
11.2(i)	SBT に関係する重要な寄港国又は市場国となっている又はなりそうな非メンバー国を特定するためのプロセスを策定し、かかる国々に対して CCSBT の管理措置への実施協力を要請する	高い	√	√	√	\	√

CCSBTの義務を遂行するための最低履行要件 - 遵守政策ガイドライン1

(第22回委員会年次会合(2015年10月15日)において改正)

- 5. 生態学的関連種に関する措置
- 5.2 生態学的関連種に関する勧告(勧告)

名称: みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告

"" : http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf

(海鳥に関するIOTC及びWCPFCの関連決議及びICCATの関連勧告へのリンクを追加)

注: CCSBT 20において、メンバーは、IOTC、WCPFC及びICCATの各条約水域においてメンバーの船舶がSBTを漁獲する場合、同機関のERS規則を遵守することを約束した。

5.2 生態学的関連種に関連する勧告

最低履行要件

CCSBTメンバーは、法的拘束力のあるCCSBT措置がない状況において、メンバーが加盟するRFMOの条約水域でSBTを漁獲する場合は、同RFMOのERSに関する規則及び約束を遵守しなければならない。従って、以下のとおり最低履行要件を規定することが有益である。

- 1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。
- a. 以下に掲げるIOTC、WCPFC及びICCATが定めた海鳥を保護するための措置を遵守する。
- i. 南緯25度以南のIOTC及びICCATの条約水域において漁業を行う場合、又は南緯30度以南のWCPFCの条約水域において漁業を行う場合には、全てのはえ縄漁船が3つの混獲緩和措置、すなわち1)最小限の照明による夜間投縄、2)吹き流し装置(トリライン)及び3)加重技縄のうち少なくとも2つを使用することを確保する。

(各措置の仕様については、関連するRFMOによる定めに整合しなければならない。)

- ii. その他の水域において漁業を行う場合には、科学的助言を踏まえ、必要に応じて上述の措置の実施を検討する。
- b. IOTC、WCPFC又はICCATの条約水域において漁業を行うときは、当該機関が定めた海鳥以外の生態学的関連種を保護するための措置(海 亀、サメ等)を遵守する。
- c. IOTC、WCPFC又はICCATの条約水域において漁業を行う場合には、それぞれの機関が偶発的捕獲に関して採択したデータ提出要件を遵守する。
- d. 以下の機関にデータを報告する。
- i. 拡大委員会及び生態学的関連種作業部会会合
- ii. SBT漁業がIOTC、WCPFC及びICCATの条約水域で行われている場合には、それぞれ該当する機関

拡大委員会のメンバーとして受け入れられた EU による公式声明

本日は、欧州連合にとって非常に重要な日であります。

我々が2006年にCCSBTへの協力を開始して以降、加盟を成し遂げるまでに長い道のりがありました。我々は協力的非加盟国としてではありますが、CCSBTに強く関わってまいりました。

CCSBT は、EU にとって重要な機関であり、我々は加盟を申し入れることの価値を認識しています。本日、我々の申請を支持してくださった CCSBT メンバーに感謝申し上げます。CCSBT において今後もともに作業していくことを楽しみにしております。

みなみまぐろ保存委員会事務局と アホウドリ類とミズナギドリ類の保全に関する協定事務局 との間の了解覚書

みなみまぐろ保存委員会事務局(以下、CCSBT 事務局という。)及びアホウドリ類とミズナギドリ類の保全に関する協定事務局(以下、ACAP 事務局という。)は、

移動性野生動物種の保全に関する条約の下に設立されたアホウドリ類とミズナギドリ類の保全に関する協定(以下、ACAPという。)は、アホウドリ及びミズナギドリ個体群に対する脅威を緩和するための国際的な活動の調整によりアホウドリ類及びミズナギドリ類の望ましい保存状態の達成及び維持を探求する多国間協定であることを認識し、

ACAP 第10条 (d) は、ACAP 事務局が非締約国及び地域的な経済統合のための機関との連絡調整を行うとともに、締約国及び非締約国と、アホウドリ類及びミズナギドリ類の保全(保護及び管理を含む)に関する直接的又は間接的な活動を行っている国際的及び国内の組織及び機関との間の調整を促進することを許可していることに**留意し**、

さらに、ACAP 第11条は、ACAP 事務局が、必要に応じて他の関連する条約及び国際機関の事務局と共通の関心を有する問題に関して協議及び協力すること、及び適当な場合は締約国による承認を条件に他の組織及び機関と協定を結ぶこと、及びそうした組織及び機関と情報及びデータの交換について協議及び協力することを許可していることに**留意し、**

みなみまぐろ保存委員会(以下、CCSBT という。)の目的は、適切な管理を通じて みなみまぐろの保存及び最適利用を確保することであることを**認識し、**

さらに、みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するためのCCSBT 勧告(2008年)の前文において、CCSBT はみなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを決意すると明記されていることを**認識し**、

CCSBT のメンバーの一部はACAP の締約国でもあることを認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第12条は、条約の目的を達成するため、特に、科学的情報を含む入手可能な最善の情報を取得することにつき、関連する目的を有する他の政府間機関と協力するものとし、また、これらの政府間機関の業務との重複を避けるよう努めることを求めていることに**留意し、**

CCSBT 及びACAP のゴールの達成は、アホウドリ類及びミズナギドリ類に関して採択された保存措置を強化していく視点からの協力によって得られるものであることを認識し、

アホウドリ類及びミズナギドリ類の保存を強化に向けた協力を促進するための協定 及び手続きの整備を**希求し、**

以下のとおり連帯して決定する。

1. 覚書の目的

この了解覚書(MoU)の目的は、みなみまぐろを対象とする漁業に起因するACAP付属書 1 に掲載されたアホウドリ類及びミズナギドリ類の偶発的混獲を最小化するための努力を支援する観点から、CCSBT 事務局及びACAP 事務局(以下、「当事者」という。)の間の協力を促進することである。

2. 協力する分野

CCSBT 事務局及びACAP 事務局は、アホウドリ類及びミズナギドリ類の保存(保護及び管理を含む)に直接的又は間接的に関連する以下のような共通の関心分野について、相互に協議、協力及び協働することができる。

- (a) データの収集及び分析、並びにみなみまぐろを対象とする漁業に起因するアホウドリ類及びミズナギドリ類の混獲に関する情報の交換に関する体制の構築
- (b) アホウドリ類及びミズナギドリ類の保存に関する管理手法にかかる情報の交換
- (c) アホウドリ類及びミズナギドリ類に遭遇する可能性がある海域において操業する漁業者に対する普及啓発プログラムの実施
- (d) みなみまぐろ漁業操業に関連するアホウドリ及びミズナギドリの混獲緩和措置 のデザイン、試験及び導入
- (e) アホウドリ類及びミズナギドリ類に影響を与える脅威を緩和するための保存技 術及び措置に関する訓練プログラムの策定
- (f) みなみまぐろ漁獲時のアホウドリ類及びミズナギドリ類の保存に関する専門的 見解、技術及び知見の交換
- (g) ACAP 及びCCSBT の関連会合におけるオブザーバーとしての相互の参加

3. レビュー及び改正

このMoU は、両当事者の書面による同意により、時を選ばずこれをレビュー又は修正することができる。

4. 法的地位

当事者は、この了解覚書が両者を法的に拘束しないことを認める。

5. 発効及び終了

- (a) この了解覚書の有効期間は6年とする。その時点において、当事者は了解覚書の 運用状況についてレビューし、これを更新するか、又は修正するかについて決 定するものとする。
- (b) いずれの当事者も、一方の当事者に対して6 ヶ月前に書面で通知することにより、この了解覚書を終了することができる。
- (c) この了解覚書は、署名がなされた時点において発効するものとする。

署名		
20日	ににおいて署名した。	
 CCSBT 事務局長	ACAP 事務局長	

みなみまぐろ保存委員会と 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 との間の取決め

みなみまぐろ保存委員会(以下「CCSBT」という。)及び南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(以下「CCAMLR」という。)は、

みなみまぐろの保存のための条約(以下「CSBT条約」という。)の目的は、 みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある ことに**留意し**、

さらに、南極の海洋生物資源の保存に関する条約(以下「CAMLR条約」という。)の目的は、その合理的な利用を含め、南極の海洋生物資源を保存することにあることに**留意し**、

CSBT条約第12条は、CCSBTに対して、この条約の目的の達成を促進するため、特に、科学的情報を含む入手可能な最善の情報を取得することにつき、 関連する目的を有する他の政府間機関と協力し、また、これら政府間機関の 業務との重複を避けるよう努めることを要請していることを**認め**、

CAMLR 条約の前文は、CCAMLR が南極の海洋生物の保存を確保するために必要な措置及び科学的研究を勧告し、促進し、決定し及び調整するための適当な機構を設立することが望ましいことを認識していることを**考慮し**、

CAMLR 条約の規定は、対象種と同一の生態系に属する非対象種、密接な関係のある種又は依存種の保存を取り上げていることに**留意し**、

さらに、2008 年の CCSBT みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告の前文において、CCSBT が、みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを決意していることを明記していることに**留意し**、

両機関の活動の重複及び不一致を避けるべく、両機関の権限下にある及び/又は相互に関心のある資源及び種の保存及び合理的な利用を促進するための取決め及び手続を導入することを**希望し**、

よって、CCSBT 及び CCAMLR は、次のとおり取決めを記録する。

1. 目的

この取決めの目的は、CCSBT と CCAMLR (「両委員会」)が関心を有する 資源及び種の保存及び合理的な利用を強化するために、必要に応じて、両委 員会間の協力を促進することにある。

2. 協力分野

両委員会は、両機関の共通の関心事項についての協議及び協力を開始し、継続する。特に、両委員会は次のことを実施する。

- (i) 各委員会の情報共有方針に従って、相互に関心のある事項に関して、 会合報告書、情報、文書及び出版物を交換する。
- (ii) 各委員会の情報共有方針に従って、それぞれの委員会の活動及び目的 を支援するためのデータ及び科学的情報を交換する。交換する情報に は、次のものが含まれるが、これらに限定されない。
 - (a) 両委員会の保存措置に基づく許可船舶
 - (b) 違法・無報告・未規制 (IUU) 漁船;
 - (c) 漁獲、混獲及び船舶に関する情報及び/又はデータ1;
 - (d) みなみまぐろの全世界の資源評価を対象とした CCSBT から CCAMLR への年次報告書、並びに最新の海洋、漁法、漁業国ご とのみなみまぐろ漁獲データ
 - (e) CAMLR 条約水域において操業を行う漁船による(旗国及び漁法 別の)みなみまぐろ漁獲について詳述した CCAMLR から CCSBT への年次報告書
- (iii) 相互に関心及び懸念のある分野、特に非対象種、密接な関係のある種 及び依存種(生態学的関連種)の混獲に関する手法の調和について協 力する。
- (iv) 適当な場合には、相互に関心のある種に関する分析及び調査作業について協力する。
- (v) お互いの保存管理措置に対する理解及び協力のための手法を検討する。
- (vi) 各委員会の手続規則に従い、それぞれの委員会の代表者に対して永続 的なオブザーバーの地位を相互に付与する。
- (vii) 情報管理、遵守状況の評価、CDS、ウェブサイトの作成、データのモデリング及び基盤、データベース開発、データ交換プロトコル及び事務局運営上の課題といった共通の関心分野に関する事務局間の協力を奨励する。

¹ 現時点において公表されている CCSBT の混獲データは CCSBT への報告書に記載された情報に限定されていること、CCSBT のメンバー間で交換された混獲データの機密性に関する分類はデータを提供したメンバーによる明確な承認及び署名した機密保持契約がない限り公表されないこと、及び個々の船舶に関連する漁獲データは機密データとして分類されていることに留意。

3. 協議プロセス

協力関係の効果的な発展、実施及び強化を加速させるため、両委員会は、両事務局間において、電話、電子メール及びこれらに類似した連絡手段を含む協議プロセスを設置することができる。かかる協議プロセスは、両委員会の事務局が出席する会合の合間において、適切な事務局職員によって実施することもできる。

4. 改正

この取決めは、両委員会相互の書面による同意によって、いつでも改正することができる。

5. 法的地位

この取決めは、法的拘束力のある権利又は義務を与えるものではない。

この取決めは、両機関の保存管理措置を遵守に関する両機関のメンバーの義務を変更するものではない。

6. その他

7.

署名

CCSBT 議長

- (i) この取決めは、署名の日から開始する。
- (ii) いずれか一方の委員会が、他方の委員会に対して、6か月前までに書面による通告を行うことでこの取決めを終了させることができる。
- (iii) この取決めは、(3) 年間継続して実施する。この期間において、両委員会は、この取決めの実施をレビューし、更新するかどうかについて決定する。

CCAMLR 議長

CCSBT手続規則の規則10の改正

CCSBT手続規則のパラグラフ4から6を、以下の二つのパラグラフに置き換える。

- 4. すべての補助機関又は諮問機関は、それぞれの会合の終了前に報告書を採択し、委員会に報告書を提出するものとする。
- 5. このパラグラフに従って、委員会、補助機関又は諮問機関の会合の報告書は、加盟国が報告書又はその報告書の特定の部分を公表しないことを要求しない限り、委員会による採択又は規則6のパラグラフ5の規定に基づく決定により、委員会の外部に公表されることになる。この要求は、委員会報告書が採択される前、又は公表が決定される前に行われなければならない。その場合に、委員会は、公表する対象者を含めその公表を制限するか否かについて、また制限する範囲について決定する。